

序

『相関社会科学』編集委員会

本誌『相関社会科学』は、東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻（相関社会科学コース）が中心となって発刊している学術誌である。学際的・総合的な社会科学研究の創造と進展を目的とし、1990年の創刊から今回で第30/31号を迎える。本号は昨年度、コロナ禍により公刊できなかった第30号との合併号である。また本号は、オンラインジャーナルに完全に移行してはじめての号でもある。

本号の構成はつぎの通りである。まず本号の中心となる論文2編は、一般公募によるものである。一般公募には5編の応募があった。例年と同じく、すべての論文にかんして匿名の複数のレフェリーによる厳正な審査がおこなわれ、この2編が掲載されることとなった。惜しくも掲載に至らなかった論文もふくめ、投稿していただいた方々、レフェリーの方々、そのほか本号の作成にご協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げたい。

公募論文に続いて、調査報告論文を4編、書評論文を2編掲載した。前者は、相関社会科学コースが2019年度および2020年度に取り組んだ地域社会にかんする学術調査プロジェクトの成果の一部である。相関社会科学コースの日常的な関心を知っていただく一助になれば幸いである。

范本梁アナーキズムの思想史的水脈をさぐる

—— 幸徳秋水と大杉栄を手がかりに ——

セ ン 亜 訓

1. はじめに

第一次世界大戦後、帝国秩序の再編と民族自決の高揚を背景に、日本と台湾では改革を求める声が盛り上がり、社会各層においても多様な社会運動が登場した。大戦を経験し、日本資本主義は金融資本独占体制の形成と軍需産業・植民地経営の拡大、都市中間層の増加といった資本と産業、人口の構造が大きく変動する段階に入った⁽¹⁾。こうした変化は日本で米騒動と悪税反対、普選運動、労働争議、農民組合運動などの大衆運動を引き起こしたとともに、海外と植民地においても五四運動と三一運動のようなナショナリズムの台頭と帝国の資本進出に対する反発の口火となった。この時期、台湾ではタパニー事件⁽²⁾につづき、文化啓蒙と議会設置請願運動、プロレタリア運動、アナーキズム、農民組合といった大衆運動が植民地支配への対抗を複線的に試みた。

台湾の政治・社会運動にかんして、上述した潮流に加え、大正デモクラシーと新カント主義による文化主義に触発された動きとする見方が一般的である⁽³⁾。そのなかで、資料の欠乏などの原因で植民地台湾アナーキズム運動についての思想史研究は僅少である⁽⁴⁾。こうした研究状況をふまえ、本稿は現在知られる限りで台湾出身の最初のアナーキスト—— 范本梁(1897-1945) ——を取り上げる。世界大戦後の思想状況に着目した分析手法と異なり、本稿は明治末期にさかのぼって幸徳秋水の帝国主義論と直接行動論、そして大杉栄の征服の事実を手がかりにして帝

国日本と植民地台湾アナーキズムの思想史的水脈をたどる。

第一次世界大戦前後、第二インターナショナルの弱体化とボルシェヴィズムの台頭につれ、欧米およびアジアのアナーキズム運動全体では潜行化の傾向が見られた。また、世界中多くのアナーキズム運動が共有した反権威と脱中心化の思考によって、匿名や共同執筆という個人が特定されないような手法で運動を広げた事例が多かった。その結果、移動の記録や組織のネットワーク、史料と研究対象のつながりが確認しにくいという課題は現在でもアナーキズム研究に残っている。

こうした状況のなか、ダーリック(Arif Dirlik, 1940-2017)は初期社会主義の文脈から中国のアナーキズムとマルクス主義を取り上げ、両者が共有していた革命的言説とソーシャル・ラディカリズムの性質を析出する。分別視するのではなく、その同時展開を強調する視点から、彼はアナーキズム研究を広義の社会主義運動の歴史と参照しながら、東京の社会主義研究会⁽⁵⁾とパリの世界社の重要性を指摘し、中国のアナーキズム運動を描いている(Dirlik[1991: 10-14])。日本のアナーキズム運動について、クランプ(John Crump, 1944-2005)は無政府共産主義とサンジカリズム、ナロードニキ・テロリズムの三つの側面から明治日本における社会主義とアナーキズムとの連続性を捉える。そのうえで、明治アナーキズム思想の核としては、ロシア社会革命党とアメリカのサンジカリズムなど、イデ

オロギーとしてのアナーキズムと必ずしも一致しない部分からなると指摘される(Crump[1996: 17-29])。同様に、梅森直之は日本におけるアナーキズムとマルクス主義の同時伝来に注目し、後に資本主義への対抗姿勢と社会運動の主体化をめぐる認識の違いによって対立構図が形成したと論じる(梅森[2016: 38-41, 246])。

ほかにも、東アジアにおけるアナーキズムの思想と行動の展開に着目し、ローカルな文脈から国別研究を進める手法がある⁽⁶⁾。また、横浜直接行動グループやタパニー事件に注目し、エスペラント運動とアナーキズムとの密接な関係から人物や団体の研究を展開する研究も分析視野を広げている⁽⁷⁾。そのなかで、邱士杰はダークリックの議論をふまえ、1920年代初頭台湾の社会主義運動におけるAB連携(アナ・ボルという略称による表現)の特徴に注目し、トランスナショナルな視野からいわゆる黎明期社会主義思想の展開と転回を語る(邱[2009: 4-20, 124-125])。彼はアナーキストとエスペランティスト、社会主義者の間で結成した越境的な連帯から范本梁の思考と行動を扱う。范のアナーキズムの受容とそのインパクトにかんして、東京のコスモ倶楽部⁽⁸⁾と上海の東方無政府主義者聯盟、華北の台湾人大会が取り上げられるとともに、范が導いた新台湾安社と『新台湾』は台湾に限らず、日本と朝鮮、中国との交流の文脈から検討される(ibid: 122-153)。邱の分析によると、激しい弾圧にさらされていた范はAB連携を拒否し、一匹狼の独自路線を取り、アナーキズム暴力論に内在する革命の契機に献身したという(ibid: 134-141)。そのうえで、彼は東アジアの視野から台湾のアナーキズム研究を深め、范との交流を持っていた申采浩(1880-1936)と林炳文(生没年不詳)の朝鮮と中国での活動の軌跡をほりだし、さらなる研究を進めた。(邱[2017: 79-82])。

上述した先行研究をふまえ、東アジアの文脈と広義な社会主義運動の側面から検討する必要

を意識しながら、本稿では思想史の側面を重視し、東アジアのアナーキズム研究のなかでつねに言及される一方、その思想にかんしてまだ一般的な叙述にとどまった范本梁のアナーキズムを再考する。以下では『新台湾』の創刊宣言を切り口に、帝国主義論と進化説、易姓革命、征服の事実、暴力論といった流れで、幸徳秋水と大杉栄の論理を手かがりにして范の思想形成をさかのぼり、彼のアナーキズムのポテンシャルを示す。これにより、社会主義研究会や横浜直接行動グループ、コスモ倶楽部のほか、台湾アナーキズム運動の思想受容のルートを20世紀の変わり目の帝国主義論に求める。そのうえで、植民地の思想史研究の分野で比較的扱われていない幸徳思想と大杉思想の役割を把握する。最後に、方法上いままでも思想史的意義が明確にされていない植民地台湾のアナーキズムを探究する可能なアプローチを立てることにより、東アジアの帝国と植民地研究の分野に関連する研究に寄与する。

II. 范本梁のアナーキズム

范本梁は1897年に台湾の嘉義で生まれ、故郷では「鉄牛」の称号で知られたアナーキストである。彼は1915年タパニー事件前後渡日し、青山学院と茨城土浦の中学校、上智大学に順次進学していた。1920年にサンジカリズムの会合とコスモ倶楽部に出入りして以来、大杉思想に共鳴しはじめたと考えられる。翌年6月、彼はコスモ倶楽部が「人類愛的結合」を題目に東京の神田青年会館で主催したサンジカリスト系の社会問題講演会で台湾解放を唱道した。この行動が「不穩演説」とみなされたため、范は一時的に拘束された。釈放された後、彼は北京に移動し、景梅九(1882-1961)が導いたアナーキズム団体の北京安社⁽⁹⁾に加わり、山鹿泰治(1892-1970)と李会栄(1867-1932)、申采浩等のアナーキストとエスペランティストとの交流を持ち、北京と

上海で活動していた⁽¹⁰⁾。1923年に彼は北京で新台湾社を創設し、翌年、みずからのアナーキズムの旗を掲げ、新台湾社を新台湾安社と改称させたとともに、機関紙の『新台湾』(*La Nova Formoso*)を発刊した。資金難と奉天派の軍閥からの弾圧などの事情で、范は1926年に帰省し、台湾でアナーキズムの革命運動を広げようとしたが、まもなく治安維持法により検挙され、5年の禁錮の刑に処された⁽¹¹⁾。1931年に彼はふたたび治安維持法違反で15年の重刑が科せられ、1945年に獄死した。

生涯のほとんどが監視と弾圧、禁錮の嵐のなかで過ごした范は外務省と台湾総督府の記録によれば、台湾における「暴動的革命」を叫んだ危険人物であるという。一方、知人の回想のなかでは行動力が高く、情熱的に弁舌をふるう姿が見える⁽¹²⁾。こうした印象の背後に流れていた思想にかんして、1920年の「結婚の改善を絶叫す!!」、1924年の演説「大杉栄を追慕する」(原題：追慕大杉栄先生)、1923年から1926年にかけて全3号が刊行した『新台湾』、1926年の「獄中瑣言」などのほんのわずかな出版物しか残っていない⁽¹³⁾。

そのなかで、范思想の中身をうかがえる手がかりとしてあげられるのは、1923年にリーフレット形でくばられた『新台湾』創刊の宣言である。この宣言にかんして、中国語の原文および台湾総督府警務局の記録に残った日本語の訳文とそれをもとに翻訳し直された中国語の復文の三つがある⁽¹⁴⁾。檄文として、およそ4,000字程度の范本梁の論説は世界弱小民族の生存、近代における人間的価値の圧殺、社会進化の概略、帝国主義と植民地支配の問題、民族自決への疑問、暴動的な社会革命の主張、ボルシェヴィズムとの峻別、トランスナショナルな決起といった問題設定と課題からなっている。

まず、宣言の冒頭では「現在大多数の台湾民衆は世界弱小の民族と一様に無聊、悲苦、迷信、

暗黒、暴虐、圧迫を避けんことを希ふ」(台湾総督府警務局(編)[1939: 878])という状況が述べられている。そのうえで、平和と幸福、真理、光明、正義、自由などの人間の天性と社会進歩の土台となる価値の圧殺が示される。そして、范は「政府が人として当然享くべき一切の自由を剥奪し、資本家が人として当然享くべき自然の財貨を独占」(ibid: 878)した問題点を指摘し、その原因について、以下のように述べている。

而して之等〔姦淫誘拐と鬪墻盜奪、侵略戦争、差別、経済的不平等、権利の偏頗などの問題〕の総てが国家、政府、官僚、軍閥、貴族等強者の罪惡であり、資本家、地主、工場主、銀行家及び貨幣を集積する盗人の罪科であり、総てが権力の存在と私有財産制度維持の齎す必然的惡果なることが判明した(ibid: 879)。

こうした問題認識は范に「社会発達史」が明示した諸「事実」と呼ばれ、近代において人間の生存に迫ってきた状況とされる。宣言の構成と表現のみならず、彼の思考様式には幸徳が『社会主義神髓』(以下は『神髓』)のなかで描いた産業革命以降の社会像と、大杉が「征服の事実」の論理で示した近代社会における対立の両極化の類似性が見られる⁽¹⁵⁾。唯物史観を切り口とし、范は「自然の法則」にしたがった共居・漁獵時代、「奴男隸女の惡風」、「遊牧粗農の部落制度」、「貯蓄及利息の觀念」などの叙述でマルクス主義の公式の原始共産制・奴隸制・封建制・資本制という思考様式を述べている。そして、資本制の段階に達した近代社会は、家族制度と階級、民族の対立に基づいた国家主義⁽¹⁶⁾の形成につれて、最終的に「現代の怪物侵略的帝国主義の出現」にいたったと、彼は訴えている(ibid: 879)。

この表現は、幸徳の『帝国主義』(原題：

二十世紀之怪物帝国主義)で知られる「二十世紀の怪物」の表現を想起させる。また、『帝国主義』の抄録と書き換え(紙幅の都合上、註でまとめる)によって、范は帝国主義を「迷信的愛国心」と「狼虎の如き軍国主義」、「専制政治家の圧迫」、「安逸の資本家の横暴」の四点から定義する¹⁷⁾。そのうえで、「弱少の被征伏民族の輩出」と「最大多数の民衆の困窮」という状況の深刻化への懸念が表明される。また、「現代の怪物たる侵略的帝国主義は多数民衆の労苦、悲惨を顧慮」せず、「私欲の満足の為に他の国土を侵略し他国の財貨を掠奪し他国の人民を殺戮」するという状況も激しく非難される。こうした視点をふまえ、范は朝鮮と台湾における植民地支配を「二十世紀の怪物たる侵略帝国主義、国際的資本主義から来た併呑であり、覇占である」と位置づける。

そして、范は台湾の議会設置請願運動をふくめ、第一次世界大戦後植民地で起きた民族自決・独立運動や日本の普選運動などの改革の動きを疑問視する。これらの運動について、彼は「暴を以て暴に易ふるの運動であって、小數〔少数〕資本家及有資階級の壟断」に利用されやすく、辛亥革命とボルシェヴィズムと同様に不徹底的かつ誤った動きと考える(ibid: 880-881)。

愛国心と軍国主義、資本主義などの要素からなる帝国主義論の筋道から考えると、幸徳の帝国主義論を容易に想起させる。さらに、暴を以て暴に易うというのではなく、范は「暴動的アナキズム」と「暴動的社會革命」、「科学的アナキズム」を提起し、帝国主義との対決を求めている。その理想像にかんしては次のように語られる。

我等は少数人の国家を変じて多数自由人の国家とし陸海軍の国家をして農工商人の自由組織の社會とし、資本家横暴の社會をして労働者共有の社會とし軍人を生産的農工商人と

なし、少数人独占の私有財産制を変じて多数人の共同財産となし、……世界を家と為さしめ、無宗教無迷信を主張し一切の不正不義、非文明、非科学、非人間的邪説を改造し、総べて斯民の幸福、自由人の福利としなければならぬ(ibid: 881, 傍点筆者)。

この段落で、范は幸徳が『帝国主義』で提起した「多数の国家」、「農工商人の国家」、「平民自治の社會」、「労働者共有の社會」の社會主義的理想を用いている¹⁸⁾。そして、平民自治は、「斯民」、「自由組織」、「自由恋愛」、「自由の独居」、「多数自由人」などの表現で描き出され、一人ひとりを包摂した共同生存の理想が掲げられている。最後に、幸徳の帝国主義批判にに応じて、范は同様に世界主義を唱道する一方、十月革命以降のボルシェビキ政權への懸念を念頭に、科学的社會主義の代わりに科学的アナキズムを主張した(ibid: 881)。

まとめると、まず、『新台湾』の宣言には幸徳の『神髓』と『帝国主義』における資本主義と帝国主義とのかかわりをめぐる議論と、大杉の「征服の事實」に近い見解が見られる。次に、専制政治と被征服民族の状況が指摘されたが、征服／被征服の位相から捉えられた植民地問題の視野は大杉の問題関心につながっている。そして、このような論理の連続性は范の植民地支配論の基盤となっておりと同時に、社會主義からアナキズムへ傾いたという思考展開にもかかわる。さらに、暴を以て暴に易うという易姓革命への懸念と、范が掲げた暴動的・科学的アナキズムとの間には、反復としての暴力と反逆としての暴力というreproductionとinsurrectionの対立構図が存在すると考える。

III. 帝国主義論の軌跡

上述した幸徳と大杉の思想とのつながりは1920年代いわゆる植民地・半植民地で展開した

范のアナーキズムにどのような影響を与えたのか。大逆事件と戦前から戦時中そして戦後の社会主義に対する検閲によって、1910年から1952年まで、幸徳秋水の著作は、発売禁止や字句の削除の処分となっていた¹⁹⁾。そのため、1950年代まで、思想的に『帝国主義』を扱う研究はほとんどなかった。幸徳思想を再考するアプローチにかんしては、初期社会主義と初期アナーキズム、そして非戦論から検討することが一般的である。そのなかで、幸徳の『帝国主義』は非戦論を固く守った立場と、ホブソン(J.A. Hobson, 1858-1940)とレーニン(Vladimir Lenin, 1870-1924)の帝国主義論よりはやく登場したという先駆性から評価される。一方で、日本資本主義に対する認識が浅いと批判されるとともに、思想としての価値も疑われている²⁰⁾。また、社会革命における階級認識の重要性を見逃した問題点と、植民地の視座の欠如もつねに指摘される²¹⁾。

こうした見解にたいして、植民地への問題関心をきっかけに、あらためて幸徳思想を検討する研究は、平民社と亜細亞和親会、朝鮮の独立運動を視野に入れ、トランスナショナルな連帯の側面をも重視する。梅森はネグリ(Antonio Negri)とハート(Michael Hardt)が語るマルチチュード(multitude)を用いて、遍在した平民社同人の動きから幸徳思想における「平民」の概念を考え直す。そのうえで、帝国主義との対抗を背景に、彼は非国民の立場において安重根の行動と照応した平民社の非戦論を、越境的な観点から再定位した(梅森[2016: 104, 119, 133])。また、李京錫は亜細亞和親会に着眼し、帝国と植民地・半植民地の緊張関係を越えた越境的な連帯に寄与した平民社の役割を強調する。李によると、朝鮮とベトナムの運動家が共鳴した幸徳と大杉の思考は亜細亞和親会がアジアにおける「社会主義のアキレス腱」となった要因であるとする(李[2005: 101-104, 111-112])。同様に、ティア

ニー(Robert T. Tierney)は亜細亞和親会に基づいた連帯を取り上げ、帝国主義への問題関心をアジアの共同体観の基盤として捉えている(Tierney [2015: 121-122])。それにとどまらず、彼は非戦論の土台となった幸徳の帝国主義論を重視し、朝鮮独立運動と大逆事件(難波大助、朴烈の場合を含む)を手がかりに、幸徳思想における植民地主義論のポテンシャルを提示した(ibid: 129-131)。これらの観点をふまえ、以下は『帝国主義』と『神髓』、『新台湾』の宣言との連続性から見えてくる幸徳思想の軌跡を明示したうえで、范のアナーキズムを検討する。

III.1. 愛国心・軍国主義・資本主義の三段論法

1901年に出版された『帝国主義』のなかで、名文句の「帝国主義はいわゆる愛国心を経となし、いわゆる軍国主義を緯となして、もって織り成せるの政策にあらずや」(幸徳[2013: 19])の通りに、幸徳は愛国心と軍国主義から古来より存在する帝国主義の本質を見抜いている。そのうえで、資本主義分析に基づき、近代的帝国主義の性質にかんしてはナショナリズムと資本主義発達から指摘される(ibid: 103, 106-107)。

まず、愛国心にかんして、幸徳は自利と好戦の動物的天性を愛国心が成立する前提として捉えたうえで、政治的領域にける自他分別が友敵対立のベースとなるにともない、愛国心が「故郷に対する醇乎たる同情惻隠にあらずして、他郷に対する憎悪なり」と指摘する(ibid: 21-22)。すなわち、愛国心とは普遍的な愛の一形式でなく、他者との分別を前提とした、排他に基づく感情の構造なのである。

社会が適者生存の法則に従って、漸く進出し発達し、その統一の境域とその交通の範囲もまたしたがって拡大するに至るや、その公共の敵とせる異種族、異部落なる者、漸く減じて、彼らが憎悪の目的また失わる。……而

して姑息なる政治家や、功名を好むの冒険家や、奇利を趁うの資本家は、(中略)実に個人間における憎悪の心を外敵に転向せしめて、……而してこれに応ぜざるあれば即ち責めて曰く、非愛国者なり、国賊なりと。知らずやいわゆる帝国主義の流行は実に這箇の手段に濫觴せることを、いわゆる国民の愛国心、換言すれば動物的天性の挑撥に出でたることを。(ibid: 28-29)

こうした論理のなかで注目したい点は二つある。一つは、適者生存という進化の法則から始まり、異なるものの統一を経て、動物的天性に帰着するという論法における適者生存から弱肉強食への転回である。もう一つはこうした転回のなかで愛国心が置かれた国民／外敵・非愛国者・国賊の対立関係の形成である。そのなかで、政治家と冒険家(投機者)、資本家らは国民／外敵や国民／国賊という内外における対立の枠が形成し、他者に対する憎みを外敵へ、さらに国賊へと広げていくアクターと考えられる。それにより、社会進化の過程は折り返されたように動物的天性に還元された。幸徳は、愛国心は社会進化の原動力にならないため、「人は自ら奮って自然の弊害を矯正するが故に進歩あるなり」(ibid: 49)と述べた。つまり、社会を進化させるには人間による変革が必要であると主張しているのである。

次に、日清戦争から義和団事件までの五年間を背景に、幸徳は人道と正義の名のもとに提唱された軍国主義を非難し、軍備拡張を支えた国富説と秩序平和説に反論する。彼の分析によると、国力を増強するために、軍拡は当面の急務だという国富説は実に軍人の好戦と資本家の投機、国民の愛国心の三つによって構成されるものである²³。また、平和の概念がすでに軍国主義に導入され、戦争の概念と矛盾するものの、互いに依存するという状況が指摘される。さら

に、「平和の確保より平和の攪乱となるは僅かに一転歩のみ」(ibid: 83)という平和の曖昧さが述べられる。それに、幸徳は戦争と国家生存とのかかわりを疑問視する。彼にとって、戦争をつうじて国家間の紛争を解決することは近代的なものでなく、昔から存在する手段である。手段としての戦争は独裁と暴力の悪循環を迎えるしかないと、彼は考えている。最後に、交戦した国々とその人民がともに倒れ、終わりのなき戦争状態に陥ってしまうと、注意が喚起される²⁴。

資本主義の問題にかんして、幸徳はイギリスのニュー・リベラリストのロバートソン(J.M. Robertson, 1856-1933)の考察を用いて、独占と過少消費、配分の不平等などの問題を語っている。帝国主義・植民地戦争が頻繁に起きた時代に、領土拡張をめぐる議論では、一国の資本主義の発展が成長の頂点に達すれば、必然的に海外市場の需要が生じるという見方が一般的であった。このような過剰説にたいして、幸徳は欧米の事例を参照したうえで、人口を理由にして戦争を起こして領土を獲得しようとした帝国主義を非難する。また、資本過剰説にたいして、彼は帝国主義による諸問題をあらためて独占と富の再分配の視点から論じる。この時期幸徳の帝国主義認識のなかで、根源となるのは経済と社会の仕組み、利益の分配である。既存のシステムが変わらない限り、いかなる領土を獲得しても問題は改善しないと論じられる²⁴。

彼ら〔帝国主義者〕は何をもって新市場の開拓を必要とするや、曰く資本の饒多と生産の過剰に苦しめばなりと。……彼らが生産の過剰なるは、真にその需用なきがためにあらずして、多数人民の購買力の足らざるが故のみ、……実に現時の自由競争制度の結果として、彼ら資本家工業家がその資本に対する法外の利益を壟断するがためにあらずや(ibid: 102-103)。

こうした認識のなかで、帝国主義の問題は単に戦争か平和かということに関係するのではなく、また単なる人道の危機でもない。先述したように、問題なのは大衆の感情構造と経済の体制、政治の仕組みとの絡み合いである。これらの状況をうけ、幸徳は大規模な変革を求め、帝国主義に歯止めをかけようとした。ゆえに、彼はフランス革命のスローガンである「自由・平等・博愛」を掲げ、「現時の自由競争制度を根本的に改造して、社会主義的制度を確立するためにあらざるべからず」(ibid: 103)と唱え、帝国主義との対決を試みた。

少数の国家を変じて多数の国家たらしめよ、
陸海軍人の国家を変じて農工商人の国家たらしめよ、
貴族専制の社会を変じて平民自治の社会たらしめよ、
資本家暴横の社会を変じて労働者共有の社会たらしめよ。……而して後ち正義博愛の心は即ち偏僻なる愛国心を压せんなり、
科学的社会主義は即ち野蛮的軍国主義を亡さんなり、
ブラザー・フードの世界主義は即ち掠奪的帝国主義を掃蕩荊除することを得べけんなり(ibid: 117, 傍点筆者)。

ほとんどが『新台湾』の宣言に抄録されたこの段落では、多数の国家、農工商人の国家、平民自治の社会、労働者共有の社会の理想像が掲げられる。そして、共和主義の伝統の下で「ブラザー・フード」が唱えられると同時に、愛国心・軍国主義・資本主義の三つの要因からなる近代帝国主義批判としての科学的社会主義が主張されている。この意味で、彼が語る世界主義とは共和主義と社会主義を組み合わせた発想であり、コスモポリタンな理想なのである。

III.2. 『社会主義神髓』と『新台湾』宣言における進化説の連続性

范の資本主義・帝国主義認識とアナーキズム

の理想像を支えた論理について、幸徳の『神髓』から検討する。『神髓』は一般に科学的かつ体系的に社会主義を把握した作品と言われ、明治期マルクス主義の認識がたどり着いた一つの到達点を示した代表的な文献とされる²⁸⁾。周知のように、幸徳は本書のなかで唯物史観と生産力・生産機関・生産様式、剰余価値説、産業予備軍、階級の対立、経済恐慌といった一連の論理をつうじて、マルクス主義の問題認識から資本主義を捉えている²⁹⁾。一方で、社会進化の問題にかんして、彼はプロレタリア独裁の思考との距離を置き、「一切の生産機関を地主資本家の手中より奪ふて、之を社会人民の公有となす」(幸徳[1903: 21])と主張する。プロレタリア独裁から社会人民の公有に変わる理由について、幸徳は「進化の法則が自由競争を次なる形に、すなわち社会主義的競争に変わっていく」(ibid: 94)と期待し、進化の法則としての競争自体が進化すると主張する。こうした視座をつうじて、「社会主義を以て競争を廃止する者となすと勿れ、社会主義は衣食の競争を廃止す、而も是れ更に高尚なる智徳の競争を開始せしめんが為めのみ」(ibid: 94)という社会主義の理想への道程が描かれている。しかし、資本主義の自由競争にたいして、「高尚なる智徳の競争」とは何だろうか。

社会主義は国家の保護干渉に頼る者に非ざる也、少数階級の慈善恩恵に待つ者に非ざる也。其国家や人類全体の国家也、其政治や人類全体の政治也。社会主義は一面に於て実に民主主義たる也、自治の制たる也(ibid: 91-92)。

彼にとって、社会主義とは国家の保護干渉と少数階級の慈善恩恵から脱して、人類全体の自治というデモクラシーの制度をいうのである。すなわち、競争の本義はもはや争いではなく、人類全体での共有なのである。この意味で、

『帝国主義』で提起された社会主義の理想は、幸徳流の社会進化説によってさらに共有としての自治・デモクラシー論と展開した²⁷⁾。

范が唱えた科学的アナーキズムの理想像に比べると、「平民」の概念は「弱少数民族」や「斯民」、「多数自由人」などの表現に変化したが、帝国主義批判に基づいたコスモポリタンな共有は受け継がれた。同時に、ボルシェビキの中央集権への非難から考えると、范は幸徳と同様に唯物史観から歴史の進化を語っていたものの、プロレタリア独裁への抵抗感を持っていた。そのため、階級闘争の公式を超える意欲は幸徳と范のあいだで共通感覚として存在したともいえる。また、『新台湾』の宣言のなかで「斯民」や「多数自由人」の幸福が示した一人ひとりを包摂した共同生存という理想像は、『神髓』における高尚な競争に基づいた人類全体の共有に共鳴している。そのため、十月革命とアナ・ボル論争を背景に、范が科学的アナーキズムに傾倒した理由を、直接行動論だけでなく、『神髓』のなかで登場した社会進化の解釈のなかに読み取ることができるのではないか。

IV. 直接行動論と征服の事実

日露戦争期愛国教育と軍国主義の政策を批判した文章の刊行によって検挙され、1905年に禁錮の刑を言い渡された幸徳は出所した後一時渡米し、それ以来直接行動論の媒介で社会主義からアナーキズムに傾いたと言われる。こうした変化をもたらした要因にかんして、アメリカでのサンジカリズム系団体との交流と第二インターの弱体化、ロシア第一革命、クロポトキン(Peter Kropotkin, 1842-1921)の思想、国際アナーキスト大会の決議による影響があげられる²⁸⁾。それに加えて、以下は前述した社会進化の解釈がどのように幸徳に受容され、直接行動論を接点に大杉と范の科学的アナーキズムに結晶したのかという課題を検討する。

IV.1. 直接行動論から人民の中に

幸徳の入所と平民社の解散をうけて社会主義の試みはいったん頓挫したが、翌年に直接行動の旗が掲げられたことにともない、運動はさらにゼネストを中心に革命運動の勢いに乗って展開した。明治憲法のもとで、議会が一般人とほぼ無縁だったということを背景に、幸徳は議会議政策論から離れ、「我日本の社会主義運動は、今後議会議政策を執ることを止めて、一に団結せる労働者の直接行動を以て其手段方針となさん」と述べ、「総同盟罷工が階級戦争に於ける最後の手段たる」という直接行動論を主張した(幸徳[1975: 286, 294])。同時に、彼はクロポトキンの*The Conquest of Bread*の日本語訳を刊行したうえで、相互扶助の原理を繰り返していた²⁹⁾。また、ロシア第一革命に対する観察からは、ゼネストの重要性が強調されるとともに、政治上と経済上の革命の同時発生も重視される。

是れまで何国の歴史でも政治的革命が先づ完成して然る後ち経済上の革命運動が始まつて居る、……独り露国に至つては民権自由の革命と社会主義の革命とが同時に來たので、個人的腕力手段と社会的の同盟罷工とが同時に用ゐられて居る…(幸徳[1971: 256])。

すなわち、彼の論理のなかで、ブルジョア革命を経て資本主義が一定のレベルに達してから社会主義革命が出てくるという論理と異なった革命の可能性が注目される。そのため、マルクス主義の革命観にしたがうのに対し、幸徳思想は二種の革命の同時発生に帰結する。その原因として、次のような革命観があげられる。

革命の熟語は、支那の文字で支那は甲姓の天子が天命を受けて乙姓の天子の代る革命といふ……私共の革命はレヴオルューションの訳語で、主権者の変更如何に頓着なく、政治組

織、社会組織が根本的に変革されねば、革命とは申しません(幸徳[1968: 526])。

ここでは根底からの変革を求めようとしたというinsurrectionとしての革命への意欲がわかる。また、易姓革命を懸念した范の革命観に通じる立場が見られる。1909年、幸徳は「直接行動と雖も一夜に革命を行ふと云ふのではない、即ち自覚を喚起し、団結を鞏固にする為に長月日を費すのだ」(幸徳[1975: 300])と呼びかけ、ゼネストで「人民の中に」行くという宣言を打ち出した。宣言のなかで、人民というのは都会の貧民と工場の労働者、地方の農民を意味すると同時に、これらの人々との接触を持つ学校の教員、医師、公務員、小商売を営むすべての人をも示している(ibid: 301-302)。このような思考には、彼の一貫した進化論認識からの影響が存在する。

近世社会主義は単に労働者階級の為にするに非ずして、総ての階級の為に図る者也、否な一切階級的区別より生ずる社会の害毒より脱出せんとする者也、社会全体の圓融無礙の進化を欲する者也(幸徳[1973: 162])。

大逆事件に巻きこまれる前になされた、「人民の中に」という最後の主張は、革命を起こすための自覚と連帯への視線が重なっている。それだけではなく、プロレタリア独裁と異なり、社会全体のための社会運動への意欲も想定できるだろう。まとめると、幸徳の直接行動論には、まず、ゼネストを相互扶助の一形式として資本主義・帝国主義をひっくりかえす傾向が存在する。次に、労働者のストライキをはじめに、社会全体に影響を与えようとした企てが存在する。そして、「人民の中に」というのは階級の対立を克服する連帯と対抗の形を模索し、さらなる社会的ゼネストを起こし、革命を起こすための

政治行動論とも言えよう。

IV.2. 征服の事実論

平民社で幸徳からの影響を受け、反軍的な雰囲気の中かで社会主義に接近し、さらにアナーキズムに傾いた大杉は、大逆事件後も帝国主義批判と直接行動論の立場を引き継いだ。彼は「無政府主義の手段は果たして非科学的乎」のなかで、アナーキズムを「個人主義の魂と社会主義の才とを化合して、最も新しく起つた大調和主義」(大杉[2015b: 310-311])として位置づける。そして、大杉はクロボトキン思想をふまえ、アナーキズムの科学性を語り、単線的な進化説と違って、「変種」と「突変」の側面から複線的な進化説を唱えている⁽³⁰⁾。そのうえで、彼はエリゼ・ルクリュ(Elisée Reclus, 1830-1905)のことばを借りて、「進化とは生存する一切の物の限りなき運動」であると述べ、「進化と革命とは同一現象の相次ぐ二つの行為である」(ibid: 315-316)と、アナーキズムの革命観を総括している。すなわち、進化と革命の表裏の関係に基づき、社会進化と社会革命のダイナミズムが描き出されたとともに、平民社系の直接行動論も科学的アナーキズムの立場からさらに展開した。

1910年代の前半、大杉は征服の事実をはじめに、生の拡充と生の創造、生の反逆といった一連の論理を提起していた。これらの論理は、マルクス主義を含むアナーキズムの認識論を示すとともに、相互扶助の原理からアナーキズムの行動論を述べる。「征服の事実」のなかで、征服者と被征服者の相互関係という側面から、社会諸制度の形成がこう語られる。

征服だ！僕はこう叫んだ。社会は、少なくとも今日の人のいう社会は、征服に始まったのである。カール・マルクスとフリードリヒ・エンゲルスとは、その共著『共産党宣

言』の始めにいつている。「由来一切社会の歴史は階級闘争の歴史である」と。けれどもこの階級闘争の以前に、またそれと同時に、種族の闘争があった。そしてそこに、この征服という事実が現われた。……征服者は常に被征服者を蔑視する。あらゆる方法を以て奴隷化する。被征服者もまた、仕方なしに服従しながらも、征服者の暴力以外の一切のものを認めない。……この両極の調和、というよりむしろ、征服者が本当に被征服者を征服しおおせんがために社会の諸種の制度が生れた(大杉[1996: 50-53])。

言い換えると、征服の事実とは社会の諸制度によって調和され、奴隷化と服従の現象の本源の暴力がもたらした社会事実をいうのである。また、「僕の現代社会観」のなかで、ブルジョアジーとプロレタリアートの対立にかんしては、近代社会における征服の事実が「極めて単純な形式に還元」されたというところから捉えられる(大杉[2014: 173])。こうした征服の事実からマルクス主義の唯物史観を包摂した思考は、一種の征服史観とも言えよう⁹¹⁾。大杉の征服史観は容易に生存競争と弱肉強食のような進化論につながっている。一方、アナーキズム的進化論の側面から、生存競争のほか、相互扶助の法則は提起される⁹²⁾。そのうえで、大杉は「生という事、生の拡充という事は、いうまでもなく近代思想の基調である」と述べ、拡張のみならず、拡充を論じている。理想として、生存競争と相互扶助の法則は生の拡張と充実の両方を支えるが、征服の事実にとまって相互扶助が弱まった結果、近代において「被征服者の生の拡充はほとんど杜絶せられた」と指摘される(大杉[1996: 61-63])。

IV.3. 反逆としての創造

生の拡充が塞がっていたという窮地に直面し、

大杉はさらに「今や生の拡張はただ反逆によってのみ達せられる。新生活の創造、新社会の創造はただ反逆によるのみである」(大杉[2014: 131])と主張する。そのうえで、彼は反逆としての生の創造に基づいた新社会主義を提起し、紳士閥社会(ブルジョア社会)から独立した労働者のエンパワーメントを主張する。

より少なからざる重大の他の一面は、旧組織の中における新しき精神的力の発達である。……かくしていわゆる新社会主義は、「労働者の解放は労働者自らの仕事であらねばならぬ」という『共産党宣言』の結語を、まったく文字通りの意味に復活せしめようとした。……過去とは絶縁した、すなわち紳士閥社会の産んだ民主的思想や制度とは独立した、またそれらの模倣でもない、まったく異なった思想と制度とを、まず彼ら自身の中に、彼ら自身の団体の中に、彼ら自身の努力によって、発育成長せしめようとした(大杉[1996: 74-76])。

すなわち、生活における実行をつうじて、生の創造＝反逆の創出をいうのである。そのため、「運動には方向はある。しかしいわゆる最後の目的はない。一運動の理想は、……運動そのものの中に型を刻んで行く」(ibid: 77)という創造と反逆、進化と革命が交錯した新社会主義＝アナーキズムが打ち出された。

さらに、第一次世界大戦の勃発につれて植民地で頻繁に起きた「革命熱」を背景に、大杉栄は1915年に「事実と解釈」(後に「植民地の反逆」に改題した)のなかで「征服の事実を最も赤裸々に語る処である」植民地の「反逆の事実」を把握すること自体が「人類社会史の基調を闡明する事となる」と語る(大杉[2014: 234])。そして、彼はタバニー事件を含むアジアにおける植民地革命の動きに注目し、亜洲和親会のようなトランスナショナルな連帯による相互扶助

に期待を寄せている(ibid: 242-243)。大戦後、日本における労働運動の分岐を背景に、彼はいわゆるアナ・ボル論争のなかでアナ系のリーダーとして自由連合を掲げ、生の創造＝反逆としてのアナーキズムを労働運動の場で求めている。また、ボル系の合同主義を「組合帝国主義」と非難したと同時に、大杉はクロボトキンの思考をつうじて、革命と反革命の絡み合いから脱出しようとした³³。

彼等〔革命家〕は、それ〔革命家等の新しい世代の中に芽ざしてゐること〕が為めには、何よりも先ず、旧制度の代表者からその圧制の武器を奪い取らねばならない……あらゆる圧制の主要機関をたちどころに廃止しなければならぬ……住宅や生産機関や運輸の方法や又食料其他生活に必要な一切のものの(交換の社会化)して、社会生活の新しい形を始めなければならぬ事を知つてゐる(大杉[2015b: 393])。

この段落で、国家からいっさいの生産用具をプロレタリアートの手に集中するという「プロレタリアート独裁」の公式は、旧制度のあらゆる圧制の武器や機関の奪還に基づいた「交換の社会化」に代替される。進化と革命の表裏の関係をはじめに、征服史観を経て、生の創造＝反逆ないし「交換の社会化」までの一連の論理から、大杉が語る個人主義と社会主義の調和としてのアナーキズムの大筋がわかる。端的に言うと、征服の事実論に映し出された支配の暴力から、反逆の力をつうじて社会化を求める意欲までは、大杉思想に内在したアナーキズムの暴力論の二重構造を反映する。

IV.4. 暴動的社会革命を求める

しかしながら、植民地主義批判の視野がまだ明確になっていないうちに、大杉は1923年関東

大震災後いわゆる甘粕事件で虐殺された。大杉の死を受け、中国で活動していた范は「大杉栄を追慕する」を公表して追悼の意を表したと同時に、北京と上海を拠点として展開した越境的なアナーキズム運動のゆくえを模索しつつけていた。大杉思想における暴力論の二重構造を手がかりに、『新台湾』の宣言における「暴を以て暴に易ふる」という革命運動の動きへの懸念を検討すると、彼が民族自決運動とボルシェヴィズムの両方を拒否した姿勢には、大杉思想の親近性が見られる。

〔二十世紀の怪物たる侵略帝国主義が来た〕故に現代世界の凡ての被圧迫弱少民衆は我等の親愛な台湾同胞と同様に無聊悲苦に泣き迷信と暗黒に苦しみ、軍閥の残虐暴戾を受け専制政治の圧迫の下に資本家に迫害されてゐるのである。……是等〔アジアの民族自決、日本の普通選挙、台湾の議会請願などの運動〕は所謂暴を以て暴に易ふるの運動であつて、小敷〔少数〕資本家及有資階級の壟断と漁夫の利を占めんとする野心家が一種の群集革命心理を利用し、憐むべき民衆の財貨と血涙を犠牲とし私囊を肥やさんとする煽動に過ぎない(台湾総督府警務局(編)[1939: 880])。

范は世界中の弱小民衆が資本家と有資階級に利用された現象を懸念するとともに、「暴動的社会革命」を求めたアナーキズムを表明している。すなわち、彼は大杉と同様に革命と反革命の絡み合いを意識し、回収されない革命を狙って「暴動的社会革命」を掲げている。また、ボルシェヴィズムの中央集権化について、范は「資本家の色彩を帯び」たマルクス主義と非難し、アナーキストの決起を呼びかけ、科学的アナーキズムを訴える。

此の科学的アナーキズムは野蛮なる軍国主義

を剿滅し、四海同胞の世界主義は又二十世紀の怪物たる侵略的帝国主義を芟除し国際資本主義を烏有に帰せしめ得るのである。……そして大胆に命を賭して奮闘しなければならぬ。一切の権力を打破し、一切不自然の制度を推倒し一切の非科学的迷信を一掃せよ。然して労苦民衆の真正の幸福と被圧迫人の真正の自由の為に奮闘せよ(ibid: 881)。

この段落で、上記した幸徳の帝国主義批判の諸要素は抄録の形で提起される一方、「ブラザー・フッドの世界主義」としての「科学的社会主義」の理想は「四海同胞の世界主義」としての「科学的アナキズム」に変化した。そして、大杉の征服の事実論における社会の諸制度によって調和された本源的な暴力への警戒感、科学と人文の発達および帝国主義批判に基づき、「労苦民衆の真正の幸福と被圧迫人の真正の自由」を妨げた権力と制度、迷信への対抗姿勢として提示される。そのため、范が語る「暴動的」社会革命を掲げた科学的アナキズムとは破壊的な騒動にとどまらず、社会構造の根底からひっくり返すという「革命的」な行動をいうのである。すなわち、科学的アナキズムには大杉思想における暴力論の二重構造の軌跡が存在する。こうした幸徳—大杉—范の思考様式の連続性からみると、范のアナーキズムは『帝国主義』を原点に『神髓』から「征服の事実」へ推移しており、これは唯物史観から征服史観への移行を意味する。こうした范の思考様式はアンチインペリアリスト・アナーキズム(anti-imperialist anarchism)と捉えることができる。また、范が唱える暴動的な社会革命は、生の創造＝反逆の側面から易姓革命という征服の事実の反復(reproduction)を打開し、進化と革命のダイナミズムに乗って、植民地における反逆(insurrection)の創出を試みたものだったのでは

ないか。

V. おわりに

幸徳秋水の『帝国主義』と『神髓』をはじめに、直接行動論と大杉栄が語る征服の事実をふまえ、范本梁のアナーキズムは『新台湾』の宣言のなかで世界弱小民族によるトランスナショナルな決起にたどり着いた。こうしたアナーキズムの思想史的一水脈を振り返ってみると、まず、幸徳の帝国主義論が根源的な問題認識として存在したことがわかる。次に、社会進化説をめぐる幸徳と大杉の言説は唯物史観から征服史観へという科学的社会主義から科学的アナキズムへの展開として范のアナーキズムに残っていた。このような視座は平民の連帯から発足し、直接行動論を接点に「人民の中に」の呼びかけを経て、暴力論の二重構造を内包した生の創造＝反逆の思考として植民地期台湾のアナーキズム運動で花開いた。

一般的に大杉にインスパイアされてアナーキズムに傾いたと言われる范の言動は、実に幸徳の帝国主義論から多大な影響を受けた。その思想史的意義として、1920年代台湾のアナーキズム運動の思想史の水脈を大正アナーキズムより早い段階で登場した明治社会主義と結びつけた点が挙げられる。また、幸徳思想と大杉思想の両方から植民地の状況を扱うという分析のアプローチは、東アジアの文脈から形成した帝国主義論を帝国・植民地研究に持ち込み、新しい視座を提供する。当局による危険な人物像から離れ、限られた資料を活用して植民地の反逆から見えてくる論理的な側面を描き出すことは、植民地期台湾のアナーキズムを語る一つの試みでもある。この意味で、本稿は幸徳秋水—大杉栄—范本梁の思想史的水脈からさらにコロニアル・アナーキズムを探究するポテンシャルを秘めているだろう。

註

1. 杉山[2012: 302-310]。
2. タパニー事件は1915年に台湾・台南のタパニーで起きた武装決起事件である。事件当時の運動家と農民等の拠点となった寺院から「西来庵事件」とも、あるいはリーダーの一人から「余清芳事件」とも言う。この事件は1930年代の先住民族による霧社事件をのぞいて、植民地時代の前半における最大な決起であり、漢民族系による最後の武装抗日でもある。事件にかんして、死者の総数はいまでも確認できないが、起訴された2,000人近くのなか、刑死者数は百人を超え、重刑が処された人数は800人に近かったという。また、地元の宗教を用いて組織を広げた手法などの理由で、宗教色が濃かったと言われるが、組織者の余清芳と横浜・神戸での直接行動グループとの交流はタパニー事件をもたらしただ原因の一つとしてあげられる。事件を知った大杉栄は1918年米騒動直前、台南蜂起のような勢いとしてサンジカリズムに期待していた。この点で、日本と台湾との直接行動論には相互作用が見られる（林他(編)[1976]）。詳しくは林他(編)[1976]、逸見 [1971: 200-209]及び逸見[1976: 5-23]を参照。なお、逸見 [1971: 200-209]及び逸見[1976: 5-23]には人名と地名について「余世芳」、「余精芳」、「水来庵」という誤字がみられたが、参照の際には適宜修正した。
3. 若林[1983: 75, 82-84], Wu[2003: 204-205, 288-289], 陳[2003: 144-145]。
4. 植民地台湾におけるアナーキズム運動についての研究は、ほとんどは台湾総督府警務局の記録に頼っており、人名や団体名などの基本情報レベルの叙述にとどまっている。そのなかでも思想史の先行研究としてあげられるのは、邱[2009; 2017]および、呉[2008]である。
5. この社会主義研究会は1907年に東京で劉師培らが結成した団体である。1898年に東京で安部磯雄と片山潜らが導き、1900年に社会主義協会に改組した社会主義研究会とは別物である。
6. Hwang[2016: 19-55], Wu[2003: 109-138]。
7. 逸見[1971], 呂[2016], 邱[2009], 廣畑[2013]を参照した。
8. コスモ倶楽部は、1920年社会主義同盟の結成をきっかけに成立した「プロレタリア政党の萌芽」としての思想団体である。初期の会員数は共産党系の暁民会とアナーキズム系の労働運動社、民本主義系の黎明会と新人会の人々を中心に、朝鮮と台湾、中国の留学生を加えておよそ百人ほどと言われている。1907年亞洲和親会の発足以来、ふたたび日中韓台と東南アジア諸国の運動家たちがともに帝国主義に抵抗したトランスナショナルな団体として評価される。アナ・ボルの対立が表面化して以降は、留学生と外国人運動家を主体におよそ二年間活動しつづけていた（松尾[2014: 413-448]）。
9. Hwang[2016: 19-55], 台湾総督府警務局(編) [1939: 876], 邱[2009: 79-80]を参照した。
10. 安社は「安那其社」(anarchist society)の略称である。1920年代中国語圏のアナーキズム運動では、「無政府主義」の訳語による誤解を招かないように、多くの場合anarchyの発音に近い「安那其」が使われていた。
11. 林他(編)[2006: 10]。
12. 外務省[1922: 132-135], 台湾総督府警務局(編)[1939: 877], 張深切[1998: 201-208]。
13. 邱[2009: 126, 137, 144-145]。ここで述べる三点はそれぞれ范が植民地台湾の文化啓蒙運動の機関紙『台湾青年』1巻5号と、1922年に中国の広州でアナキストとボルシェビキがともに創刊し、社会主義運動を支えていた『民鐘』1巻8号、獄中で書いた漢詩を台湾住民向けの『台湾民報』(1926年12月26日)に寄稿したものである。

14. 台湾総督府警務局(編)[1939: 878-882], 林他(編)[2006: 6-10]。本稿執筆の時点では『新台湾』創刊宣言の原文を確認できなかった。そのため、警務局による日本語訳文とその復文の正確性をさらに検証する必要があるが、原文と訳文、復文の間にすでに二次翻訳が存在する状況を配慮するため、本稿では引用の部分を警務局の訳文を採用する。
15. 幸徳 [1903: 15-20, 24-35], 台湾総督府警務局(編) [1939: 878-879]を参照。周知のように、『神髓』における社会進化の歴史を説明する「産業制度の進化」の章は唯物史観を明治期社会主義運動に紹介した代表作である。范は自身の叙述のなかで幸徳思想をたどりながら、植民地問題を論じているが、『新台湾』における宣言と『神髓』の両者には、その文体から親近性がみられる。また、幸徳の著作のほとんどは当時留学生だった趙必振と張継によって中国語に翻訳され、中国に紹介された。范が入手したものは日本語の原本と中国語の訳文のどちらかは確認できないが、亜細亞和親会の活動をふくめ、幸徳思想が大逆事件後も東アジアで広がっていたと推定できる(李 [2005: 93-116])。
16. 文脈によると、范が「国家主義」で描いたのは民族の対立に基づく国家間の対立であり、nationalism に近く、statismという意味での国家主義ではないと考えられる。
17. 范の宣言には幸徳の『帝国主義』の抄録とその書き換えが少なくとも六箇所ある。ここで引用した「少数人の国家……農工商人の自由組織の社会」の一文のほか、愛国心と軍国主義を論じる段落と世界主義を呼びかける段落にも『帝国主義』からの文がある。こうした思考の連続が何を意味するかという問題点にかんしては次の節で説明するので、ここでは范が『帝国主義』を参照した段落のみを示す。「自家愛すべし……これを名けて愛国心という」(29)、「然り戦争はただ猾智を較するの術なり……優者適者即ち狡猾譎詐に長ずる者独り存するのみ」(79)、「いわゆる帝国主義とは、……しからば即ち大帝国の建設は直ちに窃取強盗の所行にあらざるや」(85-87)、「彼らがいわゆる大帝国の建設や、…文明の扶植にあらずして他の文明の壊滅なり」(111-112)、「帝国主義なる政策は、……世界の文明の蠹賊なりと」(114)、「科学的社会主義は即ち野蛮的軍国主義を亡さんなり、ブラザー・フッドの世界主義は即ち掠奪的帝国主義を掃蕩消除することを得べけんなり」(117)。
18. 幸徳[2013: 117]。
19. 山泉[2013: 173]。
20. 絲屋[1979: 93], 大河内[1968: 415, 426-427], 塩田[1968: 563-564]。
21. Crump[2011: 143], 石母田[1990: 189-190]。
22. 幸徳[2013: 53-54]。
23. Ibid: 59, 71。
24. Ibid: 98-101。
25. 平野[1992: 87], 絲屋[1979: 166]。
26. 幸徳[1903: 24-28, 34-38, 40-47]。しばしば指摘されるように、幸徳の翻訳には、価値と価格というpriceとvalueの混同や、means of productionとmodes of productionをそれぞれ生産機関と産業制度に訳したという翻訳の欠陥が見られるが、認識としては簡潔で正確と評価される。
27. Ibid: 51-66。幸徳の具体案はアメリカ経済学者のイリー (Richard T. Ely, 1854-1943)の『社会主義と社会改良』によるものである。幸徳と違って、イリーは国家の介入をつうじて市場と社会問題の改良を行う主張で知られ、社会主義に批判的な姿勢をとっていた。それにたいして、『神髓』のなかで、幸徳はイリーの論説を部分的に引用し、書き直したうえで、国家介入なき社会主義を求めている。『神髓』の後半では社会主義

の具体案を載せているが、ここで取り上げた共有の概念とのかかわりについての説明も含まれる。端的にいうと、公有と国有の違い、「コンモン」の視点から見る公有、私有は社会主義の公有の概念に矛盾しないという三つの性質があげられる。前述した人類全体のものという意味での共有をふくめて考えると、共有・公有の視点から自由競争による弊害を解消したいという幸徳の企図もわかる。

28. Crump[2011: 18-19=2003: 222-223], 飛鳥井[1968: 266-270=1969: 205], 幸徳[1968: 429-435], 小松[1969: 426-431]。
29. 幸徳[1971: 326-348]。
30. 大杉[2015a: 314-315]。「無政府主義の手段は果して非科学的か」は大逆事件後刊行した浮田和民の「社会主義及び無政府主義に対する憲政上の疑義」への大杉の応答である。浮田自身は非立憲と非科学の観点からアナキズムを否定したとともに、合憲的かつ科学的社会主義、国家社会主義的政策改革を唱えた(浮田[1990: 256-274])。
31. 本稿の範囲を超えているが、梅森は同様に「征服史観」からアナ・ボル論争における認識論上の相違を扱う。詳細は梅森[2016: 244-245]を参照。
32. 大杉[2014: 145]。
33. 大杉[2015b: 368-370]。

文献

- 飛鳥井雅道 (1968) 「明治社会主義運動の帰結——直接行動をめぐる」『思想』 524: 263-282。
——— (1969) 『幸徳秋水研究』 青木書店。
- 陳翠蓮 (2003) 「抵抗與屈從之外——以日治時期自治主義路線為主的探討」『政治科學論叢』 18: 141-169。
- 張深切 (1998) 「記烈士范本梁」『我與我的思想』 文經出版, 201-208。
- Crump, John (1996) “Chapter1: 1906-1911,” in *The Anarchist Movement in Japan 1906-1996*, UK: The Anarchist Federation, 13-30。
——— (2011) *The Origin of Socialist Thought in Japan*, NY: Routledge。
- Dirlik, Arif (1991) “Introduction: Anarchism and Revolutionary Discourse,” in *Anarchism in the Chinese Revolution*. CA: University of California Press, 1-46。
- 平野義太郎 (1992) 「解題」『社会主義神髓』 岩波書店, 85-97。
- 廣畑研二 (2013) 「ギロチン社事件」『大正アナキスト覚え帖』 アナキズム文献センター, 39-55。
- Hwang, Dongyoun (2016) “Beyond independence: the dawn of Korean anarchism in China,” in *Anarchism in Korea: Independence, Transnationalism, and the Question of National Development 1919-1984*. Arif Dirlik(ed.), NY: State University of New York Press, 19-55。
- 石母田正 (1990) 「幸認秋水と中国一民族と愛国心の問題について」『石母田正著作集(15)』 岩波書店, 185-213。
- 絲屋寿雄 (1979) 「日本資本主義の成立と社会民主党の結成」『日本社会主義運動思想史』 法政大学出版局, 43-97。
- 逸見吉三 (1971) 「台湾独立運動に散った無名鬼」『現代の眼』 12(4): 200-209。
——— (1976) 「日帝台湾に散った二つのアナ魂」『墓標なきアナキスト像』 三一書房, 5-23。
- 呂美親 (2016) 「日本統治下における台湾エスペラント運動研究」一橋大学大学院言語社会研究科博士論文。
- 小松隆二 (1969) 「『経済組織の未来』ほか——幸徳秋水とアナキズム」『幸徳秋水全集(7)』 明治文献, 419-438。
- 幸徳秋水 (1903) 『社会主義神髓』 朝報社。

- (1968)『幸徳秋水全集(6)』明治文献。
- (1971)『幸徳秋水全集(7)』明治文献。
- (1972)『幸徳秋水全集(1)』明治文献。
- (1973)『幸徳秋水全集(2)』明治文献。
- (1975)『近代日本思想大系(13)幸徳秋水集』筑摩書房。
- (2013)『帝国主義』岩波書店。
- 大河内一男 (1968)「反戦の書『廿世紀之怪物帝国主義』」『幸徳秋水全集(3)』明治文献, 415-428.
- 大杉栄 (1996)『大杉栄評論集』岩波書店。
- (2014)『大杉栄全集(3)』ぱる出版。
- (2015a)『大杉栄全集(1)』ぱる出版。
- (2015b)『大杉栄全集(6)』ぱる出版。
- 李京錫 (2005)「平民社における階級と民族——亜細亞親会との関連を中心に」『帝国を撃て——平民社100年国際シンポジウム』論創社, 93-116.
- 林書揚他(編) (2006)「新台湾安社」『台湾社会運動史(1913-1936) (四)』海峡學術出版, 1-10.
- 林衡道(編) (1976)『余清芳抗日革命案全檔第四輯第一冊』国史館台湾文獻館。
- 松尾尊兌 (2014)「コスモ倶楽部小史」『大正デモクラシー期の政治と社会』みすず書房, 413-448.
- 邱士杰 (2009)「台湾無政府主義者の活動」『1924年以前台灣社會主義運動的萌芽』海峡學術出版, 119-154.
- (2017)「日據時期朝鮮與台灣的無政府主義者交流——以申采浩與林炳文的活動為中心」『台湾研究集刊』150: 77-85.
- 塩田庄兵衛 (1968)「『社会主義神髓』他」『幸徳秋水全集(4)』明治文献, 549-564.
- 杉山伸也 (2012)『日本經濟史——近世・現代』岩波書店。
- 台湾総督府警務局(編) (1939)「無政府主義運動」『台湾総督府警察沿革誌』台湾総督府警務局, 875-895.
- Tierney, Robert T. (2015) "The Asian Solidarity Association," in *Monster of the Twentieth Century: Kōtoku Shūsui and Japan's First Anti-imperialist Movement*, CA: University of California Press, 115-131.
- 浮田和民 (1990)「社会主義及び無政府主義に対する憲政上の疑義」『近代日本思想大系(32)』筑摩書房, 256-274.
- 梅森直之 (2016)『初期社会主義の地形学——大杉栄とその時代』有志社。
- 外務省 (1922)「不逞団関係雑件 台湾人之部」『戦前期外務省記録』4.3.2.2-2外務省外交史料館。
- 若林正文 (1983)『台湾抗日運動史研究』研文出版。
- Wu, Rweiren (2003) *The Formosan ideology: oriental colonialism and the rise of Taiwanese nationalism 1895-1945*, Ph.D. dissertation. University of Chicago, Department of Political Science.
- 呉叔人 (2008)「反政治的政治——《黑色青年》無政府主義思想的研究筆記」『東亞世界中的日本政治社會特徵』中央研究院人文社會科學研究中心亞太區域研究專題中心, 109-138.
- 山泉進 (2013)「解説」『帝国主義』岩波書店, 157-180.

GID(性同一性障害)をめぐる制度化がもたらす「性別移行」の多義的解釈 ——『FTM日本』誌上におけるトランスジェンダーの実践から——

武内 今 子

Ⅰ. 問題設定

性的少数者の存在が可視化されてきた近年、性的少数者の活動を歴史的にたどる研究が蓄積されている。出生時に割り当てられたジェンダーとは異なるジェンダーを生きる／生きようとする人々(以下、これらの人々を指す包括的な表現としてトランスジェンダーを用いる)の歴史は、英語圏では異性装の実践や活動家の思想がたどられたほか(Stryker[2017])、活動の場で「ゲイ」や「トランスジェンダー」等のカテゴリー語が用いられる多義的な仕方も考察されてきた(Valentine[2007])。

現代日本におけるトランスジェンダーの自己像や活動の展開を探るとき、1990年代中頃以降「性同一性障害」(Gender Identity Disorder: 以下、GIDと表記)概念が普及した影響を無視することはできない。というのもGID概念は、男女の二値的な性別を前提としたうえで「心の性」と「体の性」の不一致を解消するという解釈枠組みをもたらし、これはトランスジェンダー概念が世間に広まった現在でもトランスジェンダー理解に影響していると考えられるためである(東[2018])。

加えて、医学的なガイドラインや「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(以下、特例法と表記)の成立といったGIDをめぐる制度化は、トランスジェンダーの性別移行をめぐるふるまいや自己像に変化をもたらした。例えば、女装者がGID当事者間で周縁化されたこと(三橋[2010])や、ニューハーフがGID概念に

依拠せずに独自の自己像を維持しようとしたこと(McLelland[2004])が指摘されてきた。GIDという医学的概念には、トランスジェンダー概念のもとで当事者から批判が提起されたが、この二項対立はトランスジェンダー概念を自己決定や生き方と結びつけ、当事者によるGID概念のアンビヴァレントな受容の仕方に関する考察を抹消するものでもある(山田[2020])。

そうであれば、GIDをめぐる制度化のもとでトランスジェンダーが「女／男であること」の多義的な解釈をおこなってきた仕方をさらに検討する必要があるだろう。このときHacking[1986=2000]によれば、人々を区分するカテゴリーはそれぞれの歴史をもち、これは専門知のもとで生じる制度化と、ラベルを貼られた人々が新たな自己知を得て主体的にふるまう仕方との相互作用から描かれうる。しかし、これまでトランスジェンダーの自己像におけるカテゴリーへの同一化から個別的な性の主張への焦点の移行は指摘されてきたが(石井[2018])、性別移行をめぐる複雑な解釈の変遷は、トランスジェンダー、とりわけFTM⁽¹⁾当事者による経験の語りに基づいて十分に分析されてこなかった。

そこで本稿では、『FTM日本』というミニコミ誌の分析から、1990年代中頃から2010年頃までにトランスジェンダーがGID概念をどのように解釈し、そのもとで性別移行を多層的な仕方でおこなってきたのか、その歴史的展開を明らかにする。まずⅡでは先行研究を検討し、Ⅲでは分析対象とする『FTM日本』の概要と分析

方針を説明する。ⅣからⅥでは分析結果を示し、Ⅶでは本稿で論じたことをまとめる。

Ⅱ．先行研究の検討

まず先行研究に基づき、日本のGIDをめぐる制度化の状況を整理したのちに(Ⅱ.1)、この制度化のもとで性別移行について解釈してきたトランスジェンダーの実践をまとめ、本稿が取り組むべき作業を説明する(Ⅱ.2)。

Ⅱ.1. GIDをめぐる制度化の展開

はじめに日本におけるGIDをめぐる制度化の展開を、先行研究および医療ガイドラインや特例法の記述から確認する。

日本では戦後から「性転換手術」がおこなわれていたが、1965年、男娼に「性転換手術」をおこなった産婦人科医が優生保護法(現：母体保護法)違反に問われた「ブルーボーイ事件」以降、「性転換手術」は違法であるとの認識が医療関係者に広まる(石田[2002])。GID概念のもとで「正規医療」制度が整えられるのは1990年代である。埼玉医科大学に「性転換手術」を求める患者が訪れたことを機に、埼玉医科大学倫理委員会がGID医療をめぐる審議を進め、1996年にGID患者への手術は正当な医療行為であると答申したのである。1997年には日本精神神経学会がGIDの診断基準および、カウンセリング、ホルモン療法、性別適合手術(Sex Reassignment Surgery：以下、SRS)という3段階の治療方針を示したガイドライン初版を発表する。これは、SRSが患者の同意を得て医学的に承認された手段に依拠していることを主張し、「ブルーボーイ事件」の判決を乗り越えてGID医療を確立させようとするものだった(石田[2002])。翌1998年には初めてガイドラインのもとでSRSが実施される。

ガイドラインではGIDの診断の基準として、精神科医による養育歴や生活史、性行動歴の聞

き取りに基づくジェンダー・アイデンティティの判定が必要とされたほか、性別への嫌悪感や反対の性別への持続的な同一感、反対の性役割への希求から性別違和の実態を明らかにすべきことが記載された。このガイドラインには数回の改訂が加えられ、当事者の多様性への対応および治療の選択における当事者の自己責任が強調されるようになる(石井[2018: 109-111])。

GIDの診断を得て一定の要件を満たす者に戸籍上の性別変更を認めた2003年の特例法制定は、ガイドラインとも連動している。2008年の法改正を経た要件は、第1に20歳以上であること、第2に現に婚姻をしていないこと、第3に現に未成年の子がいないこと、第4に生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、第5にその身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていることの5つである。4と5の要件を満たすにはSRSを受ける必要があることから、GID医療の有効性が確認されたとみなされたのである。

2003年以降、特例法制定について大衆メディアで報道され、ドラマ「3年B組金八先生」第6シリーズでFTM当事者に取り上げられたことなどにより、GID概念は世間に知られるようになる(宮田[2018])。他方でトランスジェンダー概念のもとで、GIDという医学的診断概念や特例法の手術要件などへの批判や、性を越境する生き方を肯定する主張も対抗的になされていく(高橋[2008])。近年ではアメリカ精神医学会によるDSM-5(精神疾患の診断・統計マニュアル第5版)のもと、性別を男女の二値に限定しない性別違和(Gender Dysphoria)概念が日本の医療現場で用いられているが、世界保健機関によるICD-11(国際疾病分類第11版)においてGID概念が精神疾患から外され、性別不合(Gender Incongruence)として「性の健康に関連する状態」に分類されたにもかかわらず、日本でGID

概念は用いられ続けている。

II.2. GID概念をめぐるトランスジェンダーの実践

ではGID概念の導入やそれに基づくガイドラインや特例法といった制度に対して、トランスジェンダーはどのような実践をおこなってきたのか。

まずGIDをめぐる制度化によって、トランスジェンダーは医療者が規定するTS(transsexual)やTG(transgender)という概念を参照してふるまうようになる。GID当事者にインタビューをおこなった鶴田[2009: 121-131]によれば、DSMに由来し手術による性器の変更を望む人を指すTSは、性器の変更までおこなわない人を指すTGが当事者間で用いられるようになると、同様に当事者間で独自にカテゴリー化されるようになる。しかしGID概念が導入されると、TSとTGは医療者によってGIDの下位カテゴリーとして再び定義される。トランスジェンダーはこれらの概念のもと「女」や「男」に性別移行していくために様々な実践をおこなってきた。MTFには「女装者」や「中途半端」な外見に見られることを避け、一瞥で女に見られることを目指すふるまいが見られた(鶴田[2009: 66-92, 149-177])。FTMにおいても、2000年代前半にGIDを疑ってカウンセリングに行く人が増加すると、当事者間では「GIDである」と“勘違い”している人が批判的に「FTM」から差異化されてきた(鶴田[2009: 78-201])。

とはいえトランスジェンダーは、つねにTSやGIDに自己同一化してきたわけではない。あるトランスジェンダー演劇団体の6回の演劇台本(2000～2011)を分析した石井[2018: 143-190]によれば、GID概念に結びつく性自認の一貫性や外見の“男らしさ”は回を経ると強調されなくなり、非当事者である他者を巻き込みながら「自分らしく生きる」、個別性に焦点が移ってい

く。ただし石井は演劇台本のみを分析対象としているため、一貫した焦点の変化が読み取れるかどうか、他のテキストからさらに検討する余地がある。

実際、性カテゴリーへの同一化から個別性という認識の変遷として単純には捉えられないトランスジェンダーの実践も記述されてきた。武内[2020: 136-141]はミニコミ誌の分析から、1990年代後半においてもあるグループにおいてXジェンダー概念のもとで性別二元制への反対や典型的な性別移行をおこなう不安が表現されたと指摘する。また吉野[2020]も、特例法制定の運動のなかで周縁化される人々の語りや、GID医療のもとで必要なケアを得られなかったという語りから、性別二元制を強化するGID規範を見出し批判してきた。

このような性別移行の規範の限界や、対抗的实践の指摘は重要だが、GIDをめぐる制度化の影響のもとでおこなわれてきた性別移行にかなる多層的な解釈や時期による変化があったのか、さらに検討する必要がある。例えば鶴田[2016]は、近年ではGID概念は障害や病気というよりも生き方の問題として当事者によって認識されていると指摘している。ここで前提とされているのは、かつて存在していたという、「GID」と「トランスジェンダー」を病気か生き方かという対抗的な区分として捉える解釈枠組みである。GID概念を批判する論客の主張や先行研究を検討した山田[2020]によれば、このような二項対立のもとで捉え損ねてしまう、当事者によるGID概念のアンビヴァレントな受容の仕方を分析の射程に入れる必要がある。ただし山田は、トランスジェンダーが実際にGIDをめぐる制度化とのかかわりで二項対立的枠組みを形成し、GID概念や性別移行を意味づけてきた歴史的展開に焦点を当てていない。それゆえ、専門家による分類のもとで人々がそれまでとは異なる自己知や行為の可能性を得て、時に分類

の仕方を新たに意味づけようとする実践の変遷(Hacking[1986=2000])が、GIDをめぐる制度化の過程でどのように生じたのか、さらに探る必要があるだろう。

そこで本稿では、トランスジェンダーの経験の語りに基づき、かれらがGIDをめぐる制度化が生み出す困難を引き受けつつ、どのように「女」「男」への性別移行を多層的に解釈してきたのかを明らかにする。このとき本稿では、これまで先行研究で十分に分析されてこなかったFTM当事者によって語られたことを中心に論じる。

Ⅲ. 分析資料と分析方針

本章では、分析対象とする資料とその分析方針について説明していく。トランスジェンダーによる性別移行をめぐる解釈を探ろうとする本稿では、かれらが経験を語り、情報共有やネットワーク形成をおこなう場として重要であったミニコミ誌のうち、『FTM日本』を中心的な分析対象とする。

これは第一に、『FTM日本』は1994年から2010年頃まで3、4か月に一度継続的に日本全国に発行されており、その投稿からGIDをめぐる制度化が進む時期におけるトランスジェンダーの語りの変遷を読み取りうるためである。『FTM日本』は1冊40頁ほどで1200円の小冊子であり、購読者数は創刊号の63名から徐々に増え、投稿者が多い2003年頃には400名を超えていた。誌面は発行者である虎井まさ衛や読者からの文章やイラスト、漫画などの自由な投稿から成り、投稿者への手紙が虎井によって回送されることで交流がなされていた。また、医学的治療を希望する人を精神科等に紹介するサービスがあったほか、医師や性科学者、法学者などの専門家が購読者・投稿者であったため、専門家がトランスジェンダーの語りに与える影響を読み取ることもできる。

第二に『FTM日本』からは、GID概念に批判的な論客の主張に焦点を当てる先行研究が十分に検討してこなかった、トランスジェンダーがGID概念を受容してきた仕方を見出しうるためである。『FTM日本』を購読し投稿する主体には、主宰者である虎井のFTMのTSとしての立場が影響して、二値的な性別理解のもと性別移行を進めていこうとする傾向があると考えられる。虎井は、1986年に週刊誌において日本で初めてFTMのTSであることを公言し、1989年にサンフランシスコで手術をおこなった人物であり、「同志同士のネットワークを作」るため、FTM Newsletter⁽²⁾を手本として『FTM日本』の発行を始めた(虎井[1996:177])。虎井自身は「アクティヴィスト」としての自己認識をもたず、「文学方面」から個人的な記録を残すことを好むが(虎井[2000: 9])、それでも毎号近況報告として医療や法制度の状況を記録し、時に読者に協力を呼びかけていた。実際、投稿者にはFTMが多いことが窺えるほか、虎井は自らに送られる手紙を読んだ印象から、購読者には「TS」の人や、手術や戸籍変更を経て購読をやめる人も多いという[41号 2004年7月: 6]⁽³⁾。したがって『FTM日本』は、GIDをめぐる制度化のもとでトランスジェンダー、とりわけFTMが性別移行を解釈してきた仕方を探るうえで適したテキストだと考えられる。

具体的に本稿が分析するのは、『FTM日本』全60号⁽⁴⁾のテキストであるが、必要に応じて誌上で言及されているレズビアン雑誌など他のテキストも参照した。『FTM日本』誌上での交流は、雑誌や活動の宣伝、医療情報や身体加工をおこなった体験の共有、トランスジェンダーの歴史的起源を探る試みなど多岐にわたる。なかでも本稿では、GID医療の制度化にトランスジェンダーが反応する仕方や、当事者間で活発に議論された内容に注目したい。このような方針のもと、テキストにおいてGIDやTSなどの医

学的概念や、「男／女である」ことなどの自らの存在を定位する表現がどのように意味づけられているのかに着目して分析する。

分析結果を記述する際に、『FTM日本』においてすべての人がペンネームを用いているわけではないと思われるため、虎井や一般書籍でペンネームを用いて投稿している活動家を除き、プライバシー保護のため基本的に匿名化している。またこのような分析や引用の方針について虎井にメール上で説明し、確認をとった。

以下IVからVIにおいて、分析結果をまとめる。分析からは、GID概念の導入やガイドラインの作成、特例法の制定といったGIDにかかわる制度化の重要な局面において、投稿者が性別移行について議論する内容に変化が読み取れた。IVでは、1996年頃からGID医療化が進む以前に医療化や「普通」の男女であることを求めるトランスジェンダーの実践を論じる。Vでは、1996年から2000年頃、GID概念が導入されガイドラインが制定されたことが性別移行を多義的に解釈することにつながった仕方を論じ、VIでは2001年頃から特例法制定の動きが現れGID概念が世間に普及していく過程で生じる性別移行をめぐる規範を論じていく。

IV. GID 制度化以前の「普通」に生きる ことの希求：1994 年から 1996 年頃 まで

まず1994年～1996年頃の『FTM日本』の投稿から、埼玉医科大学の答申が出される以前の「性転換」をめぐる主張が、MTFでは制度的問題点を可視化するような活動において(IV.1.)、FTMでは「オナベ」と「FTM」を差異化する形でなされることを論じる(IV.2.)。

IV.1. 「TS」をめぐる制度的問題の解消に向けた 運動

GID医療が整備される以前から、鶴田[2009]

が指摘するように、「TS」「TG」「TV」(transvestite)は当事者によって名乗られている。『FTM日本』では、虎井の当事者性を反映する形で、「TS」は「FTMTSであれば、どうにかしてペニスを付け、素っ裸の状態で男としか思われたい限り気が済まない」として性器の転換から意味づけられ、「TV」は異性装者、「TG」は「広義にはTVやTSも含むけれども、狭義にはTVとTSの間で、異性の性役割をもちたい人」とされている[1号 1994年7月: 1]。1995年8月に横浜で開催され、当事者と医師、性科学者が一堂に会した第12回世界性科学学会のプログラム「日本におけるトランスセクシュアリズム」では、これらの概念定義が明確にされたほか、チラシには「トランスセクシュアリズム(transsexualism)―生まれてきた身体がセクシュアル・アイデンティティ(sexual identity)と一致していないため、その修正を求める人々がテーマ」とあり[6号 1995年10月: 4]、医師や性科学者において身体的な水準でのアイデンティティが議論されたことが窺える。虎井が一貫した関心を示すのもこのような「TS」ととしての「肉体的治療」であり、「医療・大学関係の方々へのお願い」という記事でも、「真のTSだと診断され、的確な治療を受けることこそ我らの真の幸福なのです」として、診断書・ホルモン投与、外科的治療への協力を求めている[1号 1994年7月: 38]。

ただし、すべての人が身体的治療に力点を置く主張をしていたわけではない。「TS」概念のもとで、「性転換」に付随していた社会的意味づけへの異議申し立てや、差別の解消の主張もなされていた。これらの主張をおこなったのは主に、上記シンポジウムにもパネリストとして参加することになるMTF当事者である。この時期には、すでに女装交際誌『くいーん』や米国コミュニティでの交流を経て性ホルモンや手術の情報を得て、実際に身体加工しているとい

う投稿も見出せる。

彼女は徹底して手術反対、いや不要派なのでした。彼女によれば、性転換手術が不十分なものである以上、それをすることによって、変化するものはない。自分も本質的に変わることがないし、手術をしたからと言って周囲の眼も変わることはない。オカマはオカマ、と。結局のところ、果てしない自己満足のために手術を「敢行」するのであって、それじゃあ、あまりリスクが大き過ぎない？ [2号 1994年10月: 31]

この投稿者は女性としてパスしている、すなわち性別移行していることを見破られずに「普通」の女性としてみなされる外見を獲得しているMTFの知人を例に、手術「不要派」の存在を指摘する。ここには「オカマはオカマ」「リスクが大き過ぎない？」として、「性転換手術」をおこなったとしても、「オカマ」ではなく「女」として社会的受容されることが難しく、「自己満足」にしかないという諦念が示されていると言える。

このような社会的な「性転換」の位置づけは、とくに「TSリブ」と虎井が呼んだ試みや「TSスタディ」という勉強会において問題化されていく。「TSリブ」とは、1994年新宿で開催された日本初のゲイ&レズビアンパレードにおいて、あるMTF当事者が「ここに合った身体になること だから性転換 私が私であるために」と書かれたプラカードを掲げ、プライバシーの問題を懸念して表に立とうとしないTS当事者が多かったにもかかわらず、素顔で街頭演説をおこなった出来事である[3号 1995年1月: 3-7]。『FTM日本』に載せられた「プラカード文面の趣旨」には47のメッセージが掲載され、「一般の人」に対して「性転換」は「オカマ」「恥づかしい病気」「風俗」「スタイル」ではなく「こ

ころの問題」であること、性転換者にも人権があること、「フツウに生きたい」「あたりまえのヒトになりたい」ことが主張された。また当事者に対しては、声をあげて連帯することが呼びかけられ、司法・行政に対しては、性染色体によって性別を決定しようとする戸籍法の改正や公的機関での差別是正が訴えられている。

染色体を重視する司法は、結果としてパストの大きい男性とペニスのある女性を生みだしてしまい、しかもしらんぷりしています。そんな人でもあたりまえの世の中ならいいんです。でも、社会通念はそういう人を自由にのさばらせるようにはできていないようで……差別の構造とマイノリティーの中にTSを放り込んでしまうのです。これでは、司法がすすんでフリークスを作っているようなものじゃないですか。これは、憲法がうたう基本的人権はTSには適用されない、TSは自由に生きちゃいけないといっているようなものじゃないですか。[3号 1995年1月: 6]

ここで念頭に置かれているのは、過去数回の性転換による戸籍記載事項変更裁判であり、とくに昭和54年に名古屋家裁が下した、性染色体のみが人間の性別を決定するという見解である。このような性別観は、「性転換」によって変容した身体のありようを「社会通念」に沿わないものとして周縁化し、自由に生きることのできない「マイノリティー」を生み出しているとして批判されている。

麻姑仙女らが1995年に新宿で開催した「TSスタディ」においても、「医療システム・保険診療制度・家族法・税制年金など・職業選択の自由」という5つの社会制度上の問題が検討されている[4号 1995年4月: 2-6]。このとき、優生保護法・戸籍制度の廃止や撤廃を求める他の運

動とのつながりを模索すべきことや、医療システムや保険診療制度においては「半陰陽者⁵⁾」との共通性が、家族法や税制年金、職業選択をめぐっては「レズビアン・ゲイ」との共通性が指摘され、TS以外の人々との協働も目指されている。これらの多様な性的少数者の協働を目指す機運の高まりは、同時期に伏見憲明らが編集した「クィア」という語を掲げた『クィア・スタディーズ'96』などの一般書籍上でも、共通する論者のもとで見てとれる。

このように、TS概念のもとで身体的治療が目指されただけでなく、とくにMTFにおいて世間における「性転換」者への偏見を浮かび上がらせ、「性転換」者が手術後も自由に生活できるように法律や社会的制度の是正を訴える試みがなされた。

IV.2. 「FTM」を「オナベ」から差異化する

他方で1996年頃までのFTM当事者の投稿では、前項で見たような社会的制度や他の性的少数者との協働の主張は、プラカードの主張への賛同やプライバシーへの懸念の声が少数見られる程度で、ほとんどなされていない。

FTMにおいては、「オナベ」への憧れの表明と、それらの投稿を批判し「オナベ」と「FTM」の境界を見出そうとする試みに焦点が当てられていた。週刊誌のレズビアン言説を分析したSugiura[2007]によれば、すでに1993年頃から虎井は「FTMTS」を「オナベ」や「レズビアン」とは異なるものとして位置づけている。1994年の『FTM日本』でも、1号から「オナベ」になりたいが身長が低いという悩みが投稿され、2号では「も少し背が欲しい!」という小特集が組まれている。この時期にはオナベバーの広告も『FTM日本』に掲載され、オナベバーで働きたいがホルモン注射は必要なのかといった相談も多くなされていた。

背が低くて悩んでいるオナベ君、男は身長だ!三高だ! けれどオナベは背じゃないよ、オナベは男とは違うんだから、男のようにきそい合ったりきょうそうしなくていいんだよ!オナベは顔だと思う、せっかく元女なんだから美しいフェイスを武器にしようよ。[4号1995年4月: 19]

これは背が低いという身体的な特徴で悩むFTMの読者に対して、「元女」であることから得ている「美しいフェイス」を活かすことができるとして、「オナベ」を「男」から差異化し、特殊化しようとする投稿であると言える。だがこのような投稿に対しては、オナベバーは「男」が働くようなところではないという主張や、「オナベ」として働いた経験から、「オナベ」には特有の水商売の適性が必要であるとして「TS」「TG」「TV」とは別枠でよいのではないかという意見が寄せられている。

このように「オナベ」が憧れや差異化の対象とされたのは、FTMにおいて「オナベ」として生きることが性別移行して生きる数少ない方途であったためでもある。「FTM」であるがゆえの就職の困難は、1994年から2003年頃まで毎号のように語られ、就職相談などを個別におこなう「FTM関西」や、1996年4月に新宿で会合が開かれた「サークルFTM」などのサポートグループも形成されている。このような背景のもと、「普通」の男性として生きていくことを目指すような投稿も見られる。

TSである事情を十分に補っておつりがくるくらい会社にとって有益な人間になりたい。そう心の底から思う。……僕の嫁が、「夫がFTMであったこと(あること)」を少しでも実感しないですむように、世間一般の奥さんと同じくらい幸せな人生を全うできるように。[6号 1995年10月: 27]

投稿者は、会社において「有益」であるという実力主義によって「TSである事情」を乗り越えようとし、女性パートナーが「世間一般の奥さん」と同じような人生を送ることを望んでいる。ここで、会社で働き「嫁」を「幸せ」にすることは、「夫」としての役割にも結びついていると考えられる。また「FTM」は特殊な存在ではなく、「FTMであったこと」とまずは過去形で表記されているように、出生時の性別が女性であったという履歴を実感させない男性でありたいことが強調されている。

このようにGIDをめぐる制度化以前、「性転換」しても生活の見通しがつかない状況のなかで、FTMにおいては「オナベ」への憧れを示しつつ「オナベ」とは異なる「普通」の男として生きることが希求されていた。

V. GID 概念に基づく性別移行：1996 年から 2000 年頃まで

1996年7月にSRSを正当な治療として認めるという答申が発表されると、「TSとTGを支える人々の会」(Trans-Net Japan：以下、TNJ)などのサポートグループが各地に成立したほか、1997年にガイドラインが発表され、1998年にはFTMの第一例目の手術が実施された。これらの出来事は虎井によって報告され、この時期には主にFTM当事者が投稿している。本章ではGID医療が導入された1996年頃から2000年頃までの投稿において、「TS」は「障害」なのかという議論がなされ(V.1.)、「男である」ことの解釈にホルモン療法や手術を選択するかどうかが入り込んだ仕方(V.2.)を論じる。

V.1. TSは「障害」なのか

有蘭[2004]が指摘するように、「タレントやゲイバー以外にも、生きる可能性を知り、希望が、わきました」[11号 1997年1月: 18]などと、GID概念がとくにMTF当事者に対してタレントや

ゲイバー以外の生きる選択肢を認識させた側面はある。だが1996年から1997年頃のFTMの読者による投稿からは、GID概念が導入されたことに対する反発やとまどいが読み取れる。以下の投稿では、手術を進めていこうとするFTM当事者においても、TSを「精神病」から差異化しようとしていることがわかる。

御存じのように、TSは精神病ではない。趣味や好みという次元の問題とも違うが、脳や神経に何らかの要因のある、いわゆる“精神病”ともあきらかに違う。私は、真性TSに対する手術は『再建』であるとする。…手術の結果が機能的に、或いは外観的に、思ったほどうまく出来ていなかったとしても、真性のTSであれば、少なくとも‘元の身体に戻りたい’とは絶対に思わないだろう。

[10号 1996年10月: 5]

ここで『再建』手術は「異常な状態を正常に近づける手術」として位置づけられ、「正常といえる状態であるものをさらに本人の好みに合わせて作り変える手術」としての「美容外科」から差異化されている。このような差異化は、外観的にうまくできていないとしても「真性のTS」であれば「元の身体に戻りたい」とは思わないという“身体違和”解消を優先する論理のもと、「趣味や好みの次元」からTSを差異化することを可能にしている。加えて、TSが「精神病」とは異なることが強調されるのは、性別違和感の訴えに基づいてGIDか否かが診断されるために、確固とした「精神」の状態を主張することが求められたためだと考えられる。

また、『FTM日本』が広告を載せていたレズビアン・バイセクシュアル女性向けの雑誌『Anise』に以下の語りが掲載されたことに端を発した議論でも、「病気」や「障害」に付随する社会的意味づけをどのように捉えるかが複

数の仕方でも問題化されていく。

いつのまにか病気扱いされているではないか。「性同一性障害」と病名をつけられ、精神の病気にされてしまったら、何も知らない世間の差別につながりかねない!! 僕は病気なんかじゃないよ!! [Anise 2号 1996年10月: 95]

ここではGID概念によって「精神の病気」と意味づけられることが、世間からの「差別」につながるのではないかという懸念から反発されている。この投稿に対して、「一緒にされたくない」という障害者への毛嫌いが見られると主張されると[11号 1997年1月: 4]、Anise投稿者からは、GIDは「心の病気」ではなく「生まれつきの障害」ではないかという「仮説」が述べられ、マスコミが「心の病気」と公表することでGIDが「精神障害」と結びつけられて「新たな差別が生じる」懸念があったのだと説明される[13号 1997年: 20]。別の観点では、医療措置を受けるために医学的な定義づけはやむを得ないとしつつも、TSを障害とすることで社会における男女の正常性が境界づけられ、「“フツウの” 男女の枠には納まり切れない者達(自分を含めて)にとっては、非常に都合が悪い」[14号 1997年10月: 14]と主張される。

このようにトランスジェンダーは、医学的な身体加工をおこなうことを正当化しようとしつつ、TSがGIDという「精神障害」「精神病」に結びつけられることに対しては複数の論理のもとで困惑や反発を示していた。

V.2. 性別移行の論理と「男である」ことの解釈

加えて、カウンセリングを経てホルモン療法や手術をおこなうというルートを選んだガイドラインが性別移行の解釈を規定し、そのもとで「男である」ことが意味づけられていく仕方が

読み取れた。

まずSRS概念のもと、「性転換」という表現は批判的に捉えられるようになる。ある投稿者は「性転換」を「どんな者でも性別を変更できる感じを持たせるうえ、Fetishisticなイメージを強く与えるので不適切」[12号 1997年4月: 5]だとして、望みの性別に適応して生きている「TS」が「性別の再指定」の最後の手続きとしておこなう「性別再指定手術」と訳している。虎井も『FTM日本』の用語説明において、「性転換」という語自体、当事者とその周辺の人々にとっては「ヤな感じ」の呼称」[15号 1998年1月: 1]として、「性再指定手術」や「性別適合手術」という表現を用いるようになる。

また性別移行のルートが制度的に定められると、ホルモンを打つことや手術することが規範的なふるまいとされていく。虎井のように、男らしさではなく、一貫して身体的違和感の解消について論じる者もあり、あるべき性器の不在に苦しむ人のために疑似ペニスの商品紹介もおこなわれてきた。だがこれは他者の視線を意識し、股間の「ふくらみ」を演出する試みでもある。

体をイジッてなくホルモンもしないで自分は男性として通用しているといわれますが、そんなことは絶対にありません。ただ可哀想にとか何とか思っ、て、直接その人にはいわないだけです。[15号 1998年1月: 17]

ここで投稿者において医学的な身体加工を進めることは、「男性として通用」という、他者による性別判断とも関わることとして理解されている。これは鶴田[2009]が指摘したような、外見において一瞥で反対の性別に見られることを重視する主張だと言える。

このような性別移行の規範は同時に、ホルモン療法や手術をおこなうことへのためらいも可

視化している。すなわち「TSかTGか」の揺らぎを肯定すべきだという主張[24号 2000年4月: 2-5]や、以下のように、「TG」「TS」といったカテゴリーに拘泥しない個別的な人間性が重要なのだという主張もなされるようになる。

男か女かという、二者択一の心理をもっているのが、TGであったり、TSであったりするのではないかと思います。それは、性差という範囲内で、自分はこうでなければいけないというとらわれの心理をもっているということだと思います。……人間として、どう生きるべきか、自分らしく、本当の意味での本来の自分を模索してみるのもいいと思います。[17号 1998年7月: 19]

同様に、自らの好むジェンダー表現を重視する主張も見られるが、それでも身体的な性別移行が必要とされるとき、精神科医によって「男」と判断されるかどうか懸念されやすい。例えば、以下のFTMの投稿者は「きれいな服や長い髪が好き」だとして「自分らしさ」を主張する。

カウンセリングを受けるとき、これらの理由で「お前は女だ」ときめられてしまいはしないかと…それが怖いのです。よく考えれば、こんな風な男性だってそこらへんを歩いています。……男らしさ、女らしさなんてカタにはまったことより、自分らしさが大切だと思うんだけどな。[8号 1996年4月: 19]

投稿者は長い髪の男性もいると語るが、自分らしさの表出によってカウンセリングの場で精神科医から「女」だと判断されるのではないかという恐れを同時に抱いている。別の号でも投稿者は「精神科での正しい立ち居振る舞い」を知りたいと述べており[10号 1996年10月: 15]、

医学的な身体加工をする場合、精神科医による判断を無視できないことが読み取れる。

加えて「男である」ために規範的なふるまいとなるのは、性的指向が異性に向くことでもある。吉野[2020]は診断の場で医師から性的指向を聞かれることを挙げ、FTMであれば女性好きであるべきだという異性愛規範が存在していたと述べており、同様の記述は『FTM日本』にも見られる。性自認と性的指向が明確に区分すべきカテゴリーであることは1990年半ばから強調されているが、「セクシュアリティがはっきりしないのは反発を買いやすい」[14号 1997年10月: 13]、「女が好きだからFTM」「男が好きだからMTF」という立場を取る方だっている」[26号 2000年10月: 9]として、異性への性的指向によって自らの性別を再認するような事態が見られる。

ただし性的指向に関しては、虎井は両性愛的であることを表明しており(虎井[2000])、2001年からゲイ団体「すこたん企画」の協力のもと、ゲイ男性にアンケートを実施し、元女だった「男」を恋愛の対象として受け入れるかどうか尋ねる企画をおこなっている。この企画では性器に興味がなく「男」に見えればいい、本物のペニスが必要などの「男である」ことの多義性が可視化され、『FTM日本』はじまって以来のFTM読者からの大きな反響を呼んだという。

このようにガイドラインの影響のもと、医学的身体加工の進め方や、ジェンダー表現や性的指向との関連から「男である」ことが解釈され、同時にジェンダー規範に沿わない性のあり方に関する主張も可視化された。

VI. 特例法成立とGID概念の普及がもたらす性別移行の規範：2001年から2010年頃まで

本章では、2001年頃から進められる戸籍上の性別変更に向けた活動と特例法成立後のトラン

スジェンダーの活動の展開とその反応をまとめ(VI.1.)、社会的認知が高まるGID概念のもとで性別移行をめぐる規範が生じていた仕方を論じる(VI.2.)。

VI.1. 戸籍上の性別変更を目指す活動と特例法制定

まず2001年頃からの『FTM日本』の投稿から、戸籍上の性別訂正をめざす専門家の動きとトランスジェンダーによる両義的な反応が現れた仕方をまとめる。

すでに1990年代末には戸籍上の性別変更を見すえていた虎井は、「ダメ元かもしれないが世論を喚起する」ために、神戸学院大学法学部教授であった大島俊之の後ろ盾のもと、2001年から戸籍訂正のための「全国一斉申し立て運動」を始める[27号 2001年1月: 2-3]。大島も手術を終えた当事者に申し立てをおこなうよう呼びかけ、深刻な苦痛に基づき、恣意的な趣味嗜好によるものではないことなど、申し立ての際に主張すべきことを説明している[28号 2001年4月: 4-5など]。

この申し立ての文書作成のため、小中学校のGIDであるがゆえのいじめや自殺未遂の体験談が誌上で募集され、読者の協力を得て関連する数多くの自伝的な文章が企画「Fight!」として『FTM日本』誌上でも連載される。これらの文章は、GIDであることへの家族など周囲の人々からの強い偏見と、就職において生活上のジェンダーと戸籍上の性別が異なることで生じる困難を可視化することにもなった[33号 2002年7月: 24-25など]。そこでこのような状況を問題視していた虎井や『FTM日本』購読者らは、GIDの問題に協力的な南野厚生労働副大臣に対して、GID当事者に対する保険証の性別記載の訂正や就労差別に関する指針の策定などを求める活動もおこなっている[29号 2001年7月: 5]。

ただし大島や虎井らの申し立て運動に対して、

トランスジェンダーの反応は一枚岩ではない。一方では、「先生が示してくださった熱意に、いったい私たちはどこまで応えることができるのでしょうか」[34号 2002年10月: 4]などと大島への賛同が示されている。戸籍上の性別変更そのものの必要性は、この申し立て運動以前から、以下のように指摘されていた。

いくら自分らしく、といっても「帰属」をないがしろにされては問題解決したことにはなりません。「男という帰属をみたした上での自己実現」でないとならないわけです。
[24号 2000年4月: 4]

この投稿者が念頭に置くのは、ジェンダーによる抑圧からの解放を目指すジェンダーフリーの主張との差異化である。「自分らしさ」という表現は創刊当時から誌上に見られるが、これはカテゴリーのもとで表せない個性性という意味であるとは限らない。ここでは、ジェンダーフリーの言説における「自分らしさ」は結局のところ社会的なジェンダーの水準における自己実現を意味しているが、「TS」を名乗ってきた者の「自己実現」は、割り当てられた性別の「帰属」の変更を経てからしか達成できないのだと主張されている。

他方で、戸籍上の性別変更の重要性を認めつつも、運動の性急さや手術を要することへの懸念もまた表明されている。

法的な性別変更を望むなら、必ずSRSを受けなければならないという状況を作ることが、「性別の変更は望むがSRSは必要ない」と考える人を、不必要な手術に駆り立ててしまう危険性も考えなくてはなりません。[28号 2001年4月: 7]

とくに投稿者が懸念するのは、ほとんどの

FTM当事者が手術前で「正規就職が困難になり、経済的にも極めて厳しい状況」にあり、SRSをおこなうことが難しい状況にあることである。にもかかわらずSRSを法的性別変更の要件にすることは、FTM当事者を不必要な手術に駆り立ててしまうのではないかと危険視されているのである。

この申し立ては2003年7月までにすべて敗訴するが、立法による解決に可能性が見出されていく。鶴田[2009]も述べるように、2001年10月からのFTM当事者を取り上げたドラマ「3年B組金八先生」第6シリーズの放送、2002年3月のFTMの競艇選手のカムアウトなど、2001年後半から2002年において世論を喚起する出来事が重なる。また2002年9月には小金井市議会がGIDの性別訂正に道を開くべきとする意見書を決議し、これは各地域に公的書類の性別の書き換えや性別欄の撤廃を陳情していく動きにつながった [35号 2003年1月: 3-4]。2003年から虎井は「naoのそらいろリボン運動」に参加して国会への陳情活動をおこない、3月にTNJや「性同一性障害をかかえる人々が、普通に暮らせる社会をめざす会」(gid.jp)とともに戸籍上の性別の訂正・変更に関する要望書を提出し、7月に特例法は与野党全会一致で成立する(野宮[2004])⁽⁶⁾。

特例法成立前後から『FTM日本』にインターネット上の交流サイトの宣伝が掲載されることが増え、アテンド業者サイトを介してタイで手術をおこなう体験記が載るなど、トランスジェンダーが利用できるネットワークが多様化し、2003年以降『FTM日本』誌上の投稿者数は減少していく。だがGIDをめぐる活動は、特例法成立をゴールとするものではない。虎井は「GIDについて未知である人を減らしていくこと」をテーマとして、「人権問題」として語られるようになったGIDを広めていくべく他の障害者団体や性教育団体とも協働すると述べてい

る[39号 2004年1月: 2-3]。すなわちGIDをめぐる活動の力点は、講演活動や、北海道、北九州、富山、和歌山など地域ごとのグループの活動、個人レベルでの「各都市への「公文書からの出来うる限りの性別欄削除」の陳情活動」[54号 2007年10月: 15]に移っていく。

VI.2. GID認知の拡大のもとで生じる困難

では2003年以降、GIDの認知が拡大していったことは、トランスジェンダーが性別移行や自己像を解釈する仕方にいかなる影響をもたらしたのか。

まずトランスジェンダー間でのやり取りに見られる変化として、特例法が成立する頃には「TS」「TG」という区分について投稿者間で議論されることはなくなり、「GIDである」ことを肯定的なアイデンティティとして捉える当事者の傾向が読み取れる。

「病気である」と確定したことが、自慢になるなんて通常はあんまりない。……「GID ってのは俺のようでない」と診断が出ない病気なんだぜ」ってその病気の模範みたいに吹聴する奴がいたら、ちょっと不気味ではないか? [37号 2003年7月: 21]

ここからはGID概念のもとで戸籍上の性別を変更して生活する希望が見出され、「GID」の診断が「病気」であるにもかかわらず、社会的に「男である」ことを証明するような肯定的な意味合いを当事者にもたらすようになったことが窺える。『FTM日本』上ではGID概念への批判をトランスジェンダー概念のもとでおこなう実践(高橋[2008], 山田[2020])は見られないが、投稿者のようにGIDが肯定的なラベルとされることへの違和感は表明されている。

また石井[2018]も指摘するように、「男／女らしさ」を追及しないトランスジェンダーも可視

化されるようになる。例えば、1990年代末に「FTMTSであって、ホストまがいの格好のつけかたをする者、逆にMTFTSであって美容整形手術に没頭する人々」[22号 1999年10月: 25]の存在を指摘していた投稿者は、「現在のFTM・MTFの人々は極めて自然体に近い人もいる」[54号 2007年10月: 14]として「男／女らしさ」の変化を読み取っている。これはTGの語句説明において2004年10月から、「異性の性別役割を持ちたい人(あるいは「男でも女でもない」「男でも女でもある」という意識を持つ人もいる)」[42号 2004年10月: 1]として、男女を自認しない人の存在が指摘されるようになったことから窺える。

ただし「男でも女でもない」意識の可視化は、身体を手術によって加工することがGID当事者において規範的なふるまいとされたことの反映でもあると考えられる。あるFTMの投稿者は、「なんでホルモンやらないの？なんで胸とらないの？なんでSRSしないの？」とほかの当事者から尋ねられるが、投稿者の「FTM観」「GID観」は手術を目指す方向性とは異なると述べ、「女扱い」されることで生じる「社会的違和の負担を軽くするため」に「名の変更」を望み、「女体でも精一杯男として生きて」いくという生き方のモデルになりたいのだと主張している[35号 2003年1月: 32-33]。MTFにおいても、「一般的、社会傾向として、手術が終わらなければ性同一性障害とは認めないといった風潮が現われてきている」[44号 2005年4月: 27]と指摘されている。実際わずかに見られる「中性的」な投稿者の文章にも「どっちつかずの僕。中性的な人間はどこへ向かって生きていけばいいの？」[54号 2007年10月: 29]とあり、かれらが不安定な状況に置かれていることが窺える。

他方で、GID当事者として社会的に受容されることは、男女の二値的なジェンダー概念を受容するトランスジェンダーにも性別移行をめぐ

る異なる葛藤をもたらしうる。2003年以降、不登校だったFTM当事者が学校でカミングアウトして男子生徒として生活するようになった経験や、職場でのカミングアウトをおこなった経験も投稿されるようになる。だがこれはトランスジェンダーの生活上の困難を取り除く一方で、学校や職場において「普通の男」ではなく「FTM」あるいは「GID」当事者として認識されうることを意味している。

数々の運動によって性同一性障害は知られるようになりましたが、それは「性同一性障害者」として理解されただけで、2002年の住民基本台帳ネットワークシステム稼働後は社会システムのクローズフルタイムができなくなりました。それでも「普通の男」として働きたくて「雇用者側には知られずに希望の性で働ける」方法を若いFTMが求めていることも現実なのです。[51号 2007年1月: 19-20]

ここで投稿者は、1990年代までは「GID」であることを隠したまま「普通の男」として、すなわち出生時割り当てられたジェンダーと同じジェンダーを生きるシスジェンダー男性として働くことが「サバイバルスキル」となっていたが、GID概念が普及してから「GID」当事者として周囲の人々に理解されてしまう可能性が生じたのだという。このFTMの投稿者は、年金を受給する際に生じうる制度的な問題を避けるために、雇用者にトランスジェンダーであることを知られずに働こうとする「若いFTM」にも戸籍上の性別と外見のジェンダーが合致しないことを説明することを勧めているという。だが投稿者自身においても、「FTMの活動家」としての可視化が「男性」としての地位向上を望む「自分らしさ」と矛盾してしまうという困難が生じている[57号 2008年: 10-11]。

このように特例法以後、GID概念が世間で可視化されたことは、一部のトランスジェンダーが望みの性別で生きていくことを可能にした一方で、「普通の」男性として生きたい人にはカムアウトのジレンマを生じさせたほか、手術をしない人が当事者間で批判され、生き方を模索していることが読み取れた。

VII. 考察

本稿では、『FTM日本』誌上におけるトランスジェンダーの語りから、GIDをめぐる制度化が進む1990年代中頃から2010年頃、トランスジェンダーが性別移行を多義的に解釈してきた変遷を明らかにしてきた。最後に本章では分析結果をまとめ、先行研究に対する意義を述べる。

まずGID医療が導入される1996年以前には、MTFにおいて「性転換」後に生じる社会的困難の解消が、FTMにおいて「オナベ」ではなく「普通」の男として生きていくことが主張されていた。GID概念が導入された1996年から2000年頃においては、この概念が「精神病」と結びつけられることへの反発やとまどいが、差別への反対など複数の論理から主張された。またGID医療のガイドラインは、ホルモン療法の実施や異性への性的指向などの規範的なふるまいを形成すると同時に、人々の個性の主張をも可視化した。

さらに2001年から2010年頃には、戸籍上の性別変更をめぐる活動において、性別の「帰属」に焦点化する点でジェンダーフリーからの差異化がおこなわれ、専門家との協働が進められた一方、手術要件に対して当初から批判も寄せられたことが示された。特例法成立後には社会的なGID認知の高まりのもと、GIDが肯定的アイデンティティとされ、学校や職場でトランスジェンダーがGID当事者として受容されやすくなったが、GID当事者間で手術をおこなうことへの圧力が強まり、手術しない人や「中性」的な

自認をもつ人が生き方を模索する声も可視化されていく。

先行研究では、主にMTFにおける実践が歴史的にたどられてきたが(三橋[2000, 2010], Mclelland[2004])、日本においては1990年代からのトランスジェンダー、とりわけFTMにおけるミニコミ誌上での実践の変遷はほとんど分析されてこなかった。対して本稿は、男女の帰属を自明視せずにカテゴリー化の実践を探る(鶴田[2009])という関心を引き継ぎ、新たなカテゴリーのもとで可能になる人々の経験の歴史的展開(Hacking[1986=2000])がGIDをめぐる制度化のもとでどのように見出されたのかを、特にFTMの実践から探った点で意義をもつ。

具体的にはまず、カテゴリーへの同一化から個別性へという一貫した自己像の変遷の記述(石井[2018: 143-190])が捉え損ねてきた、GIDをめぐる制度化のもと当事者が「普通」の女／男であるべく性別移行を意味づける多義的な実践の展開を描き出した。GID医療化以前に「普通」の女／男であることが希求されたのは、「性転換」を経て生きることが特殊化され、社会的選択肢が制限されることへの抵抗の試みであった。ガイドラインの影響のもとで、FTM当事者はホルモン療法や手術、女性への性的指向を「男である」ために必要なこととして解釈していたが、同時に個別的な性を「自分らしさ」として表現しようとする動きもすでに生じていた。また特例法制定後にはGID概念が普及し、職場での性別移行が好意的に受容されるようになったとの指摘もあるが(鶴田[2016])、他者によるGID当事者としての理解と「普通の男」という自己認識との間での葛藤がなお存在することも示された。

加えて本稿では、トランスジェンダーがGID概念をいかなる仕方でも受容してきたのかも明らかになった。トランスジェンダー概念のもとで見落とされるような、GID概念の当事者による

アンビヴァレントな受容を検討すべきとする山田[2020]においても、当事者の経験の語りに基づく通時的な検討はなされていない。対して本稿はGID概念を受容する当事者の語りを多く含むミニコミ誌上の記述から、GID概念の導入時には治療を正当化しつつ「精神病」との差異化がなされ、世間でのGID認知が高まる2002年頃からは、GID概念が肯定的なアイデンティティとされると同時に身体的治療との結びつきを強め、身体加工しない人を周縁化していった変遷を描き出した。これはGIDをめぐる制度化の局面に応じたGID概念の解釈実践とその帰結を明らかにした点で意義をもつ。

さらに、先行研究が議論の前提としてきた「GID」と「トランスジェンダー」を二項対立的に捉える解釈枠組み(高橋[2008], 山田[2020])

が『FTM日本』誌上で見出されなかったことは、媒体やグループによって異なる実践がなされていることを示唆している。『FTM日本』誌上では、他のグループや個人に見られた性別二元制への抵抗(武内[2020])や多様な身体の形の受容(吉野[2020])といった動きも、かすかな形でしか現れていない。他方で、FTMにおいて異性愛が規範的であるにもかかわらず、2000年頃の誌上で虎井が主体となり、ゲイ男性がFTMを恋愛対象としうるかを探る企画がおこなわれた側面もある。それゆえ、『FTM日本』誌上での実践と、他のグループやテキスト上、インターネットサイト上での活動との関係をふまえて性別移行をめぐる概念の使用をさらに検討していくことが今後必要となるだろう。

付記

本稿はJSPS科研費(特別研究員奨励費・課題番号19J21506)の助成による研究成果の一部である。

註

1. FTM(Female to Male)やMTF(Male to Female)は、出生時に割り当てられたジェンダーと、その人が生きている／生きようとするジェンダーを指す表現として当事者によって用いられている。これらはそれぞれ近年ではトランス男性、トランス女性と表記されることもあるが、本稿では1990年代から2010年代に当事者間で頻用されたFTM、MTFという表現を用いる。
2. FTM Newsletterは米国のFTMゲイであるLou Sullivanが1986年から発行した雑誌であり、米国においてFTM関連の出来事の情報源となっていた(Stryker[2017: 124-128])。
3. 『FTM日本』を引用する際は、[号数 出版年月: ページ数]のように表記し、関連する別の雑誌を引用する際は、号数の前に雑誌名を記す。
4. 『FTM日本』は立教大学共生社会研究センター所蔵の40号分を参照し、残りの20号分は『FTM日本』購読者であった研究協力者から入手した。
5. 1990年代後半には「インターセックス」「半陰陽」の当事者も『FTM日本』に団体広告を載せ、「自己性別自認の多様性を社会に認めさせ」る側面からGID当事者との協働を模索していた[7号 1996年1月: 24]。
6. 特例法の手術要件や子どもがいないことを求める要件は、吉野[2020]など多くの論者によって批判されている。虎井は子をもつ当事者を切り捨てることに関して「壮絶なやり取り」があったが、「性教育への干渉が厳しくなっている」時期に、何もないうところから要件のゆるい特例法を求める運動をおこなう見通しは暗い

として [37号 2003年7月: 3]、3年後の見直し条項がついたためによしとしたのだと述べる。

文献

- 有蘭真代 (2004)「物語を生きるということ：「性同一性障害」者の生活史から」『ソシオロジ』49(1): 55-71.
- Hacking, Ian (1986) "Making up People," in *Reconstructing Individualism*, Stanford U. P. =(2000) 隠岐さや香(訳)「人々を作り上げる」『現代思想』28(1): 114-129.
- 東優子 (2018)「ジェンダーの多様性をめぐる概念の登場と変遷」『女性心身医学』22(3): 219-224.
- 石田仁 (2002)「甦るブルーボーイ裁判の〈精神〉：性転換手術とその違法性に関する、雑誌メディアを用いた物語論的言説分析」『法とセクシュアリティ』1: 85-117.
- 石井由香理 (2018)『トランスジェンダーと現代社会：多様化する性とあいまいな自己像をもつ人たちの生活世界』明石書店.
- McLelland, Mark J. (2004) "From the Stage to the Clinic: Changing Transgender Identities in Post-war Japan," *Japan Forum*, 16(1): 1-20.
- 三橋順子 (2000)「戦後日本トランスジェンダー社会の歴史の変遷の素描」矢島正見・三橋順子・杉浦郁子(編)『戦後日本〈トランスジェンダー〉社会史 1 (基礎研究・資料編)』戦後日本〈トランスジェンダー〉社会史研究会, 6-23.
- (2010)「トランスジェンダーをめぐる疎外・差異化・差別」好井裕明(編)『セクシュアリティの多様性と排除』明石書店, 161-191.
- 宮田りりい (2018)「性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開」『倫理学論究』5(1): 23-39.
- 野宮亜紀 (2004)「『性同一性障害』を巡る動きとトランスジェンダーの当事者運動：Trans-Net Japan (TS と TG を支える人々の会) の活動史から」『日本ジェンダー研究』7: 75-91.
- Stryker, Susan (2017) *Transgender History: The Roots of Today's Revolution*, New York: Seal Press.
- Sugiura, Ikuko (2007) "Lesbian Discourses in Mainstream Magazines of Post-War Japan," *Journal of Lesbian Studies*, 10(3-4): 127-144.
- 高橋慎一 (2008)「性同一性障害医療と身体の在り処：ガイドライン・特例法とトランスジェンダリズムの分析から」『現代社会学理論研究』(2): 113-127.
- 武内今日子 (2020)「Xジェンダーはなぜ名乗られたのか：カテゴリーの力能を規定する社会的文脈に着目して」『年報社会学論集』33: 133-144.
- 虎井まさ衛 (1996)『女から男になったワタシ』青弓社.
- (2000)『トランスジェンダーの仲間たち』青弓社.
- 鶴田幸恵 (2009)『性同一性障害のエスノグラフィ：性現象の社会学』ハーベスト社.
- (2016)「性同一性障害として生きる：「病気」から生き方へ」酒井泰斗・浦野茂・前田泰樹・中村和生・小宮友根(編)『概念分析の社会学2：実践の社会的論理』ナカニシヤ出版, 46-64.
- Valentine, David (2007) *Imagining Transgender: An Ethnography of a Category*, Durham, NC: Duke University Press.
- 山田秀頌 (2020)「トランスジェンダーの普遍化によるGIDをめぐるアンビヴァレンスの抹消」『ジェンダー研究』

23: 47-66.

吉野 敦 (2020)『誰かの理想を生きられはしない：とり残された者のためのトランスジェンダー史』 青土社.

序

橋本 摂子

30、31号の合併により、2019年度、および2020年度の2年分の調査概要を報告する。

2019年度の調査は計5つの班からなり、そのうち調査票調査をおこなった1つの班の報告が第1分冊、インタビュー調査をおこなった4つの班の報告が第2、第3分冊となる。

【第1分冊】 地域社会と育児支援

保育園利用世帯のWLBと育児支援についての社会調査：目黒区認証保育所調査から（1班）

【第2分冊】 地域社会における新たな価値の創出

第1部 現代日本社会における性愛規範についての考察：ポリアモリー実践者へのインタビューを通じて（2班）

第2部 社内起業家（イントラプレナー）が活躍するための環境とモチベーション変容に関する調査研究（3班）

【第3分冊】 国際化とライフコース選択

第1部 在日韓国留学生の「留学」に対する自己理解：留学動機とキャリア観に着目して（4班）

第2部 マレーシアにおける教育・職業達成とアスピレーション：優遇政策下の各民族の教育・職業希求とキャリア規範（5班）

2020年度の調査は計9つの班からなり、そのうち7つはインタビュー調査、2つは公開された調査票調査データの二次分析となる。9つの報告は、それぞれのテーマごとに分かれ、下記3つの分冊にまとめられている。

【第1分冊】 地域社会と新しい公共性

第1部 東大女子のフェミニズムへのまなざし

- 第2部 子ども食堂における地域交流機能と食事提供機能の相克
- 第3部 住民運動におけるインターネットの役割と課題：反バイオマス発電所運動を事例として

【第2分冊】若年層のキャリア形成と社会意識

- 第1部 大学進学を選択に見る福島県出身者の地元志向：北関東への移動に注目して
- 第2部 職業世襲と家族の親密性
- 第3部 若手人文社会科学系研究者のキャリア形成における非常勤講師職の役割に関する調査研究

【第3分冊】地域社会の国際化をめぐる

- 第1部 日本に暮らす難民認定申請者の生活状況と就労経験の有効性：コンゴ民主共和国出身者へのインタビュー調査を事例に
- 第2部 外国人との交流経験が国民同等の権利付与容認に与える効果：外国人増大の影響に関する意識との比較を念頭に
- 第3部 在日ネパール人における日本語教育のニーズ：インド・ネパール料理屋での聞き取り調査から

2019年度には、1班が自分たちで一からアンケート調査を作成し、実際に保育園の保護者達に回答していただくという困難な試みに取り組んだ。集められた回答を自分たちで集計、統計ソフトで分析し、各自で報告書作成までおこなった。残りの4班は例年に倣い、自ら立案・計画・実施した聞き取り調査となる。

また2020年度は、コロナ禍の余波を受け、対面をとまなう調査の実施が難しく、聞き取り調査を進める者には厳しい制約が課せられることとなった。このこともあり、2020年度について、希望者にはアプリケーション・ソフトを利用した量的データの統計的分析の実習を取り入れた。第2分冊の第2部、第3分冊の第2部はアーカイブデータを用いた（現地調査をとまなわない）二次分析の成果である。質的分析、量的分析はともに重要な研究手法であることから、履修生が柔軟に選べるよう、コロナ禍の収束如何にかかわらず今後も継続したい。

以下に掲載する4つの論文は上記2年分の調査実習をもとに、今回あらたに書き下ろされたものとなる。

2019年度の田中論文は、マレーシアにおける先住民（マレー系）優遇政策に着目し、現地での聞き取り調査をもとに、中国系の人々との比較から、マレーシアにおける教育・職業希求ならびにキャリア規範の民族間格差について明らかにする。同じく2019年度の鈴木論文は企業における持続的イノベーションという観点から、企業内起業家（イントラプレナー）の役割に着目し、実際に企業内起業に携わっている人々への聞き取り調査を通じて彼ら・彼女らのモチベーションがどのように維持されているのかを明らかにする。

2020年度の吉野論文は、コンゴ民主共和国出身者への聞き取り調査から、日本国内にお

ける難民認定申請者の人々が来日直後に経験する生活上の諸問題を明らかにするとともに、「就労」が彼らの福祉向上に与える影響について明らかにする。同じく2020年度の三輪論文はJGSSのプールドデータを用いた計量分析であり、階層研究の文脈から親子間の職業継承に着目し、階層再生産における親子の情緒的関係性、家族的価値意識などの影響を明らかにする。

最後に、私たちの調査にご協力いただいた方々に、あらためて深く感謝申し上げたい。困難な状況のなか、学生達によって集められた貴重な知見をみなさまに還元できれば幸甚である。

マレーシアにおける教育・職業達成とアスピレーション

——民族優遇政策下の各民族の教育・職業希求とキャリア規範——

田中 李 歩

1. はじめに

1.1. 背景

マレーシアは、マレー系・中国系・インド系およびその他の民族で構成される「多民族社会」である。人口比は経年変化してはいるものの、マレー系がおおよそ6割、中国系が3割弱、その他が1割程度で、マレー系がマジョリティであり続けてきた。政治的に国家をコントロールする力を有している民族もマレー系であるが、経済的には非マレー系、特に中国系の方が力を持ってきたことから、現代史上ほぼ恒常的に民族間の経済格差が問題とされてきた。

1969年、この格差が原因とされる民族暴動（5月13日事件）が発生し、200人近い死者が出る事態となった。事件についての究明は禁じられ、政府からは、経済的な実権を握る中国系の住民と、土地の「先住民」であるにもかかわらず経済面で劣位におかれているマレー系住民との対立がこの事件の原因となったとの公式見解が提示された（鈴木[2010]）。事件後に誕生した政権は、この見解を受け、マレー系の経済的地位の底上げと、民族ごとに偏った就業構造の再編を狙った「新経済政策」というスキームを打ち出した——この政策スキームが、現代マレーシアにおける民族関係を強く規定していくこととなったのである。

「新経済政策」の旗のもと、1971年以降のマレーシアでは、教育や就業を含む社会経済の諸分野においてマレー系に優先的に機会を配分する政策および、彼らが有利に機会を得られるよ

うにするための諸策が導入されてきた。例えば、大学入学選考におけるマレー系の優先入学枠（クオータ）を設定する、マレー系のみが入学できる特別な学校や進学コースを設置する、公務員はマレー系を優先的に採用する、といった機会配分の策がとられたのに加え、マレー系のみが母語とするマレー語が全国中等教育課程以上の公立学校の単一の教授言語とされ、マレー系に教育達成上のアドバンテージが生じた。

こうした政策を導入した結果、まず教育に関しては、マレー系で優遇政策期間中の全体的な達成度の高まりが大きかったことが確認されている（Tanaka[2019]）。他方、職業に関しては、マレー系よりも中国系の方が全体に達成の度合いが高く、特に学歴が同程度であれば、マレー系よりも中国系の方がより「よい」（威信の高い）職業に就きやすい傾向があったということもわかっている（Tanaka[2018]）。

つまり、多数派民族であるマレー系を優遇するという大胆な政策が導入され、その結果教育達成についてはマレー系が中国系を上回る部分があった一方、マレー系の職業達成は中国系のそれを上回ることはなかったのである。これは一体なぜなのだろうか。

1.2. 問題設定

上述の疑問は、以下のような問いに整理できるだろう。すなわち、マレー系優遇政策の影響下において、教育達成の度合いが相対的に低く留まっても、中国系の方がマレー系よりも職業

達成の度合いが高かったのはなぜなのか。また、教育達成の度合いが相対的に向上しても、マレー系の職業達成の度合いが中国系を上回らなかったのはなぜなのか。

中国系の教育達成が相対的に低かった理由は、まずは彼らが教育優遇政策の負の影響を被り、教育を受けにくかったからだと考えるのが自然であろう。しかし、データを見る限りでは、中国系は必ずしも優遇政策の影響を直接的に受けたわけではなさそうである。Tanaka[2019: 62-65]では、ある教育段階をドロップアウトした人の割合の概算を民族ごとに算出しているが、優遇政策の中でも特に多くの人に影響があったと考えられる教授言語マレー語化政策の導入前後で、いずれの民族においてもドロップアウトの率はほぼ変わっていない。つまり、言語面での負担が増加したために学校の課程についていけなくなったり、試験に合格できなかったりする生徒が増えた、という形で中国系の教育達成が低められていたわけではないようなのである。

ただ、優遇政策によってマレー系の方が上の段階の学校に目に見えて進学しやすいなど、民族間で差異のある待遇を受けていることを目の当たりにしている中国系の子ども・生徒には、中国系という民族属性そのものによって進学が困難であると認識する傾向があり、したがって高い教育を望まない傾向が強まっていた、という可能性は考えられる。つまり、直接的な教授言語政策の影響ではなくとも、政策の間接的な影響を受けて、教育アスピレーションが低下していたのかもしれないのである。実際、マレー系および中国系の中等学校の生徒の教育・職業アスピレーションについて調査・分析を行った Takei, Bock and Warland[1973:226-227]によれば、出身階層に関係なく（むしろ低い階層の出身者が最も）高い教育アスピレーションを示したマレー系とは異なり、中国系の教育アスピレーションは、こと出身階層の低い生徒の間で低

い傾向があったという。ただし、Takeiらの論文は1973年のもので、中心的に用いられているデータも1968-69年に行われた調査の結果であるため、それ以後、つまり新経済政策導入後の様相については改めて調べてみる必要がある。

加えて、中国系の教育アスピレーションは、就業に関する事情とも密接に関連していると考えられる。Dore[1976=1978]は、マレーシアについても一節ではあるが触れており、当時の状況を次のように記している。「マレーシアにおける教育志望調査の結果によれば、向上心、根気、活力に富むとされる中国人の方が、これらの資質において劣るとされるマレー人よりも、大学進学希望者の比率が低い。（中略）小企業にしか生きる道のない中国系マレーシア人にとっては、学歴はあまり実用価値がない」（Dore[1978:108-109]）。たしかに、マレー系を優先採用する政策の影響で中国系は公務員や政府系企業の従業員になることは現実的ではなかったため、ドーアの指摘どおり、中国系の人びとには学歴など必要でないと考える傾向があったのかもしれない。あるいは、中国系はマレー系よりも自営業従事者が多かったということもあるので、学歴と関係ないビジネスで成功すればよい、という規範が当時の中国系の間には存在していたのではないかという予想もできる。中国系はどのような職業アスピレーションを有していたのか——本当に学歴に関係のない職業を希求していたのか——、また教育アスピレーションがその影響を受けていたのかどうかについて、今いちど確かめてみたいところである。

さて、中国系の教育・職業達成の高低はあくまでマレー系に相対しての話であるので、教育達成は高まったが、職業達成は相対的に見て低いままになったマレー系の側の事情はどのようなものだったのかも知る必要があるだろう。

マレー系の教育達成が高まったことに関しては、マレー系優遇の諸策が有効に機能した結果

と考えることができ、ほとんど不思議はない。国内の公立学校における教授言語のマレー語への一本化やマレー系だけに門戸の開かれた特別な教育機会（学校や進学プログラム）の創出が、全体としてのマレー系の教育達成の向上に寄与したと考えられる。

では、職業達成については逆に、優遇政策がうまく機能しなかった結果、向上しなかったのだろうか。たしかに、就業機会の配分に関するマレー系優遇政策は、教育政策に比べると不徹底であってであったことは否めない(Tanaka[2018:91])。しかし一方で、公務員や政府系企業の採用はマレー系が優遇されるなど、マレー系が優遇政策の恩恵を享受してきた面があるのも確かであり、政策自体の機能不全だけが理由で職業達成が高まらなかったのかは判断を留保すべきかもしれない。

また加えて、職業達成については考慮すべき点がある。ここで用いている「職業達成の高低」の概念は、基本的には分析者の判断に基づいている点である。教育の場合は、初等教育から高等教育までの教育段階間に明確な上下の関係があるため、たとえばあるグループの「教育達成の向上」といった場合には、そのグループにおいてより多くの人により高い教育段階へ到達するようになったことを意味する、という合意が必然的に生じるだろう。しかし職業については、より多様な評価・判断の軸（例えばセクター、産業、就業形態等）が存在することも考えられる。更に、あるグループにどのような「キャリア規範」が存在するかによって、そこに属する人びとにとっての職業達成のよしあし、あるいは望ましさの程度というのは異なってもくはらずである。本稿における「職業の高低」の基準は、主に職業威信の高低に基づいたものである。しかし、以上のように職業達成の評価が多面的な性質を有する可能性があることに鑑みれば、一元的な職業威信の概念に則って分析

するだけでなく、各グループの人びとがどのようなキャリア規範を有していたのかを把握し、そこから彼らのアスピレーションについても分析するような取組みが必要だと考えられる。

以上のことから、本調査研究は、中国系およびマレー系の教育・職業希求ならびにキャリア規範について明らかにすることを目的とし、インタビュー調査を行うこととした。

1.3. 調査の概要

1.3.1. インタビュー調査の概要

本稿は主に、2019年12月にマレーシア現地にて行われたインタビュー調査に基づくものである。調査を実施した場所は、マレーシアの首都圏（クラン・バレー）に位置するA市と、首都圏にある国立大学の2箇所である。半構造化インタビューを調査方法としたが、予想を上回り回答者からの積極的な応答があったため、質問の順番は応答内容に応じて順次変え、また回答者の応答内容から答えが既に明らかとなった質問については質問形式で尋ねることをしない、といった対応を行った。なお、中国系の回答者には英語で、マレー系の回答者にはマレー語で、それぞれインタビューを行っている。

1.3.2. インタビュー対象者について

・想定母集団と実際のサンプル

本調査で収集するサンプルの想定母集団は、「優遇政策期に初・中等教育を受けた年齢層（＝2019年現在、39～64歳）のマレーシア人」とする。

年齢については、下表のとおり、2019年時点での年齢と、それぞれのコーホートが15歳（前期中等教育から後期中等教育への進学時期にあたる年齢）だったのは何年のことを対照させることで、2019年現在39～64歳というクライテリアを設けた。2019年時点で39歳のコーホートも、初等教育段階では優遇政策の影響下にあ

るため、含めてある。

なお、この時期のマレーシアでは女性は結婚や出産に人生を左右される度合いが非常に高く、将来の明確な見通しを持つことが難しかったと判断されるため、基本的には男性に対してインタビューを行うこととした。ただしB氏に関しては、中国系にもかかわらず、本来はマレー系でないと入り込みにくい公セクターで高い地位達成を遂げた点でA・C氏と対照的であり、また結婚や出産にかかわらずキャリアを継続しているため、インタビュー対象とした。

表1 2019年時点での年齢と生年・15歳時の西暦年の対照表

年齢 (2019年)	64	59	54	49	44	39
生年	1955	1960	1965	1970	1975	1980
15歳時の 西暦年	1970	1975	1980	1985	1990	1995

(出典：筆者作成)

なお、今回の調査回答者の年齢・性別・民族属性は以下の通りである。⁽¹⁾

- A氏：49歳・男性・中国系
B氏：50歳・女性・中国系
C氏：57歳・男性・中国系
D氏：36歳・男性・マレー系
E氏：54歳・男性・マレー系

・「学歴低」「学歴高」にあたる具体的な学歴

学歴の「高」と「低」は、前期／後期中等教育の間で区分するのが妥当と考えられる。想定母集団の教育達成を見ると、年齢コーホート間の差異はあるものの、押し並べて見ると各民族とも、全体の30～50%程度が後期中等教育かそれ以上の教育段階まで到達しており、人数比

や現実的な学歴の効果の差異が生じうる線引きになるかどうかを考慮すると、ここで線引きするのが最良だと判断した。なお、高等教育まで到達している人はこの時期のマレーシアでは少数派であるため、高等教育かそれ以下かでは線引きしない方がよいという判断でもある。参考に、優遇教育政策期および2000年のマレーシアにおける就学率のデータを表2に示す。

表2 マレーシアにおける各教育段階就学率

(%)	1970年	1979年	1991年	2000年
初等	88.2	95.9	97.9	97.0
前期中等	52.2	82.8	83.4	85.3
後期中等	20.1	38.8	48.6	72.3
中等後	3.1	9.1	19.7	18.1
大学	0.6	1.6	3.0	9.1

(出典：The Ministry of Education Malaysia[1972, 1982], Kementerian Pendidikan Malaysia[1993, 2002]より筆者作成)

加えて、マレーシアの現実に即して考えた場合、到達した教育段階よりも学歴資格の方が就職に際して重要である。というのも、マレーシアでは公セクターや民間企業のある程度以上のポストの応募条件には、到達教育段階ではなく学歴資格が定められていることが多く、例えばC氏のように、後期中等教育の課程で学び終えてもSPMの学歴資格がないため希望の職業（警察官）の採用試験に応募できなかった、といった事態が生じうる。そのため、今回は到達教育段階ではなく、学歴資格によって学歴の高低を判断することとし、具体的には後期中等教育修了時の試験であるSPM (Sijil Pelajaran Malaysia, 英語ではMalaysian Certificate of Education) の資格の有無を、学歴の高低の境界線とする。

今回の調査回答者の学歴は以下の通りである

(最終到達教育段階、所持している最高の学歴資格)。

- A氏：後期中等教育修了、SPM (※ただし、A氏は初職就職時にはSPMの成績と無関係に仕事に就いている)
 B氏：中等後教育修了→博士課程修了、PhD
 C氏：後期中等教育修了、SRP⁽²⁾
 D氏：ディプロマ課程修了、ディプロマ⁽³⁾
 E氏：後期中等教育修了、SPM

・「職業低」「職業高」のカテゴリ区分の基準、想定する具体的な職業

職業の「高」「低」は、威信に基づいて判断する。具体的な指標としては、国際標準職業威信スコア40以上またはそれ未満で区分するということを考えていた。1970年～2000年までのどの時点でも40程度がマレーシアの威信スコアの平均値であったためである。しかし、実際のところは、特に40前後の威信スコアを割り当てられている職業の間では高低の差が認めにくいと思われたため、40前後以下か40台後半以上かで区分することにした。

今回の調査の回答者の現職とそれに対応する威信スコア (Treiman[1977]のAppendix Aに基づく) は以下の通りである。

- A氏：企業向け講習サービス提供の自営業 =sales engineer⁽⁴⁾、スコア51
 B氏：大学講師 =university and higher education teachers、スコア78
 C氏：輸入 (仕入れ) および販売 (製造者向け) の自営業 =wholesale distributor、スコア58
 D氏：事務補佐員 =office clerk、スコア43
 E氏：事務補佐員 = office clerk、スコア43

以上に基づく、今回のインタビュー回答者5人の特性は表3のように整理できる。

表3 インタビュー対象者の特性

		職業低	職業高
マレー系	学歴低		
	学歴高	E氏、D氏	
中国系	学歴低		C氏
	学歴高		A氏、B氏

(出典：筆者作成)

1.4. 本論文の構成・用語の解説

以下、第2節においては、インタビュー調査から得られた知見およびそれに基づく議論を展開する。分析の方略としては、基本的には、中国系とマレー系のそれぞれが、教育および職業についてどのようなアスピレーションを有していたか、またそれを支える規範はどのようなものであったかを検討する。第3節では結論として、本節第2項で設定した問いに回答することを試みる。

以下、インタビュー内容ならびに分析を理解するために必要となる、マレーシアの教育その他に関する特殊用語についての解説を記しておきたい。

- ・SPM：全国統一で実施される、後期中等教育修了資格試験。受験する科目の種類や数是人によって異なるが、マレー語は受験必須で、その成績が一定以上でなければ不合格となり、SPMの証書＝学歴資格を得られない。よって、資格上の学歴は前期中等教育修了となる。
- ・フォーム4、5 (Form 4, 5)：公立の、後期中等教育の課程。前期中等教育から通して、1年ずつフォーム1～5と呼ぶ。中等教育は5年間。

- ・フォーム6 (Form 6): 大学進学準備教育 (中等後教育) 課程の一種。主に国立大学入学選考で用いられる全国統一試験への準備を行う。
- ・リングット (ringgit): マレーシアの通貨。1990年頃で、1 リングット=50円程度の為替レートだった。現在では1 リングット=30円を切る程度である。ただし物価は現在の方が高いので、レートでは過去と現在のリングットの価値は比較できない。

II. 各民族の教育・職業アスピレーションおよびキャリア規範

II.1. 中国系の教育・職業アスピレーションとキャリア規範

まず、中国系の教育達成が、教育優遇政策の直接的な影響によっては必ずしも阻まれてはいない可能性が高いにもかかわらず、相対的に低くとどまったのはなぜなのかを考えてみたい。前節で予想したとおり、中国系は教育アスピレーションが低く、そのことが実際の教育達成にも影響したのだろうか。インタビューの回答に基づき、確かめていくこととする。

なお、本節中では、インタビュー回答者の発言の引用は「」、その他は“ ”と引用符を使い分けている。また、インタビュー回答者 (A氏～E氏) に対する敬語は省略している。

結論から言えば、今回のインタビューへの回答からは、中国系の教育アスピレーションは、徹頭徹尾低いというようなものではなかったと考えられる。都市部の、実際に後期中等教育まで通ったサンプルに対するインタビューであったという本調査の制約はもちろん差し引いて考える必要があるが、今回の調査対象の中国系の人びとやその属するコミュニティにおいては、学校教育を軽視するような——言うなれば、Willis[1977=1996]の“野郎ども”のように学業に真剣に取り組むことを疎むような——文化は必ずしも根づいていなかったであろうことがわ

かり、“教育を適当に済ませて早く社会に出たい”というような認識からアスピレーションが低められていることはなかったと考えられる。

A氏は、単純労働者の父親のもとで育ち、やや“やんちゃ”な少年時代を送ったが、「あまり勉強が好きではなかった」と言いつつも、SPM試験で「そんなに悪くない」成績をおさめられる程度には学業に取り組んでいた。しかしA氏はそのように学業に取り組むことで“耳穴っ子”のごとく敵意を向けられるような経験をしておらず、むしろわんぱくな友人とつるむことも多かったと言う。また、中等学校の間優秀な成績をおさめ続けたB氏は、よい成績をとることは「帰属の欲求」を満たすことにもつながっていたと言う。彼女や同級生にとって、勉強ができるということはステータスであった。

フォーム5 修了時に受験するSPM試験が、実態としてマレーシアの人びとの教育経歴のひとつの分水嶺になっていることは確かである。と言うのも、当時のマレーシアの四年制大学進学率は非常に低く (1991年でも3%でしかなかった(Kementerian Pendidikan Malaysia [1993])、またそれに準じて大学進学準備課程であるフォーム6の定員も少なく抑えられていたためである。そのため、後期中等教育まで進学したうちの大多数の、海外や民間の教育機関で大学進学準備教育を受けるような余裕のある家庭出身以外の生徒たちは、SPM試験の成績がフォーム6への進学基準に達しなかった場合、そこで学校教育を終えることとなっていたのである。

ただ、そのように試験の成績自体によってその先の機会が閉ざされるケースだけでなく、試験に対する認識によって既に教育アスピレーションが冷却されていたケースも存在することが、A氏の話から確認できる。A氏の場合は、医師になりたいという夢を持ちながらも、希望の進路に進むために学業成績を向上させるという努力を学校時代に特別にしていたわけではない。

また、彼は中等学校（フォーム5）修了時、SPM試験の結果を確認することすらなく早々に就職している。後から確認した自らのSPM試験の成績について、「そんなに悪くなかった。ただ、大学、医学部に行けると確約されるような成績でもなかった」と語っていることもあわせて考えると、“並大抵の学業成績では医学部（や大学そのもの）に進学することはできない”という認識を強く有しており、そのことによって学業に力を入れる動機が薄れさせられていた面があると言えそうである。

とはいえ、そうしてアスピレーションが冷却されるまでの間は、中国系の人びとは教育を軽視することはなく、彼らの間では勉強ができることは望ましいことと考えられていたようである。彼らは“ビジネスで成功すればよいのだから、学校の勉強など関係ない”というようなマインドを有していたわけではなかったのである。

それにはおそらく、彼らの職業アスピレーションが、そもそも“ビジネスで成功する”ということになかったことが影響している。先述のとおり、A氏は漁村での単純労働に従事する父親のもとで育ったものの、将来の夢として考えていた職業としては医師を真っ先に挙げている。またB氏の場合は、特定の職業が彼女自身の念頭にあったわけではないが、当時の人びとのマインドセットとしては、「医師、エンジニア、弁護士」が目指すべき職業として念頭にあり、彼女が実際に最初に就いた職業である看護師についてはそこまで目指されていなかった（彼女自身も特段目指してはいなかった）という。

C氏の場合は父親の仕事（警察官）に憧れたという事情があったためやや異なるが、基本的には、中国系の子ども時代の職業アスピレーションとしては、高い学歴および資格を必要とするような職業が志向されやすい傾向があると言えよう。C氏の場合も、警察官になるためにはSPMと同等以上の資格が必要であったという

点で、資格として学歴を必要とする職業を希求していたと言うこともできるかもしれない。特に、A氏やB氏のように、親が単純労働者であったり、「機能不全」な家庭であったりと、社会経済的条件に恵まれた境遇で育ったわけではない人が、医師になることを希望したり、「医師、エンジニア、弁護士」が望ましい職業であるという認識が周囲で共有されていたりしたことは、そうした資格を要する専門職が中国系の中でかなり普遍的に希求される職業であったことを物語っているだろう。

このように、中国系の職業アスピレーションは、高い教育を伴う資格を必要とするような専門職に向きがちであり、中国系社会内でもまたそうした専門職への就業を最も望ましいものとするようなキャリア規範が存在していたようであるため、ほとんどの場合は、はなから教育を軽視するようなことはなく、学校時代を通して教育アスピレーションがまるきり低いままでもなかっただろうと考えられる。しかし、実際にはそれらの職業へ就くのに必要な資格を得るために高等教育を受けることができるのはほんの一握りであるという認識もまた強く存在したため、多くの場合は教育アスピレーションが次第に冷却されていき、それに伴って専門職アスピレーションも冷却されていく状況が生じていたのであろう。

また、仮にアスピレーションが冷却されなかった場合でも、SPMのような各教育段階修了時の試験の結果によって進路が事実上決まってしまう現実もあるため、必然的に職業に関する希望は修正を迫られることになっていた。

ここで問題になるのが、そのような職業アスピレーション冷却の過程を経てもなお、中国系の（威信スコアで評価した場合の）職業達成は、少なくともマレー系に比べれば低くなかったという事実である。目指していた、あるいは目指すべきとされていた職業への道から逸れた後で、

彼らはどのように方向転換をしていくのだろうか。

医師や弁護士、エンジニアといった専門職以外のキャリアについては、A氏やC氏がまだ雇用労働に従事していた頃に周囲から独立を促された話から、中国系の中に“小企業に雇われて営業マン等として働いていることに比べれば、自営業に転じてビジネスを行うことの方が望ましい”という規範があったのかもしれないと推測される。ただし、それが普遍的に望ましいキャリアであると認識されているのかどうかは、判断を留保しておきたい。と言うのは、今回の調査では、インタビュー対象者が経営しているような小規模な自営業について別段好ましい評価はないようであり、むしろ自営業の不安定性については考えるところがあるといった風情が見られたからである。例えば、A氏は自営業を始めてから2年間は仕事を得られなかったことや、安全講習事業が年間を通じたコンスタントな依頼を得られる性質のものでないことを率先して語ってくれた。また、国立大学病院に勤めるB氏は、友人知人が、公セクターでの雇用労働を「鉄の（＝割れない）ごはん茶碗」⁽⁵⁾と呼び、その安定を揶揄しつつも羨むような表現をするのだと言う。公セクターはマレー系の占有が進み中国系が入り込むのが難しいため、彼らは一般的に公セクター就業を目指さないが、安定を得られるという点については好ましいと感じる傾向もあるのだろう。

専門職以外のキャリアに関する規範は現時点では明確にはできないが、今回のインタビュー対象者が実際にどのように現在の職業まで到達したのかを見ることで、中国系の職業達成がマレー系よりも高い傾向にある理由を明らかにするヒントを得られないか考えてみたい。

A・B・C氏に共通するのは、学校卒業後はまず手近な選択肢であった仕事に就いている——A氏とC氏は親戚関係で仕事を得、B氏は

最後に受けた教育訓練に直結した職場で働き始めた——が、その後は主に自らの意志で何度も転職等を繰り返していることである⁽⁶⁾。A氏が「2年あれば、だいたい（自分のその職業への適性が）わか」と言うがごとく、A・C氏とも短いスパンで数回転職した後、特定の業種（A氏：人命救護に関する業種、C氏：製靴業）でキャリアを発展させている。

A氏の場合は、お金がなく、成績も足りず、中等学校卒業後すぐに医学の道に進むことはできなかったが、その後転職を重ねるなかで、やはり人の救護に関わる活動がしたいという思いが再燃し、自らの稼いだお金でパラメディックになる講座を履修し、（医師でこそないものの）医療に携わるという希望を叶えていった。C氏の場合は、警察官になるという夢を叶えることはSPM試験に失敗した時点で不可能になったが、その後は手近な職を転々とするも最終的には靴に関わる仕事で大きくキャリアアップし、最終的には自分の工場を持った経験もあるような自営業者になった。

子ども時代の希望を別の形で叶えるか、新しい希望を持つようになるかは異なるが、2人とも、働きながら自分の職業アスピレーションを再び興しているという点は共通している。またB氏も、足を踏み入れた看護の業界の中で、より上を目指そうというアスピレーションを強く有していた。中国系の職業達成の度合いが高いのは、転職等を繰り返すため、新しい仕事や世界に触れ、自分がこれぞと思うものに巡り合う機会があり、そこで冷却されていた職業アスピレーションを再燃させることができるからなのかもしれない。

II.2. マレー系の教育・職業アスピレーションとキャリア規範

マレー系の教育達成が高いことに関しては、前節で論じたとおり、さしたる疑問はないので、

アスピレーションの関与を積極的に追究する必然性はないのだが、中国系との比較の観点からマレー系の教育アスピレーションについても把握しておく方が望ましいこと、また、もしもマレー系の教育アスピレーションが低かったとすれば驚きに値し、その理由を知る必要も生じることから、ここではマレー系の教育アスピレーションについても確認していく。

教育に関しては、D氏もE氏も控えめではあるものの、それなりに高いアスピレーションを有していた。中等学校時代に大学に行きたいという希望があったかとたずねると、E氏（SPM取得が最終学歴）は、自身の家庭環境を見てやや難しいとは思っていたものの、一応大学に入りたいという希望はあったと思う、と答えている。ただし続けて、「大学に入りたいという夢はあったけれど、入りたいというのであって、大学で勉強したいというわけではなかったんです」という言葉もあった。大学に進学はしたいが、そこで何かを実質的に学びたいというわけではない、という言説は注目に値しよう。はっきりとは言葉にされていないが、大学を卒業することで得られる、高い学位としての学歴を希望する姿勢が見てとれるからである。他方D氏の場合は、高等教育の段階であるディプロマ学位の取得にまで至っており、アスピレーションとしてもディプロマを目指していたと推測される。このようにマレー系は、教育に関してはなるべく高い学位を目指すという点でのアスピレーションが高く、特に、“より高い学位を得ること”を希求する傾向があったと考えられる。

では、問題である職業については、マレー系はどのようなアスピレーションや認識を有していたのだろうか。子どもの頃の夢をたずねた際、マレー系の54歳男性であるE氏からは、これといった夢は持っていなかったという回答が得られた。「考えたかもしれないけれど…あまりひとつの夢に集中していたということではなかった

かもしれません」。E氏は続けて、自身の出身が農村であったことから、そもそも思いつく職業というものが教師くらいしかなく、しかし教師になる道も自分にとって明確なものではなかったと述べる。育った環境の問題として、多様な選択肢を知ることが難しかったというわけである。

もう一人のマレー系回答者であるD氏は、小学生の頃の将来の夢として、兵士になりたかった、と回答している。ただし、兵士は「若者にとって…最後の選択肢の仕事です」という発言が本人からもあったとおり、兵士という職業に就くことに積極的な意味を見出した上での希望であったのかは定かではなく、よくよく聞いてみると、周りが多く就いており、就職も難しい職業だから、という理由でD氏の兵士になることへのアスピレーションを説明できる部分もかなりありそうである。

D氏の場合は具体的に将来就きたい職業を思い描いていたことから、一般化のしすぎは危険ではあるが、暫定的には、当時のマレー系の人びとは、職業に関してはあまり明確な希望を有していない場合も多かったと言えるかもしれない。

しかし、職業に関してマレー系が有していたと考えられる規範は、アスピレーションのようにはんやりとしておらず、ある程度明瞭だったと思われる。キャリア規範として、マレー系には、まずとにかく仕事に就くことを重視する側面があったようである。親から将来期待されていたことをたずねるとD氏は、「とにかく仕事をしてくれさえすれば」と言われていたと回答した。しかし、次のE氏の発言とあわせてみると、ただ仕事に就くということが重要だったわけではないようであり、自営業ではなく雇用されること、そして特に公セクターで雇用されることをよしとする、逆に言えば民間就業や自営業に懐疑的な風潮も強かったものと思われる。

E氏は、学校時代の友人たちについて、自営業や商売に惹かれる人は少なかったため、多くは給料を得る仕事、つまり雇用労働に従事していると言ひ、また、自身に対する父親の期待としては、「彼はただ、よく勉強して、将来は政府（公セクター）で働くように」と言われていたという⁽⁷⁾。

マレーシアの公セクターの職業（行政府の公務員やそれに準ずる職業）においては、学歴によって採用・昇進の際に就くことができるポジション（グレードと呼ばれる）が決まっている。雇用労働かつ公セクターの仕事である公務員のなるべく高いグレードの職位に就く、という彼らにとって望ましいキャリアを歩むためには、とにかく高い学歴を得ることが必要であるという認識が醸成され、教育アスピレーションの増進につながっていたのかもしれない。実際、D氏がディプロマ課程まで進学した理由は、ディプロマ学位を有している場合、SPMしか有していない場合に比べ、軍隊においてより高い等級に就くことができることを知っており、またその等級の仕事に就くことを目指していたためである。

このように公セクター内でのより高い地位の達成を考えた場合には、学歴（有する学位）はなるべく高い方がよいという共通認識が社会的に形成されていたことが、マレー系の教育達成の向上に貢献していたと言えそうである。

逆に言えば、職業に関しては、もともと職種という形での職業アスピレーションが明確でない上、公セクターに就業できればそれでよしという認識が存在したのだとすれば、学歴を得、公セクター職に無事に就いた暁には、マレー系は職業に関する希望を特に持たなくなってしまう——アスピレーションが、冷却されるというより消失してしまう——ということになっていたのかもしれない。またマレー系には、あまり活発なキャリア行動をとらない傾向もあるよう

に見受けられる。今回のインタビュー回答者で言えば、D氏は1度前職のノルマ制を嫌って現職へと転職したのみ、E氏も配置転換を2回経験してはいるものの、子どもができたため昇給を願うようになった結果1度昇進申請を行って昇進したことがあるのみ、というように、必要に応じて転職や昇進を試みるのみであった。

そのようにして、マレー系の職業アスピレーションは学卒就職後に消失したままとなり、能動的なキャリア構築の過程でアスピレーションを再度有するようになる中国系とは対照的に、再燃されることもなく、したがって他の（威信のより高いような）職業へと転じていくこともなかった、というのが、マレー系の職業達成が相対的にあまり高まらなかった要因の一つだったのではないだろうか。

Ⅲ. おわりに——問いへの回答と今後の課題

Ⅲ.1. 問いへの回答

今回調査のサンプルの制約上、暫定的なものにはなるが、以上で見てきた知見を踏まえ、最初の問いへの回答を試みたい。

まず、教育達成の度合いが相対的に高まらなくとも、中国系の方がマレー系よりも職業達成の度合いが高かったのはなぜなのか、という問いに対しては、次のように答えられるだろう。中国系は高い学歴と資格を必要とする専門職を目指す傾向、ないし望ましいとする規範があったために、はじめは教育アスピレーションが高いのだが、しかし進学の困難さを認識するにつれ徐々に冷却され教育競争からは抜けていくため、教育達成は全体的に急激には高まらなかった。しかし、学校を出た後の職業キャリアを、転職を繰り返すなどして能動的に歩んでいくうちに、職業アスピレーションが再加熱され、結果的に高い職業達成を遂げている可能性がある。

一方、教育達成の度合いが相対的に向上して

も、マレー系の職業達成の度合いが中国系を上回らなかったのはなぜなのだろうか。マレー系の場合は、就業先が公セクターであること、また自営業ではなく安定した雇用労働に従事すること、といった職種とは別の要素に基づいて仕事を判断する規範が存在していたようであり、そのことがこの問いへの回答の鍵となっていると考えられる。職業認識の多元性について検証した林[2012]の概念を借りれば、“職種以外の職業認識の軸”（それも、おそらく複数）をマレー系は有していたと言える。このような職業認識に基づいて形成されるのは、公セクターに就業し、またその中でもより高いグレードのポジションを得たいと考える職業アスピレーションと、そのために必要なより高い学歴を得ようとする教育アスピレーションである。それゆえ、（教育優遇政策の恩恵でマレー系が非マレー系よりも高い教育達成を遂げやすくなった事実に加え）、できるだけ高い教育を受けようとしてマレー系の教育アスピレーションが昂進し、実際に教育達成も高くなっていたものと考えられる。他方で、学歴によって就業できるポジションが決まってしまうため、教育競争を終え職に就くと同時に、もともと上述の“軸”以外はあまり明確でなかった職業に関する希求は特段なくなってしまう、という状況のようであり、中国系のように自発的に転職を繰り返すよりは、

基本的には一つの職業に留まる安定志向もあいて、マレー系の職業達成は高まりきらず、結果的に中国系に上回られていたのではないだろうか。

III.2. 今後の課題

本調査の最大の課題は、得られたサンプルが限定的であることである。例えば、本当にマレー系の公セクター選好規範が強かったのかどうかは、公セクター以外に勤務している、あるいは勤務経験のあるマレー系の人にインタビューを行い、バイアスなく検証する必要があるだろう。また、教育・職業の組み合わせがもう少し極端な例のサンプルも取り入れられることが望ましい（マレー系では教育程度の高い単純労働者、中国系では教育程度の低い大企業の管理職、等）。

加えて、本研究が用いたような、主に職種を念頭においている従来の職業アスピレーションの概念では、特にマレー系の職業に対する志向を十分には捕捉できなかったと考えられる。今後マレー系の職業アスピレーションについてのインタビューが行われるとすれば、職種以外の構成要素についての希望や認識についても拘えるような質問を意識的に取り入れる必要があるだろう。

註

1. 5人のうち、D氏は36歳と想定母集団の年齢条件から外れてしまっているが、就職前に取得した学位が最も高いにもかかわらずあまり高い職業達成を遂げていないため、マレー系の事例として典型的なものと考えられるため、インタビューをさせていただき結果を本稿に取り入れた。
2. Sijil Rendah Pelajaran, 当時の前期中等教育修了時資格試験。現在のPMR。
3. 高等教育段階において得られる学歴資格の中で、「学士」よりは低く、「証書」(Certificate)よりは高いもの。
4. 完璧に当てはまる職業分類ではないのだが、ある程度専門的な知識を要し、かつ主な顧客が企業であるという点で類似性が高いので、この分類・スコアを採用した。
5. 中国語に、公的機関等での安定した雇用を割れない鉄でできた茶碗のようなものだと喩えた「鉄飯碗（鉄

饭碗)」という語があり、それがこの表現の由来となっていると考えられる。

6. B氏は初職の看護師から看護の教育・研究の道に進み、現在も臨床にも携わっているため、一般的に想定されるような転職を遂げてきたわけではないが、機会が現れる度により高い段階の教育を受け、キャリアアップを果たしていった点で、自らのキャリア構築に関し能動的であったと言える。
7. E氏は現在、副業として自分のビジネスを有しているが、そのことについて、「私はその（※父親から、給料をもらう雇用労働に就くよう言われていたことを指す）マインドセットを変えようとしてい」と述べており、ビジネスを行うという発想は旧来からの価値観にそぐうものではないことを示している。

文献

- Dore, Ronald P. (1976) *The Diploma Disease: Education, Qualification and Development*, Berkeley: University of California Press. =(1978) 松居弘道(訳)『学歴社会 新しい文明病』岩波書店。
- 林拓也 (2012)「職業アスピレーション再考：職業間類似判定と選好度データに基づく計量分析」『社会学評論』63(3):359-375.
- Kementerian Pendidikan Malaysia (=The Ministry of Education Malaysia) (1993) *Perangkaan Pendidikan di Malaysia 1991 (Educational Statistics of Malaysia 1991)*, Ampang/ Hulu Kelang: Percetakan Dewan Bahasa dan Pustaka.
- Kementerian Pendidikan Malaysia (=The Ministry of Education Malaysia) (2002) *Perangkaan Pendidikan di Malaysia 2001 (Educational Statistics of Malaysia 2001)*, Ampang/ Hulu Kelang: Percetakan Dewan Bahasa dan Pustaka.
- 鈴木絢女 (2010)『＜民主政治＞の自由と秩序：マレーシア政治体制論の再構築』京都大学学術出版会。
- Takei, Yoshimitsu, John C. Bock and Rex H. Warland (1973) “Aspirations and Expectations of West Malaysian Youth: Two Models of Social Class Values,” *Comparative Education Review*, 17(2):216-230.
- Tanaka, Riho (2018) “Ethnicity-based Policies as the Main Factor of Malaysian Brain Drain? Re-examining the Distribution of Opportunities for Education and Employment,” in Adam Tyson (ed.), *The Political Economy of Brain Drain and Talent Capture: Evidence from Malaysia and Singapore*, Abingdon/New York: Routledge, 81-105.
- Tanaka, Riho (2019) “Inter-Ethnic Difference in Educational Attainment in Peninsular Malaysia during the New Economic Policy Period,” *Southeast Asian Social Science Review*, 4(2):48-69.
- The Ministry of Education Malaysia (1972) *Educational Statistics of Malaysia 1970* (Prepared by the Educational Planning and Research Division, The Ministry of Education Malaysia), Kuala Lumpur: Dewan Bahasa dan Pustaka (Kementerian Pelajaran Malaysia).
- The Ministry of Education Malaysia (1982) *Educational Statistics of Malaysia 1976-79* (Prepared by the Educational Planning and Research Division, The Ministry of Education Malaysia), Kuala Lumpur: Jabatan Percetakan Negara.
- Treiman, Donald J. (1977) *Occupational Prestige in Comparative Perspective*, New York: Academic Press.
- Willis, Paul E. (1977) *Learning to Labour: How Working Class Kids Get Working Class Jobs*, Farnborough: Saxon House. =(1996) 熊沢誠・山田潤(訳)『ハーマータウンの野郎ども』筑摩書房。

受稿2021年10月6日／掲載決定2021年11月18日

社内起業家(イントラプレナー)のモチベーション維持に関する調査研究 ——組織環境との相互作用に着目して——

鈴木 諒子

I. はじめに

不確実性が益々高まる環境下で、企業存続のためには、未来の需要を捉えて新製品・サービスの開発やイノベーションを興す必要がある。日本の場合、大企業にリソースが集中しており、大企業がイノベーションを興すことが経済活性化の鍵とも言われている(日本生産性本部イノベーション会議[2019]⁽¹⁾)。

そこで、大企業からイノベーションを創出する戦略の一つとして注目を集めたのが「両利きの経営」という「知の深化」と「知の探索」を両立させる経営理論だ。「知の深化」は、自社の特定分野の知を深掘りし、磨き込んでいく行為を示し、「知の探索」は、自社の既存認知の範囲を超えて、遠くに広げていく行為を指す(O'Reilly and Tushman[2016=2019])。探索は認知バイアスを崩し、新しい発見とアイデアに繋がるため、企業のイノベーション活動そのものである。

日本企業の多くはこの「両利きの経営」に倣い、新規事業専門部署の設置やイノベーションセンターの設立、スタートアップとの協業やビジネスコンテスト等、様々な手段で「知の探索」を実践してきた。しかし、その割にはイノベーションが次々と生まれている訳ではないようだ(日本能率協会[2017]⁽²⁾)。そこで課題とされるのが、イノベーションを実際に担う人材についてである。

企業内で起業する(新規事業を立ち上げる)人材を社内起業家(以下「イントラプレナー」)⁽³⁾と

いう。イントラプレナーとは必ずしも新しい製品やサービスの発明家である必要はなく、新しいアイデアを発展させ、プロトタイプ(試作品)を作り、利益あるものへ実現させる人材のことを指す。加えて、研究・開発からアイデア創出、顧客検証、プロトタイプ、事業計画、事業立ち上げ、事業成長の全てのプロセスを一貫してやり抜く能力が求められる(Pinchot[1985])。

しかし、イントラプレナーの素質を持った人材が確実にイノベーション専門部署に配属されるとは限らない。その場合、イントラプレナーは他に本業を抱えながら、新規事業を創出しなければならないため、時間と体力の確保に加えて、高いモチベーションの維持が必要である。それゆえ、社内全体でイントラプレナーを支える環境や制度が不可欠である。

そこで本調査は、イノベーションを創造する上で、イントラプレナーのモチベーションがどのような組織環境に支えられているのか、また、モチベーションと組織環境との相互作用は何かを明らかにすることを目的とする。

II. 先行研究の整理

イントラプレナーが活躍できる企業の組織環境について、Pinchot[1985]は彼らがどれだけ自由に社内で動ける環境にあるか、という要素を10個列举している。それらを“The Freedom Factors”(自由要因)という。

“The Freedom Factors”(自由要因)	
1	自己選択ができる
2	案件の引継ぎがない
3	実行者の決裁権が確保されている
4	企業にリソースに対する許容がある
5	ホームラン哲学を捨てる
6	リスクや失敗、誤りへ寛容である
7	金銭的な忍耐強さがある
8	専門領域の壁を越える
9	機能横断型チームを組成できる
10	複数の選択肢がある

また、零から会社を立ち上げる起業家(アントレプレナー)と比較して、イントラプレナーが、大企業の中で起業する利点を6つ挙げた。①マーケティング力、②技術基盤、③信用できる専門家へのアクセス、④社内の機密情報へのアクセス、⑤既存設備の活用、⑥財源の確保である。どれもアントレプレナーだと獲得するのに時間がかかる要素だが、イントラプレナーであれば、比較的簡単に社内リソースとしてリスクを負うことなく手にすることができる。しかし、それらの組織環境や利点を実際にイントラプレナーのモチベーション維持に繋がっているというところまでは実証研究が見当たらない。

次に、イントラプレナーのモチベーションが、何故イノベーションにとって重要かについて整理をする。Atkinson[1964]は、モチベーションを行動の方向性や活力、持続性に対してその時影響を与えるもの、と定義している。つまり、単なるやる気や動機といった概念ではなく、人の行動に影響を与えるのだ。イノベーションを生み出すには持続的で自発的な行動が不可欠だ。

モチベーションの種類について、大きくは2つに分類される。一つは内発的モチベーション、もう一つは外発的モチベーションという。前者は内面から湧き上がるモチベーションのことで、外部からの影響はない。楽しさや好奇心、仕事

の達成感や自身の成長等、個人の内面的な欲求を満たすような内発的報酬に起因される。外発的モチベーションは、外部から与えられる報酬や昇進等の外発的報酬によって動機付けされるモチベーションである(入山[2019])。内発的モチベーションのほうが外発的モチベーションよりも個人の行動コミットメントを強め、維持・向上させることが、先行研究において強調されてきた(堀江・井川[2007])。

内発的モチベーションを高める仕事のあり方については、Morgeson and Humphrey[2006]が特性を5つ挙げている。これらは、Pinchotの自由要因とも重なる部分がある。照らし合わせてみると、10の自由要因の半分以上が5つの特性のうち「自律性」に関するものだ。「自律性」とは、すなわち、個人が自由裁量や独立性をもって仕事ができることである。「自律性」の他には、「多様性：仕事を遂行する上で、様々な能力をもってタスクをする度合いが高いこと」、「有用性：組織の内外問わず、仕事は他人の人生や仕事に影響を与えること」、「アイデンティティ：社員がその仕事全体に一貫して関わることができること」、「フィードバック：仕事の成果が直接自分の職務や学びに繋がったと認識できること」の4つがあるが、イントラプレナーにとって、いかに自己裁量が発揮できる組織環境が大切か、Pinchotの自由要因との比較で明らかだ。Deci [1975=1980]も「自律性」が主要因であり、それが伴わないかたちで他の要因が達成されても内発的モチベーションは高まらないとしている。

さらに、イントラプレナーの高い自律性を説明するものとして、「自己効力感」(Bandura [1991])がある。「自己効力感」とは、ある状況下において、自分が己の可能性を認識し、目標に対して必要な行動をうまく遂行できるか認知できることである。イントラプレナーにとって、自分が逆境の中でも進んでいけるという自信は

かなり重要だ。何故なら、イノベーションになるアイデアは誰も聞いたことがない場合が大半のため、多くの人がまず反対する。しかし、自己効力感が高ければ、周囲の反応に囚われず、目標に向かって己が何をすべきなのか考え、行動を続けられるのだ。Banduraは、自己効力感を高める要因を主に4つ指摘している(伊藤[2012])。

- ① 「直接的達成体験」過去に自分で決めた行動を達成し、成功した経験があること。
- ② 「代理経験」他人の行動や結果を観察して、自分もできるかもしれないと思えること。成功体験には正の認知が働くが、逆にあの人ができないなら無理かもしれないと負の認知に働いてしまうこともある。
- ③ 「社会的説得」周囲から能力を認められ、目標達成の可能性について繰り返しポジティブな言葉をかけられること。
- ④ 「生理的・情緒的喚起」生理的状况や精神状態が影響すること。ストレス度合にも繋がる。

このことから、イントラプレナーの上司や人間関係が重要であることが伺える。イントラプレナーの情熱や行動力に水を差さないような社内環境が、自己効力感に影響してくると言える。

イントラプレナーが「自律性」や「自己効力感」を高める環境を求めることを踏まえると、一見自分がやりたいように行動できることが最も大事であるかのように見える。しかし、Grant [2012]は、プロソーシャル・モチベーション(PSM)と内発的モチベーションの補完効果が個人の創造性(クリエイティビティ)を高める可能性について言及している。PSMとは、他者視点のモチベーションのことで、相手の立場に立ち、他人に貢献することでモチベーションを見出すことである。PSMの高い人は顧客や社会の立場から見て、自分のアイデアが相手にとって有用かを考えることができる。この

「有用性」がクリエイティビティの「新奇性」という要素と掛け合わさって、実現可能性に繋がる。自らの創造性が相手の役に立ち、それが自分の達成感に繋がるので、より新奇性の高い仕事に積極的になると考えられる(入山[2019])。イントラプレナーが持続的に活動が続けていくには、このPSMという要素こそ重要だということが分かる。

このようにイントラプレナーを支える外発的な組織環境とイントラプレナーの内発的モチベーションの両方が重要であると指摘されているが、これまでは別々に議論されており、その相互作用については見落とされている。そこで本研究ではその点を明らかにする。

Ⅲ. 調査の概要

本調査では、イントラプレナー個人と組織の2つに着目するため、複数企業を観察するのではなく、対象を1社に絞り、その中で活動するイントラプレナー複数にインタビューすることにした。大企業は規模が大きく、同一企業に対して複数サンプルがあったほうが、組織の全容を掴みやすい。また、ある程度イノベーション創出のための環境が整備され、相互作用が起きている企業を観察するため、外部調査でイノベーション度が高いとされる企業を選択することにした。具体的には、ILS (イノベーションリーダーズサミット) 実行委員会と経済産業省の新規事業創造推進室が共同で実施した「イノベーター大企業ランキング2019」⁽⁴⁾の調査結果より総合上位30位までの日本企業から調査可能企業を選んだ。

イントラプレナーについては、事業化までのフェーズを3つに分け、各フェーズ1名ないし2名にアプローチした。

- ① インキューション(2名): 研究・開発から顧客検証くらいまで。
- ② アクセラレーション(1名): プロトタイプ

製作から事業計画まで。

③ 事業化(1名)：事業立ち上げを実施。

フェーズを分けた理由は2つある。1つ目はイントラプレナーの経験値によって組織に与える影響が異なる可能性があること。2つ目はイントラプレナーが求める組織環境が各フェーズによって変わることが予想されるためだ。

標本の抽出方法は、無作為に対象者を見つけ出すことは難しいため知人の伝手により抽出をおこなった。インタビューの実施時期は2019年10月から11月である。場所は、インタビューが在籍する企業の事業所もしくは研究所でおこない、各人1時間から1時間半の時間をいただいた。形式は事前に調査票を渡して回答してもらいつつ、その場で話を聞きながら深掘りしていく半構造化面接法で実施した。

調査票の主な項目は、社内起業の切っ掛けや各フェーズにおけるモチベーションの推進要因と阻害要因、存在するイノベーション推進のための社内制度等である。特にPinchotが挙げた社内起業の利点や自由要因が対象企業に存在しているかについても確認するとともに、それらがインタビューのモチベーションの維持に繋がっているか、自由要因以外に動機付けに関係する組織環境が他に存在するかという点についても留意した。分析方法は、グラウンデッド・セオリー・アプローチ(Glaser and Strauss [1967=1996])を採用した。

IV. 調査結果

イントラプレナーと組織環境の相互作用を考察する上で、まずそれぞれの前提条件を整理する。

IV.1. イントラプレナーの人物像

本調査では「イノベティブ大企業ランキング2019」の上位企業に所属する4名(以降便宜上、A氏、B氏、C氏、D氏とする)をインタビ

ュー対象とした。調査企業への勤続年数は2019年時点で、A氏が11年、B氏が27年、C氏とD氏が1年未満だった。A氏は自分のアイデアを事業化した経験を持つとともに、社内アクセラレーションプログラムの立ち上げも実施している。B氏は8件の案件を同時に進めており、その一つがアクセラレーションフェーズにあった。C氏、D氏は入社1年目の若手社員で、部門内のアイデアコンテストに参加し、インキュベーションフェーズにいた。

先行研究から、イントラプレナーの内発的モチベーションは高いことが予想されていたが、調査してみると確かにどのフェーズの調査対象者も高かった。4名に共通しているのが、新規事業の立ち上げという行為そのものに内発的報酬を見出していることである。「新しいものを作ること自体が面白い」という言及があり、もはや趣味とのことだった。A氏とD氏は、思いついたアイデアをメモする習慣を持っていた。A氏に関しては、中学生からその習慣があり、子供の頃から新しいことを考えるのが好きだったという。そして大学生時代に授業で実施された機械系のコンテストで、初めて企画、制作、評価という一連のプロセスを体験して、さらにものづくりが好きになったという。C氏も同様に、大学生の頃からビジネスコンテストに出場していた。このことから、調査対象者は、学生時代に「直接的達成体験」があり、入社する前から自己効力感が高かったことが伺える。

B氏とC氏については、「課題解決による社会貢献」がやりがいに繋がっているという、プロソーシャル・モチベーション(PSM)が観察された。C氏は、大学生時代に開発していた商品が、自転車事故を無くすために改良したブレーキだった。B氏は、自分が目指す社会像と商品の理想状態とのギャップを埋めていく作業にやりがいを感じるそうだ。B氏は新規事業だけでなく、社内のコミュニティ作りや社外と連携して過疎

化地域の再生プロジェクトを実施する等、社会貢献活動を活発に行っている。新規事業自体も新しい商品を通じた社会貢献という意味合いが強い。B氏は勤続年数も27年と長く、入社当時から社内で常に新しいことを生み出してきた。PSMが持続的に活動が続けていく上で原動力になったと言えるだろう。

驚くべきことに、A氏以外本業は別にあった。A氏も事業化する前は別の業務と掛け持ちで新規事業を推進していた。4名とも本業でもきちんと成果を出した上で、自分のアイデアを磨くために時間を割いていた。人事評価では加点法で評価される可能性があるが、それも制度として確立されているわけではないとのことだった。アイデアコンテスト等で優秀な成績をおさめても賞金や有休がもらえることもない。いかに4名が新事業創出に対して、内発的モチベーションが高いかが分かる。

IV.2. 調査企業のイノベーション環境

調査企業は、時代の新常識を創造するような新商品・サービスを開発することで有名な大企業である。調査票とインタビュー調査により、Pinchotが示したイントレプレナーの6つの利点及び10個の自由要因について存在するか確認して、本研究の目的を達成できるか確認をおこなった。

まず6つの利点については、「社内の機密情報へのアクセス」という項目以外は全員が存在すると回答し、それがイントラプレナーの利点であるという言及があった。特に「マーケティング力」については大きな利点と認識されていた。既に事業化を経験したA氏は、企業のネームバリューのおかげで外部からの協力が受けやすいことを挙げていた。また、インキュベーションフェーズにあるD氏も、社内起業を目指す理由として企業のブランド力を挙げていた。

一方、意見が分かれたのは「既存設備の活

用」の項目である。確かに生産設備を一から構築する必要がないことはメリットではある。しかし、事業化を経験したA氏は、社内での生産を求められるため、より価格や質の面で優れた外部部品を使用することが難しい場合がありコスト高に繋がるとの見解を示した。一方試作品を作るために自由に使える3Dプリンター等の機械があることは、インキュベーションフェーズのC氏、D氏にとっては大きな利点であった。

次に、10個の自由要因については、フェーズによって認識に濃淡が見られたが、ほとんどの項目が存在するという結果になった。全員が一致して強調したのは、「自己選択ができる」かどうかである。これは、自分の意志で新しいアイデアを提案し推進することが選択できる、という意味だ。業務外でのアイデアコンテスト等の機会に限らず、普段の業務の中でも自分の意見を進言しやすい雰囲気があるとのことだった。これは調査企業が高い「自律性」を感じられる社風であることを示す。

自由要因に溢れた企業でも「金銭的な忍耐強さがある」という部分については、唯一課題として挙げた項目である。しかし、マイナスの意味だけではなく、A氏によれば、やはり事業化する以上、数値目標の達成や投資額に見合うリターンが見込まれるかという審査は厳しいといった意味であった。

このように、調査企業は調査票とインタビュー調査においてもイントラプレナーが活動しやすい環境を保持していることが確認された。

IV.3. モチベーションを後押しする組織環境

調査企業が、内発的モチベーションの高いイントラプレナーとイノベーションを支える環境が整った組織であるということは、イントラプレナーのモチベーションと組織環境が相互作用をもたらししている状態であると言える。まず、組織環境起点で、イントラプレナーのモチベ

ションを維持・向上させる要因について3点浮かび上がった。

IV.3.1. クリエイティブ活動の充実

調査企業は、新規事業専門の部署でなくとも、自分の意思さえあればいつでもクリエイティブな活動ができる環境が整っている。アイデアコンテストは複数開催され、異文化交流ができるようなプラットフォームも充実しており、参加したいテーマやタイミングを選んで自由に参加することができる。プロトタイプが作りやすいように、材料の融通や、3Dプリンター、レーザーカッター等の機械や工具が揃ったクリエイティブスペースも複数ある。こうしたイノベーション活動のためのプロセスやインフラといった制度面はかなり恵まれている。

加えて、同じように創造的活動をしている社員との出会いや繋がりとといったことも大きい。A氏は尊敬する先輩が実際に自分の趣味を事業化したのを側で見ており、その人のおかげで自分もモチベーションが高まったという。また、アイデアの相談をして、チームメンバーの候補者を紹介してもらい、プロジェクトが前に進んだ。C氏は業務外で自分のアイデアについて情報交換をする集まりに参加して、そこで色々と刺激を受けた。また、D氏もC氏に誘われて同じ集まりに行くようになり、他の人から「フィードバック」を受けることでモチベーションが上がったという。これは、他の人ができるなら自分もできる、という「代理経験」と、こうしたらアイデアが良くなる、実現できるといった周りからの「社会的説得」がイントラプレナーの「自己効力感」を高めている。また、自分の趣味の域にある創造的活動が自由にできるため、「生理的・情緒的喚起」も良好な状態であると言える。

このクリエイティブ活動が充実した組織環境は、温めていた自分のアイデアを具体化する

初期の段階、インキュベーションフェーズで特にモチベーションの維持・向上に繋がっていると考えられる。未知の領域に足を踏み入れようとする中で、周りも試行錯誤していることを知ると切磋琢磨して己も挑戦しようという気持ちになれるのだ。そうしたイントラプレナーが増えると、またそれを支える組織環境が充実して、さらにイントラプレナーのモチベーションへと作用していく。

IV.3.2. 柔軟なチーム組成

チーム組成には「公式チーム」と「非公式チーム」がある。「公式チーム」は会社からアイデアが認められ、予算がある程度割り当てられて「仕事」としてチームを組成した場合をここでは指す。一方、「非公式チーム」は、本業とは別に社員が自主的に組成し、異文化交流やアイデアについての情報交換、並びにチームでインキュベーションやアクセラレーション等をおこなう場を意味する。Deci and Flaste [1995=1999]の内発的モチベーションの研究では、「関係性」もその維持・向上に作用するとしている。「関係性」とは支援し、支援される信頼関係である。すなわち「仲間の存在」がモチベーションにとって重要であるということだ。このことは、インタビューにおいて、頻繁に言及されていた。

A氏の場合、アクセラレーションフェーズまでは社内の人脈で「非公式チーム」を組成し、事業化になってからはそれが「公式チーム」になった。調査企業は、プロジェクト単位で社内の人材を募集できる人事制度があり、応募者が選考に通過すれば、直属上司の許可なしに自分が入りたいプロジェクトに異動して参加することができる。A氏は、「非公式チーム」が「公式チーム」にそのまま昇格したことで、「案件の引継ぎがない」状況で、「アイデンティティ」が保たれて、モチベーション維持に繋がっ

ている。また、チームメンバーの方向性が一致していたこともモチベーションを高く保てた理由と話している。A氏のチームはソフトウェアエンジニアばかりでスキルはかなり偏っていたが、同じ目的を達成するために、各メンバーが事業化に必要な新しい知識やスキルを各々自発的に身につけて進んでいったという。

また、B氏も仲間の重要性を語っている。B氏は、本業の他にアクセラレーションフェーズ含めて8件のプロジェクトを同時に進行している。案件の多さもあり、自分一人でプロジェクトを推し進めるというより、チームメンバーがいてやっと進むことができると考えている。それは、過去にチームメンバーが本業や家庭の事情でコミットできなくなることで、プロジェクトが終了する、もしくは下火になるという経験をしたからだ。そのため、プロジェクトの存続のためにチームメンバーを必要に応じて入れ替えることがリーダーの役割だと考えている。イントラプレナー自らがチーム組織を柔軟にマネジメントできることは、事業化及びアクセラレーションフェーズにおいて要であると言える。インキュベーションフェーズのC氏とD氏にとっては、自由度の高い「非公式チーム」への関わりが、モチベーション維持になっている。まずは、周囲が助言や支援をおこなってくれるので、アイデアの前進や己の学びや成長に繋がる。また、D氏いわく、本業に染まらないでいられる状況が作れるそうだ。入社1年目でも半年以上過ぎると既存の業務に慣れて良い意味でそこでの裁量も増えるため、新しいことを考える機会が少なくなってしまう。D氏は日常的に創造力を高める習慣をつけるために、新鮮な情報に触れることができる集まりに参加していると語った。

柔軟なチーム組成ができる環境は、事業化を進めるだけでなく、内発的モチベーションに作用する「関係性」を高め、イントラプレナーの

活動量や質にも影響し、その成果がまた「関係性」の切っ掛けとなり、チーム組成という良い循環が生まれている。

IV.3.3. 管理部門の協力体制

事業化にあたっては、人事や法務、経理等の専門知識を持った管理部門の協力が必要不可欠である。A氏からは、迅速な管理部門の協力体制に非常に助けられたと言及があった。人事面では、「非公式チーム」から「公式チーム」になるにあたっての社内手続き業務がある。法務については、社外とやり取りする中で、契約締結、知財やコンプライアンス確認など、信用を落とさないために必要な業務が発生する。経理については、知識不足による不正会計にならないように社内ルールに沿って会計手続きをする等、アイデアそのものを具現化する以外におこなうべき事務的作業が幅広く発生する。アントレプレナーであれば、全て外部の専門家に個別に相談して対応しなければならないが、イントラプレナーは大企業だからこそ充実したバックオフィス機能を利用できる。特にA氏はこの管理部門との連携の大切さを実感していた。

インキュベーションフェーズのC氏も特許申請について、法務の支援を受けることができたという。C氏の場合は、自ら法務にアクセスしたのではなく、アイデアコンテストのポスター発表の際に来場した知財担当者から特許取得について提案があったそうだ。困ったことがあった時の相談相手になることやアイデアを改善して特許化するために複数人でプレストをする機会も希望すれば作るとの申し出もあり、心強かったという。

本調査以外にも、複数の企業についてイノベーション環境を観察してきたが、管理部門が積極的にイノベーション活動に関わってモチベーションを高めた例を他に聞いたことがない。残念なことに逆のことは多く耳にする。既存業務

の規程が厳しく、そこに新規事業を当てはめようとする、規程が合わなくてプロジェクトを止めてしまうケース。規程変更や、既存規程に合わせるためにイントラプレナーが社内政治に奔走して疲れ、結果的にモチベーションが減退し、ついにはプロジェクトが萎んでしまうケース。しかし、調査企業においては、リスクの高い新規事業に対して、管理部門の社員が積極的にイントラプレナーを支えている。

管理部門の協力体制は、「関係性」示し、イントラプレナーの新規事業を「フィードバック」により支えており、そのことがプロジェクト成果に繋がっている。また、イントラプレナーが成果を出したり、管理部門社員の働きに対して感謝したりすることは、管理部門の社員にとってもモチベーションになるため、協力体制が充実していくという相乗効果が生まれる。

IV.4. モチベーションが組織に与える影響

調査対象者4名は元々新規事業に対するモチベーションが高い。組織環境がそれを維持・向上させるということは確かだが、モチベーション起点で組織との相互作用もあることが観察できた。

IV.4.1. トランザクティブ・メモリー・システム (TMS)の進化

イントラプレナーはアイデアを推進するために、社内外の様々なリソースを活用する。その中でも大きいのが人脈だ。C氏はアイデアコンテストに参加することについて、力試しをするだけでなく、そこでの繋がりや情報収集を目的としていると言及していた。実際、C氏のモチベーションが業務外の集まりに参加するという行動になり、アイデアを特許取得の可能性のあるものに成長させ、さらに知財担当者との出会いに繋がった。D氏は社内にはハブのような人が存在し、必要な知識や経験を持つ人を

紹介してくれると話していた。自らの行動が新しい出会いをもたらし、出会いによってさらにモチベーションを高めている。

これを組織学習研究の理論に照らし合わせると、社会心理学者のWegnerにより確立された「トランザクティブ・メモリー・システム (TMS)」(Wegner [1987])に該当する。TMSは、「組織内の知の分布」についてのメタ知のことだ。つまり、「組織メンバーが『他のメンバーの誰が何を知っているのか』を知っている」状況である(入山[2019])。D氏が言及したハブのような人の存在というのは、このTMSが機能している状態を指す。イノベーション創出には、各方面からその都度必要な知をかき集めなければならない。そんな時に誰に聞けば何が分かるかを把握しておけば、イントラプレナー自身はその知を習得する時間を他のことに使うことができる。A氏やB氏においては、社歴から社内外の人脈が多く、逆にTMSを発揮する立場でもある。C氏やD氏についても経験を積めば、己がハブ的存在になることができるだろうし、他から相談された時に、インキュベーションの経験から紹介できる人脈は既に複数獲得している。

過去に、「専門性」と「正確性」の高いTMSを持っているチームほど、パフォーマンスが高くなるという先行研究がある(入山[2019])。これを踏まえて、イントラプレナーのモチベーションが組織に与える影響を整理すると次の通りになる。イントラプレナーのモチベーションがアイデアを推進するために、管理部門を始めとする専門分野の社内人脈を充実させる。社内人脈が充実すると自らもハブとなり、イノベーションに必要な専門知識を持つ人を他者へ紹介できる。そのことが、組織のTMSを高めて、その組織環境が新たなイントラプレナーのモチベーションを支える源となる。

IV.4.2. イノベーション文化の醸成

イノベーションの競争優位性を得る重要な要素として、組織文化がある(Tushman and O'Reilly [1997=1997])。文化は一夜にして構築できるものではなく、企業理念の下、時間をかけて築き上げていくものだ。イノベーション文化の要となるのは、やはりイントラプレナーのモチベーションであると言える。

B氏は、8件のプロジェクトを同時に回しているが、その中に複数の異文化交流会の立ち上げがある。ベテラン向けの交流会には、100社程のネットワークがある。そこでは一見自社に関係ないようなテーマも扱うという。若手向けの別の異文化交流サイトも立ち上げており、年間約300回のイベントをおこなっている。B氏はこれらの運営のために、本業とは別に時間を取り、ボランティアで貢献している状況だ。B氏はこの非公式活動である異文化交流会を推進するモチベーションについて、3点述べた。1つ目は趣味であること。つまりは活動自体に楽しみや喜びを感じている。2つ目は、若手社員にプラットフォームを活用してもらい、自身のアイデアを育てて欲しいという社会貢献的思考があること。B氏は極めてPSMの高い人物であり、そのことが組織の創造性向上にも大いに影響を与えている。3つ目は、自分のプロジェクトを進める際に、全くコミュニティのない状態で始めるよりも、情報や人脈のストックがある状態のほうが、効率が良いこと。B氏は会社公式の社内アクセラレーションプログラムがあることは認知していたが、それに加えて、少しレイヤーを下げたコミュニティがあったほうがいいと考え、その為にいくつも立ち上げていると語った。

B氏の例から、イントラプレナーのモチベーションが、イノベーション活動を下支えする場を作り、そこに集まるイントラプレナーたちが多様な人材や情報に触発され、新たなコミュニ

ティが生まれている。そしてその継続が調査企業のイノベーション文化の醸成になっている。また、顔を合わせた非公式な交流はTMSを豊かにするので、組織学習にも寄与する。

IV.4.3. 事業化への道筋

イントラプレナーが新規事業を進めることで組織に与える価値には、当然その事業そのものが挙げられるが、そのプロセスが後へ続くイントラプレナーへの道筋となり、「代理経験」となって、他のイントラプレナーのモチベーション向上を促す。

A氏は、自分のインキュベーションフェーズやアクセラレーションフェーズの段階では、新規事業部や社内アクセラレーションプログラムが存在せず、どうしたら本業として取り組めるのかの道筋が見えなかった状況が、一時期モチベーションの阻害要因となっていたという。ただ、可能性が低いからといって諦めないことは最初に決めており、アクセラレーションフェーズのA氏の新規事業に対する内発的モチベーションが、プロジェクトを支えた部分は大きい。その後A氏は社長に認めてもらうことが近道だと考え、試行錯誤で社内人脈を辿り、社長に直接プレゼンテーションをすることができた。結果的に、同じタイミングで調査企業の経営陣が今の社内アクセラレーションプログラムの立ち上げを検討している時期と重なり、A氏のプロジェクトが実験的な取り組みとして事業化への道筋を作っていた。

トップの新規事業に対する組織変革のタイミングと、ミドルの具体的新規事業案件を創造するタイミングが重なり、そのことが「知の探索」を本業としておこなう組織やチームを構築した例である。A氏のモチベーションだけが成功要因ではないが、道筋がない中で、A氏が内発的モチベーションを維持しながら、社長まで辿りつくことがなかったら、調査企業の姿は今

と異なっていたかもしれない。そのため、諦めないで行動し続けたイントラプレナーが組織変革を促したと言っても過言ではないと考える。

V. 考察

調査結果より、イノベーションを創造する上で、イントラプレナーのモチベーションとそれを支える組織環境の相互作用が確認できた。モチベーションはイントラプレナーの内発的モチベーションだけでも環境整備といった外発性だけでも維持できず、両方揃って初めて持続可能となる。

特に、重要な持続的な相互作用は次の2点だと考える。

V.1. 正の代理経験

一般的に、イノベーション創出のためには、失敗を許容する文化が必要だとよく言われ、Pinchotも自由要因に「リスクや失敗、誤りへ寛容である」点を挙げている。ただ、何が失敗を許容する土壌を作るのかは先行研究ではあまり言及されてこなかった。今回の調査により、「正の代理経験」の実感が一つの要素として挙げられる。つまり、試行錯誤して成功した人が身近にいることだ。調査企業は、力試しをする機会もその機会を活かして自分のアイデアを形にして評価された人も複数存在する。そうした人を見た社員が「正の代理経験」を感じ、自己効力感を高め、新規事業に挑戦して結果を残すことで、イントラプレナー個人だけでなく、組織的な学習効果も促していると言えよう。また、事業化に至らなくとも、アイデアが形になった達成感や周囲の人からのポジティブなフィードバックを受けることで、個人の成長になり、次のアイデアへの意欲や本業への視野拡大になる。

「正の代理経験」がイントラプレナーのモチベーションに作用し、彼らが試行錯誤して成果

を創ることで、また新たな「正の代理経験」を生み、その循環が失敗を許容する組織文化を育んでいくのだ。

V.2. 非公式チームの充実

調査企業において、イントラプレナーは新規事業を下支えする非公式チームやコミュニティを自ら構築していた。しかも、意図的に会社が用意する正式な場とは別にその重要性を認識していた。つまり、「知の探索」が組織の至るところで非連続におこなわれており、何かの切っ掛けで知の化学反応が起こり、プロジェクト化する組織がしやすい環境であることが伺える。しかも、会社は必要に応じて、社員が希望する案件に異動しやすい人事制度を合わせ持っている。これは、刻々と変化するビジネス環境の中で、変化に対応するために企業がリソースを組み合わせし続けることができる能力を有している、ということではないだろうか。この「様々なリソースを組み合わせ直す企業能力」は「ダイナミック・ケイパビリティ」と呼ばれている(菊澤[2019])。どうすれば、この「ダイナミック・ケイパビリティ」を向上させることができるか、という点も研究対象とされるが、その解の一つがこの「非公式チームの充実」だと考える。

イントラプレナーのモチベーションが「非公式チーム」を生み出し、その多様性と充実が組織環境を進化させて、企業のダイナミック・ケイパビリティを高めていると言えよう。

VI. 今後の展望

本調査研究では、1社を対象にイントラプレナーのモチベーションと組織環境の相互作用の存在とその中身を明らかにしてきた。ただ、サンプルが限られているため、同条件下で他社でも同じような結果になるか検証できていない。その点については今後の研究課題としたい。

また、「事業化への道筋」のあり方について、A氏の言及から追加調査の必要性を感じる。A氏によると、道筋がない中でも実現されていくアイデアに比べて、近年整備された制度を使って出てくるアイデアは本質的に弱いという。A氏の経験から、新規事業の成功の鍵は組織環境よりもイントラプレナーのモチベーションの高さにあるという仮説だが、実際はどうかさらに調査する価値がある。何故ならば、昨今各社は躍起となってイノベーション創出のための社内体制を整備しており、それが形だけに終わらないためにも、イントラプレナーのモチベーションを維持・向上させる社内環境について他社との比較研究をする意義は十分にあるからだ。

今回は一部のイントラプレナーと企業への調査ではあったが、イノベーション創出のための示唆を複数得ることができた。特に重要な知見として、各人の本業と別に構築される非公式チ

ームの充実が大きなイノベーションの要因になることが見出された。こうした「ダイナミック・ケイパビリティ」の創出は、組織理論の上では「パワー・ギャップ」の解消の一つのやり方だとも考えられる（金井[1993]）。つまり、新規事業の創造に必要なリソースを揃えるためのパワーと実際イントラプレナーが社内の立場で持ち合わせているパワーとの間にあるギャップを「ダイナミック・ケイパビリティ」で埋め、新規事業の実現可能性を高めるということだ。その点で、本調査の成果は組織の創造性をめぐる従来の研究が重なりあう地点を示すものでもある。

最後に、ご多忙の中、本調査にご協力いただいた4名の方々に改めてお礼を申し上げたい。本研究が学術的な貢献のみならず、イノベーション実践者や企業にとって少しでもお役に立てることができれば幸いである。

註

1. 公益財団法人 日本生産性本部 イノベーション会議(2019)『イノベーションを起こす大企業実現に向けて：中間報告』<https://www.jpc-net.jp/research/assets/pdf/R3attached2.pdf>, 2021年10月2日DL.
2. 一般社団法人日本能率協会(2017)『第38回 当面する企業経営課題に関する調査：日本企業の経営課題2017』https://www.jma.or.jp/img/pdf-report/keieikadai_2017_sokuho.pdf, 2021年10月2日DL.
3. イントラプレナーと似た言葉として、経済産業省等においては「イノベーション人材」が使われており、これは企業内に閉じずに起業家(アントレプレナー)も含めてイノベーションを興す人材を幅広く指す。また、一般社団法人日本能率協会ではイントラプレナーにあたる言葉として「新規事業開発推進人材」を使用している。本調査研究においては、既存企業の中で自らの意思においてイノベーションや新規事業、新製品・サービスを生み出そうとしている人材を「社内起業家(イントラプレナー)」と定義するものとする。
4. ILS (イノベーションリーダーズサミット) 実行委員会・経済産業省(2019)『イノベティブ大企業ランキング2019』https://ils.tokyo/news/201906_01.php, 2021年9月27日DL.

文献

- Atkinson, John W. (1964) *An Introduction to Motivation*, Princeton, N.J. : D. Van Nostrand.
- Bandura, Albert (1991) "Social Cognitive Theory of Self-Regulation," *Organizational Behavior and Human*

Decision Processes, 50(2):248-287.

- Deci, Edward L. (1975) *Intrinsic Motivation*, New York: Plenum Press=(1980)安藤延男・石田梅男(訳)『内発的動機づけ：実験社会心理学的アプローチ』誠信書房.
- Deci, Edward L. and Richard Flaste (1995) *Why We Do What We Do : the Dynamics of Personal Autonomy*, New York: Putnam's Sons=(1999)桜井茂男(訳)『人を伸ばす力：内発と自律のすすめ』新曜社.
- Glaser, Barney G. and Anselm L. Strauss (1967) *The Discovery of Grounded Theory : Strategies for Qualitative Research*, Chicago: Aldine=(1996)後藤隆他(訳)『データ対話型理論の発見：調査からいかに理論をうみだすか』新曜社.
- Grant, Adam M. (2012) "Leading with Meaning: Beneficiary Contact, Prosocial Impact, and the Performance Effects of Transformational Leadership," *Academy of Management Journal*, 55(2):458-476.
- Morgeson, Frederick and Stephen E. Humphrey (2006) "The Work Design Questionnaire (WDQ): Developing and Validating A Comprehensive Measure for Assessing Job Design and the Nature of Work," *Journal of Applied Psychology*, 91(6):1321-1339.
- O'Reilly III, Charles A. and Michael L. Tushman (2016) *Lead and Disrupt: How to Solve the Innovator's Dilemma*, Stanford, Calif: Stanford Business Books=(2019) 渡部典子(訳)『両利きの経営：「二兎を追う」戦略が未来を切り拓く』東洋経済新報社.
- Pinchot III, Gifford (1985) *Intrapreneuring: Why You Don't Have to Leave the Corporation to Become an Entrepreneur*, New York: Harper & Row.
- Tushman, Michael L. and Charles A. O'Reilly III. (1997) *Winning through Innovation: a Practical Guide to Leading Organizational Change and Renewal*, Boston, Mass.: Harvard Business School Press=(1997) 平野和子(訳)『競争優位のイノベーション：組織変革と再生への実践ガイド』ダイヤモンド社.
- Wegner, Daniel M. (1987) "Transactive Memory: A Contemporary Analysis of the Group Mind," in Mullen B. and Goethals G.R. (ed.), *Theories of Group Behavior*, New York: Springer, 185-208.
- 入山章栄 (2019)『世界標準の経営理論』ダイヤモンド社.
- 伊藤圭子 (2012)「「できる」はできるという信念で決まる」鹿毛雅治(編),『モチベーションをまなぶ12の理論：ゼロからわかる「やる気」の心理学」入門』金剛出版.
- 金井壽宏 (1993)「組織の情報処理パラダイム：エクササイズ, 回顧, 展望」伊丹敬之他(編)『リーディングス 日本の企業システム：第1巻 企業とは何か』有斐閣.
- 菊澤研宗 (2019)『成功する日本企業には「共通の本質」がある：ダイナミック・ケイバビリティの経営学』朝日新聞出版.
- 堀江常稔・井川康夫 (2007)「R&D人材の内発的モチベーション・マネジメント：イノベーション創出のためのR&D人材のモチベーション・マネジメント」『知識創造場論集』4(2):12-23.

受稿2021年10月6日／掲載決定2021年11月18日

日本に暮らす難民認定申請者支援における就労の有効性

——アフリカ地域出身者へのインタビュー調査から——

吉野日向子

I. はじめに

国内における難民問題の新たな局面として昨今、難民認定申請者（以下、申請者）の急増、および彼らの滞日期間の中長期化が指摘されている。2000年代初頭には数百人単位で推移していた申請者数は、十数年のうちに五十倍近くに膨れ上がり、ここ数年は一万人を超えるようになった。これに伴って、難民認定申請の処理期間は長期化しており、一次審査における手続きだけでも平均およそ一年三ヶ月を要する⁽¹⁾。不認定処分に対して異議の申し立てや行政訴訟、あるいは再申請を行い、すべての審査結果が出そろうまで十数年に渡って滞日している申請者も存在する。またここ数年、日本の難民認定率は一パーセントに満たない水準であり⁽²⁾、申請者のほとんどは日本での定住が認められないのが現状である。

しかし、日本で申請者の生活実態に焦点を当てた調査研究は少ない。国内で難民の生活支援に係る政策が議論される際、その対象となってきたのは、1978年に始まった定住許可政策によって受け入れられたインドシナ難民、2010年より行われている第三国定住事業を通して受け入れられた難民、あるいは難民認定申請の結果難民として認定された条約難民（認定難民）が主であった。実際には、政府や第三者機関が主導する管理・保護プログラム下になく、日本で個別に難民認定申請を行った申請者が点在して暮らしている現状があるものの、彼らが利用可能な公的保護の制度は拡充されてこなかった。申

請者の中には、同国出身者や同族で集住してコミュニティを形成し、相互扶助によって生活基盤を整えている者も存在する⁽³⁾。しかし迫害や紛争などの非自発的な要因によって来日あるいは滞日するために、先行して来日している家族や親せき、友人や知人などがいない、また政治・文化的な理由で難民化したために出身国のマジョリティからなる既存のコミュニティに包摂されないといった理由から、日本社会で社会関係資本を極端に喪失している申請者も存在する。そのような申請者は、来日して間もなくは特に、経済的に困窮しホームレス状態に陥ってしまったり、社会的に孤立し精神的支障をきたしたり、必要な医療的サービスにアクセスできなかったり、最低限度の生活が脅かされる危険性が高い。

こうした現状を踏まえ、日本で個別に難民認定申請を行う申請者の生活実態を明らかにし、極端な貧困状態や社会的孤立状態を予防あるいは改善するための方途を探ることは喫緊の課題である。本稿では、申請者の中でもマイノリティであるアフリカ地域出身者へのインタビューを事例に、来日直後に申請者が経験する生活上の諸問題を明らかにするとともに、「就労」が申請者の福祉向上に寄与する可能性を検討する。

II. 調査の背景

II.1. 日本に暮らす申請者の生活実態

具体的な分析に先立ち、ここでは難民支援団体による報告書や調査を基に、国内の申請者の

生活実態について簡単に触れる。

国内の難民および申請者を支援する団体の中で中核的役割を果たす特定NPO法人難民支援協会（JAR）の職員による報告に基づけば、申請者の多くは日本での社会関係資本の希薄さや日本語能力の問題によって、在留資格に関係なく極度の貧困状態に陥りやすい（古藤[2012]）。申請者が利用可能な公的扶助として公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）の保護費が挙げられるが、受給者は支給基純額（すなわち、最低生活費）での生活にしばられ、困窮状態から抜け出せないという問題が指摘されている。またその公的扶助の枠組みから外れた場合には、雇用条件の悪い仕事や非正規就労も厭わず働かなければならず、結果として貧困から抜け出せない現状がある（古藤[2012]）。

また難民および申請者の健康問題に関しても、JARが包括的な調査を行なっている。難民および申請者の精神的な不調は移住に伴う生活環境の変化に起因するもののみならず、出身国からの避難や避難先国での長期収容時に抱えた心的外傷によるものも大きい。さらには出身国での社会的地位が高かった難民は、避難先国での支援に依存した不安定な生活に劣等感を感じたり、自らの学歴や資格にそぐわない単純労働への従事にストレスや焦燥感をおぼえたりすることも多く、自発的移民よりも健康問題を抱える可能性が高いとされている（森谷[2006]）。

難民支援団体の報告書では日本に暮らす申請者の生活実態がしばしば「保護」の観点から切り取られ、その窮状とともに福祉政策の拡充、あるいは難民認定制度の見直しの必要性が強調されてきた。難民支援の担い手としては、外国人支援団体や人権団体、キリスト教系の市民組織といった市民社会組織の役割が大きいが、申請件数が増加する中、すべての申請者に十分な支援が行き届いているとは言い難いというのが現状である。

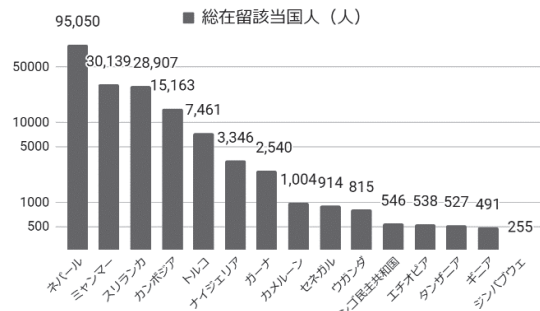
II.2. アフリカ地域出身の申請者

本稿では、国内の申請者というマイノリティの中でもさらに母集団の少ないアフリカ地域の申請者を調査対象とした。アフリカ地域出身の難民、および申請者は隣国に流入するケースが大半であるが、日本で難民認定申請を行う者もわずかに存在する。

国内の申請者のうち、国籍別申請者数で上位を占める東南アジア諸国出身者と比較すると、アフリカ地域出身者は日本滞在者・在留者が少なく（表2参照）、大規模な同国出身者コミュニティなどが日本国内に形成されていないと推測される。一方で、JARの報告書によると、同団体に支援を求めた相談者のうちアフリカ地域出身の相談者は近年大きな割合を占めている(4)。このことは、彼らの多くが来日後に頼る当てがなかった、すなわち社会関係資本が極端に乏しい申請者であることを示唆しているだろう。

このように申請者の中でも現在の日本社会で特に脆弱な立場にあると考えられるアフリカ地域出身者の事例は、申請者が直面する生活上の問題とその支援策を検討する本稿にとって重要な知見をもたらすものである。

表1 主な難民および難民申請者の出身国別
日本での総在留外国人数
(2019年; 縦軸に対数目盛を採)



（出典）出入国管理局「国籍・地域別 年齢・男女別 総在留外国人(2019年6月)」^[5]をもとに筆者作成

II.3. 難民支援における就労の有効性

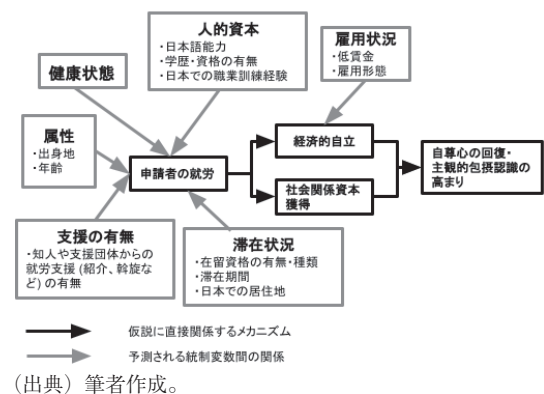
では申請者に対する「支援」を考える際、具体的にはどのようなアプローチが有効であるのか。難民および申請者の福祉向上はホスト社会への社会的統合と結び付けて議論されることが多いが、その中でも近年は「就労」を通じた「自立と社会参加」、それに伴う「自尊心の回復」が重要視されている（森[2013]）。就労の機能について、イギリス内務省の委託に基づき Ager and Strangによって策定された「（難民）統合の指標枠組み」においては、雇用は「所得創出や経済的発展のためのメカニズムを個人に提供する」とともに、「重要な社会的役割を（再）構築し、言語や文化的能力を向上させ、社会的なつながりを形成する上でも有益」（Ager and Strang [2004: 14]）であると説明されている。またFleay, Hartley and Kennyはオーストラリアでのインタビュー調査をもとに、就労経験は難民および申請者が本国からの避難や長期収容時に抱えたストレス・精神疾患の緩和や自尊感情の回復に寄与すると結論付けている（Fleay et al. [2013]）。就労機会の提供は、難民および申請者の経済状況のみならず、社会的孤立や精神的不調といった問題にもアプローチ可能な、多面的な支援策であると考えられる。

一方で、難民および申請者はホスト社会の労働市場への参入過程で制度的な制約を受けることも指摘されている。強制的に移住を余儀なくされた彼らは受け入れ国の情報に疎く、また専門職や資格の認定に失敗するなどして、計画的かつ自発的に移住したほかの移民より不利な立場にさらされる（Bloch [2007]）。先行研究は、難民および申請者が受け入れ国で就労できるかどうかは、個人の人的資本や社会関係資本、健康問題の程度などによって大きく左右されることを明らかにしてきた（Lamba [2008], de Vroome and van Tubergen [2010]等）。具体的には、語学力、学歴や資格の有無を含む人的資

本、国内での職業訓練経験、滞在期間、居住地、在留資格、出身地、年齢、あるいは性別に基づいて、難民の雇用率に格差が生まれている（Bloch [2007]）。そのため、就労が難民支援という枠組みの中で有効に機能するためには、彼らの就労機会へのアクセスを阻害する要素は何であるのかを明らかにし、その障壁を取り除く努力がなされなければならない。

II.4. 仮説の設定

図1 仮説の設定(就労有効仮説と統制変数)



前出の先行研究を踏まえ、本稿では日本社会で申請者に対して「就労有効仮説」が成立する要件を検討する。ここで就労有効仮説と呼ぶのは、難民および申請者が避難先である日本国内での就労を通して経済的自立と社会関係資本の構築・拡大を実現し、それに伴って自尊心の回復や「自分は日本社会に包摂されている」という主観的な包摂認識が高まることで、生活状況が改善されるというような仮説である。この就労有効仮説においては、難民および申請者本人の語学力、学歴や資格の有無を含む人的資本、健康状態、出身地、年齢等の属性、就労支援の有無、そして在留資格の有無や種類、滞在期間、居住地などの潜在状況が申請者の就労を、また雇用状況が彼らの経済的自立を阻害する統制変数として作用すると仮定する（図1参照）。その

上で、本稿では当事者への半構造化インタビュー調査をもとに、従来の「就労有効仮説」が成立する要件あるいは前提となっている要素、および統制変数となる要因を具体的に明らかにすることを試みる。

III. 調査概要と結果

調査は2020年11月から12月に4回にわけて実施され、筆者が難民支援団体Yを通して知り合ったアフリカ地域出身の申請者3名を対象に、40分から80分の英語による半構造化インタビューを行った（表3参照）。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、すべてのインタビュー調査はオンライン上で実施した。

表2 インタビュー調査参加者の基本情報

ID	性別	年齢層	日本での就労状況
A	男	20代後半	非就労
B	男	20代後半	非就労
C	男	30代前半	製造業会社勤務（正社員）

（出典）筆者作成。

調査参加者の特徴としては以下の二点が挙げられる。まず、調査参加者は出身地域での紛争や迫害から逃れるため、あるいは迫害を受ける可能性があったために日本への避難を余儀なくされた人々であった。二つ目に、調査参加者は全員大学卒業以上の学歴を有している若年層の男性であり、本国では経済的に自立した生活を送っていたことから、社会的地位がある程度高かったと考えられる。これらの特徴に留意した上で次節からインタビュー結果を考察とともに記述する。

III .1. 申請者が直面する困難

III.1.1. 来日直後の困窮状態

まず、調査参加者は全員、日本のことをほとんど知らず、知人がいない状況のまま日本に渡航していた。以下、インタビューからの抜粋である。

私は日本とは別の国（英語圏）へのビザの取得を人に相談していたのですが、彼から「今その国へのビザの取得は難しい。ただ、君をきっと支援してくれる良い国を見つけたよ。」と言われました。数週間後、日本のビザを取得しました。

（中略）

日本のことはそこまで知りませんでした。でも「よし、とにかく出て行くしかない」と。当時は状況がかなり悪化していたので、他に選択肢がなかったんです。（C氏）

このように非自発的な要因によって来日することになった調査参加者は、来日直後に寝泊まりする場所を確保することができなかった。結果として3名全員が共通して一ヶ月前後のホームレス状態を経験していた。C氏は都内の駅近くにいた外国人から外国人支援団体Zを紹介された。しかし当時支援団体Zにはすぐに提供可能なシェルターがなく、公園やカフェで寝泊まりしていたという。

支援団体Zは、寒いからと食べ物や服をくれました。ただオフィスにはたくさんの難民がいたこともあり、「今あなた方に提供できる場所はありません。私たちは女性を優先しているので。」と言われました。それから私たちは、毎朝支援団体Zの事務所に行って日中を過ごし、夜はマクドナル

ドや外で寝る場所を探す生活を送りました。新宿中央公園でホームレスの人たちと夜を過ごしたこともありました。(C氏)

A、B氏はそれぞれ支援団体のシェルターに一定期間滞在していたが、現在は支援団体から紹介してもらった住居に暮らし、家賃はRHQから支給される住宅扶助によって支払っている。ただ、難民であること、また日本で仕事がなくRHQからの保護費で生活をしていることが原因で家探しに苦労したという。

日本で家を手に入れるためには、礼金を払わなければなりません。RHQ保護費では礼金を払えないんです。それが問題でした。家のオーナーは私たちを信用してくれません。仕事を持っていないと、「どうやって毎月の支払いのためのお金を手に入れるのか」と聞かれます。(B氏)

来日直後に極端な困窮状況に陥った調査参加者たちにとって、難民支援団体からの物資の支給や情報の共有、そして公的機関からの保護費支給は生命線であった。しかし保護費の支給は継続的なものではなかったため、長期的には支援に頼らない自立した生活基盤の構築が求められていた。

III.1.2. 困難な就職活動とRHQ保護費への依存

彼らが日本社会で自立した生活を送るためには働く必要があるが、日本での職探しにはどのような障壁が存在するのか。

A、B氏は支援団体の就労支援プログラムやハローワークを通して就労先を探している最中であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響も相まって就職先を見つけるのに苦労していると語っていた。またA、B氏は、日本語レベルの問題が一つの障壁であると認識し

ていた。

今まで、いくつか面接を受けてきましたが、言語の壁にぶつかります。仕事に就くのは非常に難しい。応募しても最初の質問は「日本語を話せますか？」で、これが問題なんです。ハローワークにも行ってみました。でも、履歴書を見て、私が〇〇（情報技術分野）の修士号を持っていることを知ると、企業は私を採用することを躊躇してしまうんです。彼らは「もっと良い就職先を見つけたら、どうせすぐに辞められる」と思っているんだと思います。そうになると、もういっそのこと履歴書には「大学に行っていない」って書いた方がいいのになって。(A氏)

B氏は日本語が話せないこと以外にも、アフリカ地域出身者であることや難民であることで正しく自らのスキルを正しく評価してもらえず、なかなか採用してもらえないと感じていた。

日本で就労許可がおりたとき、自分は〇〇（情報技術分野）の学士号と専門的なスキルを持っているので、「日本は技術の国だ、簡単に仕事に就けるだろう」と思っていたのですが、（なかなか就職できず）落胆しました。

(中略)

ほかに私が面接を受けたのは、アフリカに中古車を販売している会社でした。彼らはビジネスを拡大できるような人材を必要としていました。私は面接を受けに行ったのですが、その会社では以前にアフリカ地域出身者が何人か働いていたようでした。彼らが何をしていたのかはわかりませんが、

私はその人たちを知っているかどうか、普段からアフリカ地域出身者に会っているかどうかを聞かれました。何が起きているのか、どうしてそんなことを聞かれるのかと思っていました。そこで働いているアフリカ地域出身者の中に、マナーの悪い人がいたんじゃないかなと気づいて。だから自分たちのことを信用してもらえなくなってしまった。だから仕事をもらえなかったんだと思います。(B氏)

加えてB氏は、生活費を稼ぐための単純労働も視野に入れていたが、雇用条件の悪い職場で働いている知人の話を聞くと懸念が生じ、なかなか就職までに至らないと語っていた。

(日本人は) 難民がスキルを持っているかもしれないということを考慮していない。だからほとんどの難民はまともな仕事を持っていないのです。生き残るための仕事をしているだけです。医者だった人もいるかもしれないのに、彼らはレストランや他人の家の中で働いています。スキルの浪費です。

(中略)

私の知人に仕事で怪我をした人がいるのですが、その仕事では経済的な補償がなかったんです。その知人はかなり大変そうでした。治療のために給料をだいぶ使っていて。出身国での仕事の経験がある私にとっては、そのような保険にも入らず、契約書にもサインしないような仕事に就くことは危険を伴うので難しいと感じています。だから仕事ができないんです。自分を危険にさらしたくない。(B氏)

また日本での就職活動に苦勞しているA、B氏は、来日から今に至るまでRHQ保護費の支給を受けながら生活しており、経済的に自立した生活が送れないことに不安や焦りを感じているように見受けられた。

今に至るまで、RHQに助けてもらっているのはなんだか辛いです。自立できるような仕事に就きたいのですが、うまくいかない。

(中略)

(RHQに) こいつは働きたくない怠け者だと思われてるんじゃないかなって。(A氏)

A、B両氏は就労を単なる経済的自立のための手段としてだけでなく、自らの学歴や職歴を活かせる場としても重要視していた。しかし職探しの過程は、言語の障壁や難民・外国人（アフリカ地域出身者）であるという不利な立場を認識する契機となっているようであった。

III.1.3. 就労機会への期待とその限界

日本での就労経験のないA、B氏は、日本人との交流の機会がほとんどないために、交友関係が広がらないとも語っていた。このことに関してB氏は、日本で就職することで状況が改善する可能性を感じていた。

一どの程度まで日本社会に包摂されると感じますか？

今のところは、その割合はゼロになると思います。まだアフリカにいるような気がしているからです。普段はアフリカ人にしか会わないので。難民の僕が日本の社会に

溶け込むためには、仕事が一番だと思うんですよね。だって、仕事をしていれば、いろんな人と出会うことができるから。それがないので、なかなか難しいんです。（B氏）

一方でA氏は、精神的な負担として、本国に家族を残していることによる不安や罪悪感を挙げている。

故郷に家族を残したままなので、本当に気が滅入ります。彼らがどんな生活をしているのかわからないまま一年が経ってしまいました。でも、事はそんなに単純ではなくて、自分にできることはないということには分かっているので、自分が弱ってはいけないとは思っています。それでも、自分は何もできないということに罪悪感があります。だから、自分は何の役にも立たないし、価値もないんじゃないかって思うんです。

（中略）

日本で安定した経済状況を持つことは、今頭の中にあるたくさんのストレスを解消してくれるかもしれません。でも、それが私を幸せにしてくれるとは言いきれません。少なくとも私の肩の荷が下りることはあるかもしれない。でも生活のことを考えると…家族と離れて生活したり、私が支えるべき人を残して出国したり、彼らがどうやって生活しているのかさえわからなかったり…複雑ですよね。（A氏）

A氏にとって日本での就労は、本国の家族や親類に直接還元されるものではないという点においては、その機能の限界を露呈していると考えられる。

Ⅲ.2. 「就労有効仮説」の成立要件

Ⅲ.2.1. 社会との接点としての就労機会

では日本で働いているC氏にとって、就労はどのような役割を果たしたのか。

C氏は、インタビュー時点では製造業の会社で正社員として働いていた。C氏は現在の仕事に関して、職場の同僚との関係が良好であるという点に意義を見出していた。B氏が指摘したような、就労を通して日本人と交流する場が広がる、それに伴って日本語を習ったり、使ったりする機会も増えるというような見立ては、まさしくC氏の経験によって体现されている。以下は、C氏のインタビュー内容の抜粋である。

同僚との関係については、完璧だと思います。とても良いです。この仕事が好きなのは給料が良いからではありません。実際私の給料はそれほど多くありません。それでもこの仕事が好きなのは、友人や同僚のおかげです。彼らは年配の方が多いです。1人は72歳、もう1人は58歳くらいとか、そんな感じです。彼らは私をとてかわいがってくれていて、私も彼らのことがすごく好きです。朝、出勤前に疲れていても、彼らのことを思い出して出勤しています。彼らは私のモチベーションのようなものです。日本語も教えてくれますよ。良い人たちです。実は他にも給料の良い仕事に就く機会があったのですが、まあ将来的には転職するかもしれませんが、今は転職の予定はありません。友達と一緒にいたいので。（C氏）

Ⅲ.2.2. 自尊心の回復と社会的包摂

では、日本での就労経験を通じた自尊心の回復や日本社会に包摂されているという認識の高まりはどうであろうか。職場での同僚との関係は良好であると語っていたC氏であったが、

「仕事はあくまで生活のため」ということも自認しているようであった。将来的にはより多くの同郷人を鼓舞できるような仕事がしたいとの思いがあり、現職とのギャップを意識していた。

実は、私の将来の目標は俳優になることだったんです。(中略) アフリカの人々は、食糧や、戦争、政治的な問題でとても苦しんでいる。だから、私はアフリカの人々のマインドをポジティブにしたいんです。(中略) だから、今の仕事を終えた後の将来のビジョンは、俳優として自分自身のために仕事をすることです。もちろん、現時点ではどうやって目標を達成したらいいのかわかりませんが。(C氏)

C氏にとって現在の日本での仕事は、C氏の本国での学歴や経歴、あるいはC氏の資質が十分に活かされた仕事ではないと言えるだろう。生活のための仕事に就く必要性があったことによって、自らのスキルを活かせる、あるいは自らの将来的な目標に繋がるような活動をする機会が制限されているのである。

またC氏は、職場以外で差別的と捉えられる行動を経験したこともあり、日本社会に溶け込めているという主観的な認識が高いとは必ずしも言えない。

家の近くの公園によく通っていたら日本人の友達ができて、一緒に話をしていたこともありました。しかし、私が「私は難民なんです」と言った途端に、私たちの関係は終わってしまったんです。日本人にとって、そのことがあまり良い話ではなかったようです。「ナンミンって危ないんじゃないか」と思われたのかな。(C氏)

社会的に孤立しやすい彼らが社会関係資本を

構築、拡大していく上で、就労および職探しの過程で難民支援団体のネットワークを活用することは非常に有効である。ただし、経済状況の安定や知人ネットワークの拡大は単純に就労の有無の問題に還元されるわけではなく、難民支援団体の職員をはじめとする日本人キーパーソンとの信頼関係構築がうまくいったかどうかや、日本での滞在期間の長さなどにも比例している可能性がある。本稿ではそれらの因果関係を明確にすることはできていない。ただ、就労経験が彼らの自尊心の回復や日本社会への包摂認識に与える影響については、その仕事が自らのスキルが十分に生かせる分野のものであるか、あるいは自らの意思に基づく仕事であったのかという点によって左右されうる可能性が示唆された。

IV. おわりに

IV.1. 総括

今回のインタビュー調査を通して明らかになったこととして、主に以下の四つがあげられる。

一つ目は、特に社会学分野の先行研究ではあまり焦点が当たることのなかった、日本で暮らす難民認定申請者、特に都市部に点在して生活しており、特定のコミュニティに包摂されていない者の生活状況が明らかになったことである。具体的には、今回の調査参加者は来日当初、頼れる知り合いがおらず極端な困窮状態に陥り、難民支援団体からの支援が不可欠な状態にあった。

二つ目に、日本での就労経験はもちろん、難民支援団体のネットワークを活かしながらの就職活動の過程が、調査参加者の極端な貧困状況および社会的孤立状態からの脱却に大きく寄与することが、C氏のインタビュー内容から明らかになった。

三つ目に、就労の有無が、必ずしも自尊心や日本に包摂されているという認識の向上に直結

しないことも明らかとなった。特に、生活のための仕事なのか、それとも自身の学歴や職歴、専門分野を生かせるような仕事なのかどうかによって、自尊心の回復や、日本社会およびコミュニティへの包摂認識が変わる可能性がある」と推察される。さらに、インタビューを通じては、日本では難民認定率が非常に低いため、自分の法的地位および滞在状況が不安の要素になったり、難民認定が降りるまで国外への移動ができず家族に会えないことが悩みの種になったり、日々の生活で差別的な言動に触れることで社会に馴染めてないと感じる場合もあったりすることも示された。このような阻害要因が強く働く場合は、たとえ日本で就労していたとしても、精神的不調が緩和されたり、主観的な包摂認識が向上しなかったりすることが十分考えられる。

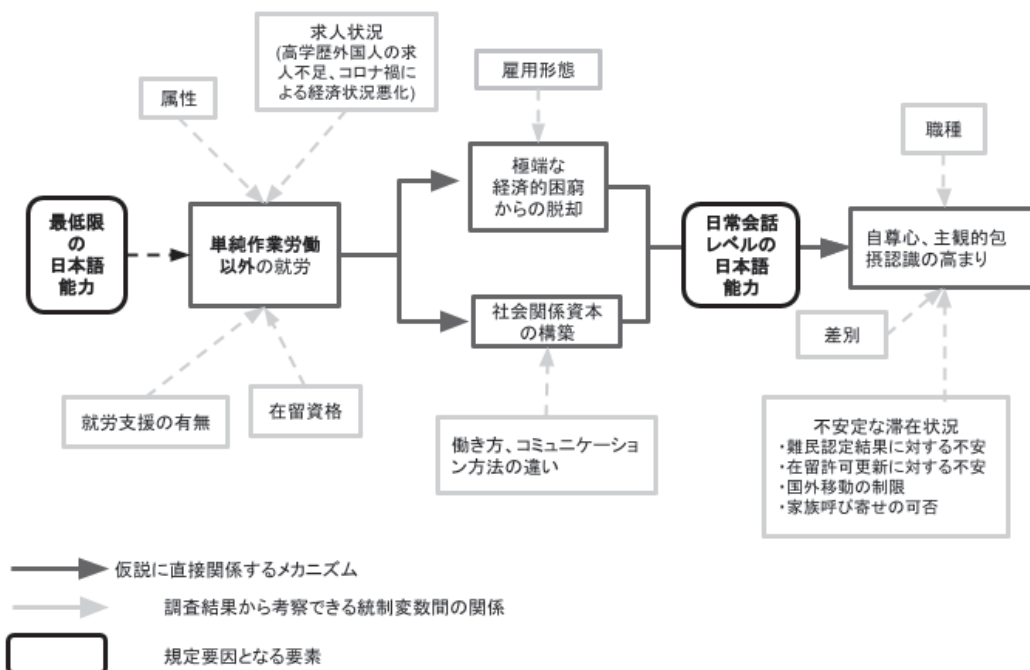
最後に、従来の就労有効仮説が成立するためには、日本語の習得が重要になることも明らか

になった。そもそも申請者が最低限の日本語を習得していないと就職が難しく、また職選びの過程では単純労働など日本語を使わないような仕事を避け、就職後は職場で日本語を習得することが、就労有効仮説成立の規定要因になっていると考えられる。これらの考察をもとに、図1に示した仮説を改めて整理し表したものが以下の図2である。

IV.2. 今後の展望

今回の調査は無作為抽出によるものではないため、調査結果が日本で生活する申請者、あるいはアフリカ地域出身申請者の状況を偏りなく反映したものではない。また今回の調査ではアフリカ地域出身男性の事例を扱ったが、出身地域や性別以外の条件は異なり（例えばそれぞれ来日時期や滞日期間には多少の開きがあり、また出身国での職歴や学歴も異なった）、各調査

図2 就労有効仮説に対する統制変数、および規定要因となる要素



(出典)筆者作成。

参加者の経験や生活状況の差異が就労経験の有無以外の要因によって引き起こされている可能性を正確に検討することができなかったため、今後の課題としたい。

申請者の就職あるいは雇用を阻害する要因は多く残されているものの、収入源の確保や社会参加を志向している当事者と、経済の担い手として彼らの受け入れを検討する地方自治体、あるいは優秀な外国人人材の雇用を目指しているような企業側の思惑が一致する可能性はある。その点において、難民および申請者に対する雇用推進は、資源的な限界のある給付型の福祉支援を推し進めていく以上に持続可能性の高い難

民受け入れ体制の構築へと繋がりをうる。他方で、日本ではすべての申請者に就労許可が与えられているわけではなく、また公的扶助の枠組みからこぼれ落ち、社会から断絶されているような申請者はより一層生活が困窮する可能性が残る。またたとえ就労許可が下りたとしても、国籍や性別、年齢、教育、健康状態、あるいは居住地の面において複数のリスクを抱えるような申請者は、日本で就労先を探すことは非常に困難である。申請者に対する就労支援は、上からの積極的な雇用政策に包摂されない人々への社会福祉支援の必要性についても留意し、進められるべきである。

付記

ご多忙のなか、快くインタビューにご協力いただいた調査参加者の方に心より御礼申し上げます。

註

1. 法務省統計参照 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri03_00029.html 2023年2月11日DL.
2. 全国難民弁護団連絡会議統計参照 http://www.jlnr.jp/jlnr/wp-content/uploads/2020/06/stat_summary-2019_%E7%94%B3%E8%AB%8B%E3%83%BB%E8%AA%8D%E5%AE%9A%E7%AD%89%E5%90%88%E8%A8%881978-2019.pdf 2021年10月6日DL.
3. 例えば群馬県館林市のロヒンギャ族難民のコミュニティ、東京都新宿区のビルマ系難民のコミュニティ、埼玉県蕨市のクルド人コミュニティなど。
4. 難民支援協会年次報告書参照 https://www.refugee.or.jp/assets/postfile/about/jar-ar_2019.pdf 2021年10月6日DL.
5. 出入国管理局統計参照 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20190&month=12040606&tclass1=000001060399> 2021年10月6日DL.

文献

Ager, A. and Strang, A. (2004) Indicators of Integration: Final Report. Home Office Development and Practice Report 28, London: Home Office.

- Bloch, A. (2007) "Refugees in the UK labour market: The conflict between economic integration and policy-led labour market restriction," *Journal of Social Policy*, 37:21-36.
- Fleay, Caroline, Lisa Hartley and Mary Anne Kenny (2013) "Refugees and Asylum Seekers Living in the Australian Community: The Importance of Work Rights and Employment Support," *Australian Journal of Social Issues*, 48(4):473-93.
- 古藤吾郎 (2012)「滞日難民認定申請者の脱貧困をめぐる困難と葛藤：ソーシャルワークの現場から (特集 難民『保護』を考える)」『難民研究ジャーナル = Refugee studies journal』2:61-71.
- Lamba, N. K. (2003) "The Employment Experiences of Canadian Refugees: Measuring the Impact of Human and Social Capital on Quality of Employment," *Canadian Review of Sociology and Anthropology*, 40:45-64.
- 森恭子 (2013)「難民及び難民認定申請者と地域福祉：最近の事例からの検討」『生活科学研究 = Bulletin of Living Science』35:151-61。
- 森谷康文 (2006)「日本で生活する難民・庇護希望者の医療・健康問題」『特定NPO法人難民支援協会調査報告』
https://www.refugee.or.jp/library/postfile/200604report_medical.pdf 2021年10月6日DL.
- de Vroome, T. and F. van Tubergen (2010) "The Employment Experience of Refugees in the Netherlands," *International Migration Review*, 44(2):376-403.

編集委員会による付記

本調査論文に関しては、調査の過程のみならず、この形での発表に至るまで、さまざまな方々のご助言とご支援をいただきました。調査対象者の特定化を避けるため、個人名や団体名はあえて記載いたしません、ご尽力に深く感謝申し上げます。

職業継承と家族の親密性

三輪 卓見

1. 問題の所在

近年日本の社会学の一つの潮流として、階層研究と家族研究を架橋する試みに関心を集めている。社会階層論と家族社会学の関係についてレビューした岩間[2017]によれば、1990年代になるまで家族の様態と階層の問題とを結び付ける実証研究は、問題意識はありつつも積み重ねられなかった。それは、家族社会学の側では、戦前型の家族制度(直系家族制)が衰退し都市型標準家族(夫婦家族制)に収斂していくことを家族変動論の基本的観点としており、階層研究もまた男性稼ぎ主モデルのような特定の家族構成を想定し、その他のケースは分析から除外するなど、ある種共通した家族像を保持していたことに由来する。日本社会は階層格差が相対的に小さい、もしくは縮小しているという見方が支配的であった時代には問題とならなかったが、階層差や機会の不平等の発見に着眼点に移り始めると、「家族が不平等を維持する重要な源である」(Sørensen[2005:108])という視点が強固にならざるを得ない。

しかしながら、社会階層と家族の両者の関係を論じることはそう容易ではない。なぜなら各家族の情緒・愛情に基づく「自由な選択」の結果として、不平等を維持してしまう側面があるからである。たとえば従来からトレンドが大きく変化しないとされる学歴同類婚(白波瀬[2011])は、恋愛結婚を建前とした近代社会における自由な配偶者選択の帰結だが、一方では階層の維持に寄与している。また親がわが子のた

めを思っとなす行動も同様に制約することはできない。親の学歴・育て方・教育方針など出身家庭に教育達成の格差を見出す教育社会学の研究は多いが、家庭に原因があっても有利な条件をもつ家庭環境の引き下げを要請する、といった是正は容認されないだろう。

このような家族の親密さによって発現する意識や行為は、社会階層・社会移動研究の大前提である、「完全移動」を機会の平等の指標としてみなす対応関係を危うくする。完全移動とは、親の地位と子の地位が独立である、いわば親から子への影響がランダムに過ぎないような仮想的状態である。しかし実際の社会では職業選好の中に「親と同じ仕事に就きたい」という希望が含まれており、たとえそれによって親子の地位が独立でなくなったとしても不正義とはみなし難い(Swift[2004])。

佐藤・石原[2000:217-218]では、いまや階層が外在化した事物であるという見え方は失効し、我々が内在化するものとして理解すべきだとする。そのため選択の自由や親密な家族といった近代市民社会の基本原理の下で階層が再生産されて行くことを指摘している。この指摘は、Beck[1986=1998]やGiddens[1992=1995]による「後期近代における個人化」の議論と併せて考えることもできるだろう。個人化は選択可能性や自己決定の機会を増大させ、不平等の問題がもはや階層によるものとはみなされなくなる。また個人化は関係性の希薄化と同時に、関係性への欲求を高めるため、「純粋な関係性」維持

のために、信頼醸成への絶え間ないコミットメントを必要とする。結果として家族を含む親密な関係を維持する行動は、自己決定の名の下にますます階層再生産のプロセスに関わってくる。

このジレンマに対処するため、平尾[2011]は世代間移動をする際に人々が持つ指針としての価値を、優先順位とともに措定することを試みる。その価値とは第一に人々が同程度に共有する支配的な「社会的価値」(現代社会においては概ね業績主義を指す)、第二に社会的に対して私的なものであり、家族の情緒的関係を基礎とする「家族的価値」、そして第三に社会的価値にも家族的価値にも回収されない残余カテゴリとしての「個人的価値」である。このように、優先順位ありきで移動における価値の複数性を認めることでミクロ水準の規範に対しても注意を払うことができ、仮定上の無理も減じる。

本稿で取り組むべき課題としては、平尾[2011]で言うところの「家族的価値」、家族の情緒的関係や意識が階層再生産のプロセスに介在しているかを計量的に示すことにある。従来の家族と階層を結びつけるリンクはもっぱら家族の教育的役割に着目してきており、これは教育資源の多寡でゲームが決するという、階層を「成否の見取り図」としてしか捉えられない限界がある。地位達成のために家族が果たす役割を用具的側面とするならば、同質性を確保し、家族アイデンティティを補強するような表出的側面について検討する必要がある。具体的には、階層再生産の中でも特徴的な「職業継承」に着目し、現職で職業継承を実現させている家族の関係性について分析する⁽¹⁾。

II. 先行研究

II.1. 社会移動の効果

本研究の枠組みは、社会移動の心理的效果についての研究群に比較的近接している。社会移動が個人に対してどのような心理的影響を及ぼ

すかについては、階層移動研究における古典的な問いの一つでもある。たとえば、Blau[1956:290=1978:181]は、職業移動者とはいわばマージナル・マンであり、「人間間の関係を確定したりコミュニティに統合したりする点において特殊なジレンマを顕す」、よって移動者は社会に統合されにくく強い不安感を抱くというかたちで論じている。社会移動の心理的影響として従来提示されてきた仮説には、いくつかのパターンが存在する(Houle[2011])。整理すると、出身階層で身につけた価値観から切り離され、新しい所属階層の様式との葛藤でストレスに晒されるとする「乖離仮説」、下降移動の経験が特に幸福感を下げるという「転落仮説」、移動の影響は徐々に薄れていくとする「順応仮説」などがある。日本のデータを用いた検証は十分に行われてこなかったが、金井[2018]では父子の職業階層の変化に応じて上昇移動／非移動／下降移動と定義した上で、全般的満足度にもたらす効果を計測し、下降移動がもたらす満足度への負の影響が若いコホートにて検出されることを指摘した。

社会経済構造の中での自分自身の位置づけである階層帰属意識についても、個人を「歴史的存在」「空間的存在」として捉えなおし、階層的地位の変化(階層移動)や、階層的地位の評価の基準(準拠集団)などを規定要因に反映させようとする試みがある(コン[2018:2])。数土[2009:79]では、「従来の階層意識研究が、“ある一時点”の個人属性のみに着目してきた」のに対し、「“地位継承”という概念を導入」することで、「当人の地位と親の地位の相互作用」がもたらす効果を検証した。結果、職業(階層)の継承性も個人の安定したアイデンティティを形成する基盤と結びついており、階層帰属意識を高める／低める効果があることが見出された。

そのほか参鍋[2014]では、本研究と同様に父親職と現在の職業が同じケースを継承者と定義

し、無業・失業などの就労状況および人的ネットワークへの影響を調査した。その結果世襲者は、長期無業・失業を経験しにくく、友人関係・居住地への愛着の度合いが高い、という三者の連関を見出している。

以上のように、現在の職業的地位のみでも、また出身階層としての父親の職業のみでもなく、社会移動の経験や職業地位の継承を説明変数として社会意識の分析に組み込むことについては複数の先行研究から有効性が示されている。先行研究からの知見を総合すると、世代間の職業地位の同一性は主観的幸福感を維持し、帰属の感覚を強めていることが予想される。

II.2. 家族の情緒的関係

家族生活における心理的側面は、家族社会学が先導して実証研究を進めており(柏木[2003])、結婚満足度などといった形で指標化されてきた。筒井[2008]は、「メンタル・サポートの交換」こそが他で代替されにくい、親密な関係によってもたらされる財とした。結婚満足度は世帯収入や生活レベルによって説明される要素は小さいが、配偶者から受けるメンタル・サポートと強く相関することを挙げており、家族関係の維持と親密さの維持は一体の関係にあることを量的に示している。そのほか、成人期の関係良好度や世代間援助行動という形(田中・嶋崎[2016])で、家族の情緒的紐帯が量的に分析されている。以上のように家族関係の質の分析には、満足度を測る方法と生活上の行動や認知を測る場合とがある。こうした差異を理解した上で、より継続的に計測が行われている満足度を用いて分析を行う。

III. 仮説

仮説の構築の手前に、問題とする職業再生産の水準について明確にしておきたい。本研究においては、職業階層上ではなく「職業の」再生

産に照準を合わせて分析を行う。社会調査のデータ上では最も詳細な分類カテゴリについての親子の継承性を問題とする。

通常の階層研究においては、この詳細な職業分類がそのまま用いられることはない。SSM分類やEGP分類などに代表されるように、職種・従業上の地位、事業規模などの変数と総合して、階層・階級カテゴリに統合されることがしばしばである。一方で、マイクロクラス分類を提唱するJonsson et al.[2009]などからはこうした階級分類に対して批判もある。階級分類と詳細な職業分類とを比べると、現代の生活上人々がアイデンティティを見出しやすく行動の基盤となるのは、過度に抽象化された階級よりも職業である。また世代間の継承メカニズムにも、各々の職業固有の経路があると考えerるほうが説明としても具体的かつ合理的である。

本稿で関心を寄せるのは、当事者が見出す親の職業との類似性や共通性である。しかし観察者から見て同じ階層に属する親子が、同じ職業的世界を共有しているかは不明である。たとえば同階層でも異なる産業や業種に属することも多い。無論、職業コードの同一性が必ずしもそのような主観的な共有意識を保証するわけではないが、より近接することは可能である。

弱点としては、客観的には同種の職業同士であっても、継承の定義する範囲から排除せざるを得ないことである。たとえば一般的に「教職」として括られるような小学校教員と中学校教員はコード上区別され、親が小学校教員で子が中学校教員の場合でも継承とはみなされない。しかし何を同じ職業としてみなすかの判断には異なる理論や経験的データを必要とすることから、階層内移動でも関連性の薄い移動を分析に「含めない」ことを優先し、コード上の同一性を継承の定義として割り切って分析する。

なお実際の職業継承の時系列的变化を見ると、SSM調査(社会階層と社会移動全国調査)におけ

る職業継承者の割合は43%であった1955年以来低下し、2005年では10%になっている(参鍋[2014])。この変化はおおよそ自営業主と家族従業者という就労形態が一般的でなくなったことでおおよそ説明がつく。自営業主と家族従業者は1953年に合わせて全就業者の57.6%を占めていたが、2020年には10.0%となっている(総務省統計局[2020])。家族で仕事を共にすることが一般的ではなくなった現代において、むしろ一般的でないからこそ職業継承者が抱く家族意識は検証するに値する。家の継承意識に関して現代では「親や祖父母への愛情が介在している場合が少なくない」(米村[2014])。そのため職業継承の原理は「イエの存続」や「経営体としての家族」(米村[1996])という意識から「親密な家族の維持」という意識へと遷移している可能性がある。

以上を踏まえて、次のように仮説を設定する。

仮説1：職業継承者は、現在の家族との関係性においてコミットメントを強めるため、家庭生活満足度を高める傾向にある。

職業継承は親との情緒的關係性、家族的価値に基づいてなされる側面がある。職業継承者はその職業に従事する意義が家族アイデンティティとより強い関連を示す傾向にあると考えられ、現在構成している家族とも親密な関係を築くことを志向する。そのため家族から心理的満足を得る、もしくは得られるように努めるだろう。

仮説2：職業継承と家庭生活満足度の関連は、性別によって効果が異なる。

職業のもたらす意味・意義、自身のライフコースとの関連度合いが性別によって異なっている可能性が高い。また扱うデータは父親の職業

情報しか取得されていないため、本人の性別はそのまま同性親か異性親かの効果の違いとなっている⁽²⁾。さらに長男・男子継承の規範が与える影響も無視できず、規範に適合的(男性)か否か(女性)による影響の差異が予測される。

また夫婦間関係について、妻の就業状態、夫の家事への参加頻度、性別役割意識などから派生する夫婦間関係についての認識や満足にはジェンダー・ギャップがたびたび指摘されている(柏木・平山[2003], 李[2008])。そのため根本的に家庭生活満足度に対する意識構造の性差があり得る。

仮説3：職業継承と家庭生活満足度の関連は、職業グループによって効果が異なる。

「職業の同一性」と一括りに言っても職業によって継承者の割合は異なり、自営業によって担われやすい職業か被雇用者の多い職業か、など家族と仕事の距離にも各々特徴がある。先行研究にて提示した数土[2009]においても、ホワイトカラー上層の継承とブルーカラーの継承では階層帰属意識にもたらす効果の方向が異なっていたように、どのグループに属する職業を継ぐかによって家族意識にもたらす効果も異なることが予測される。

IV. 方法

IV.1. データ

日本版General Social Surveys (JGSS)の、JGSS-2000・-2001・-2002・-2003・-2005・-2006・-2008・-2010・-2012・-2015の計10回分の調査をプールしたデータを用いる。プールドデータを用いる理由としては、①サンプル数を大幅に拡大できること、②時代効果の検証が可能になることが挙げられる。多くの雇用者が定年退職を迎える60歳以降のデータを用いるとセレクション・バイアスが発生することを考慮し

て、20～59歳の男女の有職者のデータを用いることとする。

IV.2. 手法

時間依存変数は年齢(Age)・時代(Period)・コホート(Cohort)の3種類の効果に分割することができるが、それらは調査年＝生年＋年齢という関係になっており、相互に独立ではないために識別が困難とされてきた。対処方法として、交差分類ランダム効果モデル(Yang and Land[2006])や中村のベイズ推定法[1982]など識別のための統計的手法がいくつか開発されている。O'Brien et al.[2008]および西野・中西[2016]に倣い、年齢と調査年を固定効果、コホートをランダム効果とする、混合効果モデルを用いてAPC効果を確認することとした。しかし、ランダム効果を加えない／加える2つのモデルについて尤度比カイ二乗検定でモデルの適合度を実際に比較したところ、有意に適合度が向上しているが、残差の分散の減少率を見るとその程度は1%に満たず、意味のある改善とはいえなかった。またコホート変数を加えることで、年齢変数や調査時点変数に対しても大きな変化は生じていなかった。よって儉約性および解釈しやすさという観点から、分析の一部にコホートで層別化する以外にはコホート変数を含めず、混合効果モデルではない通常の重回帰分析の結果を示すこととする。

IV.3. 変数

IV.3.1. 説明変数

本分析での主眼となる「職業継承」に関しては、本人現職の職種と15歳時点の父親の職種が一致するものを1とする「職業継承ダミー」変数を作成する。サンプルの欠落を防ぐため、15歳時点の父親の無職・不在をダミー変数として設けた。両者がともに非該当・不明・無回答の場合は欠損として扱う。

IV.3.2. 被説明変数

「生活面に関する以下の項目について、あなたはどのくらい満足していますか」という設問のうち「家庭生活」の項目に対し、「満足」を5～「不満」を1とする連続変数とみなす。家庭生活満足度は夫婦関係満足度などとは異なり家族成員を指定していないため、一見解釈上のデメリットがある。ただし可能な限り多様な家族形態を許容する点で、主観的な家族の範囲で回答されている家庭生活満足度が分析により適合的だと考えている。

IV.3.3. 統制変数

まず基本的な属性に関わるものとして、性別・年齢・世帯収入⁽³⁾・居住地の規模(大都市・その他の市・町村)・学歴(高卒以下・短大専門学校卒・大卒以上)を準備した。続いて、家族の様態は家族意識・関係と強く関連すると考えられることから、同居家族人数⁽⁴⁾・18歳以下の子どもの有無・配偶者の有無を準備した。職業的側面としては、家族的な労働と関連の深い自営業者(家族従業者含む)のダミー変数、SSM職業8分類(専門・管理・事務・販売・熟練・半熟練・非熟練・農林)によって区分された職業階層変数を投入する。さらに余暇や家庭生活を逼迫する阻害要因として週当たりの労働時間を統制する。調査年はカテゴリ変数として扱う。

V. 結果

V.1. 記述統計

分析で扱う変数の分布についてあらかじめ示しておく。まず被説明変数の家庭生活満足度については、高齢であるほど満足の割合が低下、平均値が減少している(表1)。一方、調査時点が新しくなるほど満足の割合が上昇、平均値が緩やかに上昇している(表2)。またt検定にて継承者と非継承者の家庭生活満足度スコアの平均値を簡便に比較すると、継承者の平均スコアが有意に高かった($p<.01$)。

表1 年齢階級別家庭生活満足度の分布(%)

	20代	30代	40代	50代
1 (不満)	2.44	2.15	2.23	2.14
2	8.67	7.85	8.89	8.42
3	32.57	31.89	35.65	37.25
4	29.01	32.23	31.83	30.92
5 (満足)	27.31	25.88	21.40	21.27
平均	3.70	3.72	3.61	3.61
標準偏差	1.04	1.00	0.99	0.98
N	2,585	3,910	4,443	4,677

表2 調査年別家庭生活満足度の分布(%)

	2000	2001	2002	2003	2005	2006	2008	2010	2012	2015
1 (不満)	1.82	2.49	1.73	2.64	2.56	2.25	2.66	2.21	2.14	1.21
2	8.18	10.19	8.81	9.35	7.35	8.86	8.57	7.91	7.20	8.66
3	39.42	39.85	38.40	35.38	33.12	33.59	33.19	33.21	31.58	32.02
4	31.97	27.92	32.91	31.62	31.52	29.24	30.82	30.86	32.70	33.33
5 (満足)	18.61	19.55	18.15	21.01	25.45	26.05	24.77	25.80	26.37	24.78
平均	3.57	3.52	3.57	3.59	3.70	3.67	3.66	3.70	3.74	3.72
標準偏差	0.94	1.00	0.94	1.00	1.01	1.03	1.02	1.01	1.00	0.97
N	1,370	1,207	1,328	1,518	939	2,042	2,031	2,213	2,055	912

表4 調査年別職業継承率の分布(%)

	2000	2001	2002	2003	2005	2006	2008	2010	2012	2015
非継承	92.9	92.08	91.48	91.97	92.61	92.76	92.31	92.89	94.09	93.11
継承	7.1	7.92	8.52	8.03	7.39	7.24	7.69	7.11	5.91	6.89
N	1,381	1,225	1,338	1,531	947	2,058	2,041	2,235	2,065	915

続いて説明変数となる職業継承の割合について示す。年齢が高い群の継承者割合は他の群よりも大きい(表3)が、調査時点間では大きな割合の増減については確認できない(表4)。さらに、性別・就業形態とのクロス表(表5)を見ると、男性の方が女性より継承者割合が高いこと、また職業継承と自営の関連は大きいことがわかる(表6)。SSM職業分類に基づく現在の職業階層ごとに継承率を見ると、農業階層の継承率が著しく高いことがわかる(表7)。

表3 年齢階級別職業継承率の分布(%)

	20代	30代	40代	50代
非継承	93.92	92.64	92.96	91.77
継承	6.08	7.36	7.04	8.23
N	2,598	3,939	4,475	4,724

表5 性別と職業継承のクロス表

	非継承	継承	Total
男性	7,409 89.70%	851 10.30%	8,260 100%
女性	7,175 95.97%	301 4.03%	7,476 100%
Total	14,584 92.68%	1,152 7.32%	15,736 100%

表6 自営業と職業継承のクロス表

	非継承	継承	Total
非営業	12,922 94.90%	533 5.10%	13,616 100%
自営	1,451 76.57%	444 23.43%	1,895 100%
Total	9,565 92.66%	921 7.34%	15,511 100%

表7 現在の職業階層と職業継承のクロス表

	専門	管理	事務	販売	熟練	半熟練	非熟練	農業	Total
非継承	2,705 97.02%	400 93.46%	4,104 93.51%	2,234 94.42%	2,050 89.87%	1,749 93.43%	1,044 98.03%	158 41.91%	14,444 92.79%
継承	83 2.98%	28 6.54%	285 6.49%	132 5.58%	231 10.13%	123 6.57%	21 1.97%	219 58.09%	1,122 7.21%
Total	2,788 100%	428 100%	4,389 100%	2,366 100%	2,281 100%	1,872 100%	1,065 100%	377 100%	15,566 100%

V.2. 仮説1の検証

ここからは重回帰分析による変数の効果について報告する。

まずModel1では全てのケースを投入しているが、重要なことに職業継承は家庭生活満足度を向上させている。比較的近接し、家族の関与の程度が比較的大きいと考えられる自営業ダミーについては、正負関係なく有意な効果は見られなかった。

年齢の効果について見ると、幸福度や生活満足度は50歳代を底としたU字カーブを描き(Blanchflower and Oswald[2008])、また結婚生活は馴化に伴って満足度が減少する(岩井[2002])といった先行研究結果におおよそ当てはまり、50歳代以下を対象とする本分析では家庭生活満足度は加齢に従い低下している。職業階層に関して専門・管理の階層で満足度が高くなること、学歴の上昇や世帯収入の上昇による正の効果からは、家庭生活の満足に社会経済的地位の影響があるとみなすことができる。

また夫婦関係満足度と同様に家庭生活満足度にもジェンダー・ギャップがあり、女性で有意に満足度が低い。家族構造要因である配偶者の有無は満足度に貢献しているが、一方で独居もしくは同居人数の増加、18歳以下の子どもの養育は、満足感を引き下げる要因になっていた。

V.3. 仮説2の検証

次に、Model2～5では男女で層別化した上で分析した結果を示す。男性には職業継承の有意な正の効果がみられる(Model2)ものの、女性(Model4)には見られないという重大な差について再度確認される。しかし、自営と職業継承の交互作用項を加えてみると、男性群では統制されて職業継承の効果が有意ではなくなる(Model3)のに対し、女性群では自営かつ継承職であることは、満足度を高めている(Model5、10%水準)。女性における全体としての職業継承の効果は確認されなかったが、自営という形態で同一職が引き継がれているケースでは関連

表8 家庭生活満足度についての重回帰分析結果(その1)

	Model1				Model2(男性)				Model3(男性)			
	b	S.D.	beta		b	S.D.	beta		b	S.D.	beta	
職業継承	0.080 *	0.034	0.021		0.080 *	0.038	0.025		0.057	0.045	0.018	
女性	-0.100 ***	0.020	-0.050									
自営	-0.024	0.027	-0.008		-0.068 †	0.036	-0.023		-0.085 *	0.041	-0.029	
職業継承×自営									0.078	0.082	0.016	
父無職・不在	0.090 *	0.043	0.017		0.114 *	0.058	0.022		0.114 *	0.058	0.022	
年齢	-0.012 ***	0.001	-0.125		-0.015 ***	0.001	-0.161		-0.015 ***	0.001	-0.161	
居住規模 大都市	0.033	0.021	0.014		0.022	0.028	0.009		0.021	0.028	0.009	
その他の市(ref.)												
町村	-0.032	0.023	-0.012		-0.046	0.031	-0.017		-0.046	0.031	-0.017	
世帯収入 低(ref.)												
中	0.059 *	0.025	0.028		0.008	0.033	0.004		0.007	0.033	0.003	
高	0.195 ***	0.029	0.080		0.132 **	0.038	0.056		0.132 **	0.038	0.056	
DK/NA	0.054 *	0.026	0.024		-0.001	0.036	0.000		-0.002	0.036	-0.001	
教育 高卒以下(ref.)												
短大専門卒	0.085 ***	0.024	0.032		0.056	0.040	0.016		0.055	0.040	0.016	
大学以上卒	0.103 ***	0.021	0.046		0.069 **	0.026	0.034		0.069 **	0.026	0.034	
配偶者	0.371 ***	0.025	0.169		0.669 ***	0.036	0.305		0.670 ***	0.036	0.305	
同居人数 独居	-0.361 ***	0.043	-0.084		-0.317 ***	0.055	-0.080		-0.317 ***	0.055	-0.080	
2人(ref.)												
3～4人	-0.084 **	0.025	-0.042		-0.053	0.034	-0.027		-0.054	0.034	-0.027	
5人以上	-0.090 **	0.029	-0.039		-0.002	0.040	-0.001		-0.003	0.040	-0.001	
子ども有	-0.105 ***	0.021	-0.052		-0.132 ***	0.030	-0.067		-0.131 ***	0.030	-0.067	
労働時間	-0.001	0.001	-0.010		-0.002 †	0.001	-0.021		-0.002 †	0.001	-0.022	
職業階層 専門	0.109 **	0.038	0.042		0.073	0.058	0.027		0.074	0.058	0.027	
管理	0.113 †	0.059	0.019		0.107	0.071	0.024		0.108	0.071	0.024	
事務	0.044	0.035	0.020		0.062	0.054	0.026		0.062	0.054	0.027	
販売	0.059	0.038	0.021		0.081	0.057	0.029		0.082	0.057	0.029	
熟練	-0.012	0.038	-0.004		-0.012	0.054	-0.005		-0.010	0.054	-0.004	
半熟練	-0.030	0.039	-0.010		-0.004	0.056	-0.002		-0.004	0.056	-0.001	
非熟練(ref.)												
農業	0.031	0.066	0.005		0.043	0.088	0.007		0.025	0.090	0.004	
調査年 2000(ref.)												
2001	-0.065 †	0.040	-0.018		-0.034	0.052	-0.010		-0.034	0.052	-0.010	
2002	-0.014	0.040	-0.004		-0.035	0.053	-0.010		-0.035	0.053	-0.010	
2003	0.019	0.038	0.006		0.041	0.051	0.012		0.042	0.051	0.012	
2005	0.133 **	0.043	0.031		0.165 **	0.058	0.039		0.166 **	0.058	0.039	
2006	0.093 **	0.035	0.032		0.198 ***	0.047	0.069		0.197 ***	0.047	0.069	
2008	0.110 **	0.036	0.037		0.162 **	0.047	0.057		0.163 **	0.047	0.057	
2010	0.127 ***	0.035	0.045		0.165 ***	0.047	0.058		0.165 ***	0.047	0.058	
2012	0.178 ***	0.035	0.061		0.173 ***	0.047	0.060		0.173 ***	0.047	0.061	
2015	0.156 ***	0.043	0.037		0.151 **	0.057	0.037		0.151 **	0.057	0.037	
切片	3.855 ***	0.066			3.821 ***	0.088			3.823 ***	0.088		
N	14,580				7,632				7,632			
Adj.R ²	0.052 ***				0.094 ***				0.098 ***			

※***: p<.001, **: p<.01, *: p<.05, †: p<.10

表9 家庭生活満足度についての重回帰分析結果(その2)

		Model4(女性)			Model5(女性)				
		b	S.D.	beta	b	S.D.	beta		
職業継承		0.057		0.067	0.011	-0.011	0.077	-0.002	
自営		0.068	†	0.041	0.021	0.053	0.042	0.016	
職業継承 × 自営						0.252	†	0.143	0.029
父無職・不在		0.048		0.062	0.009	0.047	0.062	0.009	
年齢		-0.009	***	0.001	-0.090	-0.009	***	0.001	-0.090
居住規模	大都市	0.031		0.031	0.013	0.031	0.031	0.013	
	その他の市(ref.)								
	町村	-0.005		0.034	-0.002	-0.006	0.034	-0.002	
世帯収入	低(ref.)								
	中	0.196	***	0.038	0.087	0.197	***	0.038	0.088
	高	0.362	***	0.044	0.143	0.363	***	0.044	0.143
	DK/NA	0.185	***	0.038	0.086	0.186	***	0.038	0.086
教育	高卒以下(ref.)								
	短大専門卒	0.089	**	0.030	0.038	0.090	**	0.030	0.039
	大学以上卒	0.128	***	0.037	0.048	0.130	***	0.037	0.048
配偶者		0.055		0.036	0.025	0.055		0.036	0.025
同居人数	独居	-0.294	***	0.066	-0.062	-0.294	***	0.066	-0.062
	2人(ref.)								
	3～4人	-0.126	***	0.036	-0.062	-0.127	***	0.036	-0.062
	5人以上	-0.193	***	0.042	-0.082	-0.195	***	0.042	-0.083
子ども有		-0.122	***	0.030	-0.060	-0.122	***	0.030	-0.060
労働時間		-0.004	***	0.001	-0.051	-0.004	***	0.001	-0.052
職業階層	専門	0.118	*	0.050	0.047	0.118	*	0.050	0.047
	管理	-0.095		0.209	-0.005	-0.093		0.209	-0.005
	事務	-0.007		0.046	-0.003	-0.004		0.046	-0.002
	販売	0.008		0.050	0.003	0.009		0.050	0.003
	熟練	-0.023		0.057	-0.007	-0.024		0.057	-0.007
	半熟練	-0.058		0.058	-0.016	-0.057		0.058	-0.016
	非熟練(ref.)								
	農業	0.070		0.102	0.010	0.008		0.108	0.001
調査年	2000(ref.)								
	2001	-0.103	†	0.060	-0.027	-0.102	†	0.060	-0.026
	2002	0.010		0.060	0.003	0.010		0.060	0.002
	2003	0.005		0.056	0.002	0.007		0.056	0.002
	2005	0.092		0.064	0.021	0.093		0.064	0.022
	2006	-0.025		0.052	-0.008	-0.024		0.052	-0.008
	2008	0.073		0.053	0.024	0.075		0.053	0.025
	2010	0.090	†	0.051	0.032	0.091	†	0.051	0.032
	2012	0.188	***	0.053	0.062	0.188	***	0.053	0.063
	2015	0.165	**	0.063	0.039	0.166	**	0.063	0.039
切片		3.917	***	0.093		3.918	***	0.093	
N		6,948				6,948			
Adj.R ²		0.040	***			0.040	***		

※***: p<.001, **: p<.01, *: p<.05, †: p<.10

表10 家庭生活満足度についての重回帰分析結果(その3)

		専門・管理			事務・販売			ブルーカラー		
		b	S.D.	beta	b	S.D.	beta	b	S.D.	beta
職業継承		0.322 **	0.122	0.059	0.045	0.072	0.011	0.013	0.067	0.004
女性		-0.037	0.041	-0.019	-0.103 **	0.031	-0.051	-0.149 ***	0.034	-0.071
職業継承×女性		-0.390	0.282	-0.027	-0.103	0.106	-0.016	0.216 †	0.111	0.031
自営			0.064	0.007	-0.070	0.046	-0.021	-0.039	0.046	-0.014
職業継承×自営		-0.126	0.222	-0.012	0.249 †	0.135	0.027	0.073	0.096	0.017
父無職・不在		0.084	0.098	0.015	-0.031	0.065	-0.006	0.226 **	0.069	0.045
年齢		-0.015 ***	0.002	-0.165	-0.010 ***	0.001	-0.112	-0.011 ***	0.002	-0.119
居住規模	大都市	0.057	0.041	0.026	0.014	0.030	0.006	0.048	0.039	0.017
	その他の市(ref.)									
	町村	-0.020	0.053	-0.007	-0.073 *	0.037	-0.025	-0.002	0.036	-0.001
世帯収入	低(ref.)									
	中	0.024	0.065	0.011	0.125 **	0.040	0.059	0.039	0.038	0.018
	高	0.201 **	0.068	0.098	0.291 ***	0.044	0.120	0.105 *	0.049	0.036
	DK/NA	0.040	0.068	0.018	0.130 **	0.041	0.060	0.008	0.041	0.004
教育	高卒以下(ref.)									
	短大専門卒	0.084 †	0.051	0.037	0.067 †	0.034	0.026	0.114 *	0.044	0.036
	大学以上卒	0.116 **	0.044	0.060	0.113 **	0.030	0.053	0.049	0.045	0.015
配偶者		0.278 ***	0.056	0.129	0.348 ***	0.038	0.162	0.445 ***	0.043	0.197
同居人数	独居	-0.484 ***	0.086	-0.132	-0.311 ***	0.065	-0.071	-0.353 ***	0.076	-0.075
	2人(ref.)									
	3～4人	-0.040	0.056	-0.020	-0.094 *	0.038	-0.047	-0.112 **	0.042	-0.055
	5人以上	-0.023	0.066	-0.010	-0.109 *	0.044	-0.046	-0.123 *	0.049	-0.054
子ども有		-0.065	0.046	-0.034	-0.148 ***	0.032	-0.074	-0.073 *	0.036	-0.036
労働時間		-0.002	0.001	-0.028	0.000	0.001	0.000	-0.001	0.001	-0.019
調査年	2000(ref.)									
	2001	0.002	0.088	0.000	-0.040	0.060	-0.011	-0.124 †	0.066	-0.034
	2002	-0.001	0.089	0.000	0.001	0.061	0.000	-0.031	0.067	-0.008
	2003	0.063	0.087	0.017	0.000	0.058	0.000	0.025	0.063	0.008
	2005	0.132	0.094	0.032	0.072	0.065	0.017	0.220 **	0.075	0.049
	2006	0.090	0.077	0.032	0.060	0.053	0.020	0.139 *	0.059	0.047
	2008	0.158 *	0.077	0.056	0.102 †	0.054	0.034	0.099	0.060	0.033
	2010	0.134 †	0.076	0.050	0.110 *	0.052	0.040	0.153 *	0.059	0.052
	2012	0.265 ***	0.075	0.099	0.148 **	0.054	0.050	0.159 **	0.060	0.052
	2015	0.272 **	0.090	0.072	0.121 †	0.065	0.029	0.143 †	0.074	0.033
切片		4.107 ***	0.139	.	3.839 ***	0.093	.	3.835 ***	0.099	.
N		3,018			6,352			5,210		
Adj.R ²		0.057 ***			0.045 ***			0.050 ***		

※***: p<.001, **: p<.01, *: p<.05, †: p<.10

がみられる。また男性では自営ダミーが満足度を引き下げているため、職業継承とでは効果を打ち消し合っている可能性がある。

V.4. 仮説3の検証

さらに続いて現在の所属職業階層を区別し、その中で職業継承が効果を持つかどうか明らかにする(表10)。「専門管理」(専門・管理)／「事務販売」(事務・販売)／「ブルーカラー」(熟練・半熟練・非熟練・農業)の3区分とする。専門管理では職業継承ダミー(男性における効果)が、ブルーカラーでは職業継承と女性との交互作用項が家庭生活満足に効果を持っていた。女性は全体として職業継承の効果が否定されていたため、ブルーカラー職における効果は局所的である。事務販売では自営職の継承において効果が生じている。以上のように、階層ごとに一貫した結果が得られるわけではないが、類似の職業階層に所属する個人同士を比べてもなお、継承職従事者であることが一つの条件となっており、より家族関係を充実させているという傾向を見て取ることが可能である。

VI. 結論

VI.1. 検証結果のまとめ

分析から得られた結果を再度整理する。全体として職業継承は家庭生活満足を高めている。しかしながらその効果には男女差があり、男性に特に継承職に就くことによる家庭生活満足度を高める効果があると認められた。女性については部分的な効果のみ検出した。たとえば、自営での継承やブルーカラー職の場合での継承には満足度を高める効果がある。また職業階層ごとにみると、それぞれ別の条件と組み合わせさせた結果であるが、いずれも満足度を高めている方向に効果をもたらしている。

VI.2. 議論・課題

本稿での目標は、職業再生産プロセスに家族的価値・家族の情緒的関係が介在しているかについて計量的に示すことであった。結論として、職業継承と家庭生活満足度には関連があり、家族的価値が介在していることを示唆している。また職業継承の効果が特定の職業階層のみにみられる現象ではない結果を踏まえると、親世代の様々な資源配分の不平等が子に受け継がれることで子世代の不平等へと転じていくとする従来の階層再生産に対する視点とは異なる形で、普遍的な職業再生産の一つの原理を提示することができたと考えている。

家族社会学の観点からいえば、従来は「イエ」の規範から人々が解放され個人化が進行する現代家族像を想定してきた。しかし基本的には一代限りの家族と考えられる現代家族においても、心理的満足を提供する親密財としても機能させながら職業的地位を一つの継承財として受け継いでいる家族が存在していると考えられる。

本研究の結果は、Swift[2004]が指摘した機会の平等と完全移動の論理的対応性への疑念に対して実証的根拠を一つ加える形になった。家族の同一性や連続性への希求が再生産プロセスに関与する以上、移動の価値の問題への具体的対処について検討を進める必要があるだろう。

今後の課題としては、第一に職業継承の効果におけるジェンダー差が明確になったため、その背景要因の探索がさらに必要である。女性の場合、職業選択において母親職の影響を受けやすい(木村・元治[2001])ため、母親職の継承では結果が異なる可能性が大いにある。また継承者本人にとっての次世代の再生産プロセスを明らかにすることも課題である。本研究では職業継承という状態が家族意識に与える影響を検討したが、こうした家族意識を媒介して(もしくは媒介せずに)子への教育期待・もしくは職

業達成期待が持たれるのかを検証することによって、家族の親密性と職業再生産の双方向的な関係を捉えることが可能となる。

註

1. 最も素朴な形で解答の示し方は、職業選択過程における家族的価値の作用が職業達成にどのように影響するかについて検証することであるが、そのためには過去の家族関係を尋ねるような回顧的質問に頼るか、入職前の親子関係から現職までを追跡するパネルデータを用いる他ない。これに該当するデータの入手困難さから、職業継承という状態と現在築いている家族との親密性との関連という、やや問いをずらした上での検証を試みる。
2. JGSSでは母親の就労形態のみ尋ねられており、職種についてのデータが得られない。本人職と母親職に連続性がある可能性も無視できないが、制約上の問題で父親職のみを問題とする。
3. 世帯収入については「答えたくない」「わからない」の回答は全体の3割近くにおよぶ。重大なサンプルの欠落を防ぐため、これらを欠損値とせず、変数そのものをカテゴリ変数とした。区分は、おおよそ四分位点に基づきながら、低(～450万円)・中(450万円～850万円)・高(850万円～)・DK/NAである。
4. 「独居」の効果を区別するために、カテゴリ変数とした。区分は、独居世帯・2人世帯・3～4人世帯・5人以上世帯である。

謝辞

日本版General Social Surveys(JGSS)は、大阪商業大学JGSS研究センター(文部科学大臣認定日本版総合的社会調査共同研究拠点)が、大阪商業大学の支援を得て実施している研究プロジェクトである。JGSS-2000～2012は東京大学社会科学研究所の協力を得た。JGSS-2000～2008は学術フロンティア推進拠点、JGSS-2010～2012は共同研究拠点の推進事業、JGSS-2015はJSPS科研費JP26245060、JP15H03485、JP24243057、大阪商業大学アミューズメント産業研究所、日本経済研究センター研究奨励金2014年度(岩井紀子)、労働問題に関する調査研究助成金2015年度(岩井八郎ほか)の支援を受けた。

文献

- Beck, Ulrich (1986) *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. = (1998) 東廉・伊藤美登里(訳)『危険社会：新しい近代への道』法政大学出版局。
- Blanchflower, David G. and Andrew J. Oswald (2008) "Is Well-being U-shaped over the Life Cycle?" *Social Science & Medicine*, 66(8):1733–1749.
- Blau, Peter M. (1956) "Social Mobility and Interpersonal Relations," *American Sociological Review*, 21(3):290–295. = (1978) 仲村祥一(訳)「社会的移動と人間関係」鈴木広(編)『都市の社会学〔増補〕』誠信書房, 180–199.
- Giddens, Anthony (1992) *The Transformation of Intimacy: Sexuality, Love and Eroticism in Modern Societies*, Cambridge: Polity Press. = (1995) 松尾精文・松岡昭子(訳)『親密性の変容：近代社会におけるセクシュ

アリティ、愛情、エロティシズム』而立書房。

平尾一朗 (2011)「世代間移動研究における方法の再検討」大阪大学大学院人間科学研究科博士学位論文。

Houle, Jason N. (2011) "The Psychological Impact of Intragenerational Social Class Mobility," *Social Science Research*, 40(3):757-772.

岩井紀子 (2002)「結婚生活は幸せですか」岩井紀子・佐藤博樹(編)『日本人の姿：JGSSにみる意識と行動』有斐閣, 9-15.

Iwai, Noriko, Kuniaki Shishido, Takayuki Sasaki, and Hachiro Iwai. Japanese General Social Survey (JGSS), 2015. ICPSR37874-v1. Ann Arbor, MI: Inter-university Consortium for Political and Social Research; ICPSR Japanese National Membership [distributor], 2021-03-11.

岩間暁子 (2017)「社会階層論と家族社会学」藤崎宏子・池岡義孝(編)『現代日本の家族社会学を問う』ミネルヴァ書房, 85-106.

Jonsson, Jan O., David B. Grusky, Matthew Di Carlo, Reinhard Pollak and Mary C. Brinton (2009) "Microclass Mobility: Social Reproduction in Four Countries," *American Journal of Sociology*, 114(4):977-1036.

金井雅之 (2018)「社会移動が主観的ウェルビーイングに与える効果の時代変化：1975年～2015年SSMデータの比較分析」小林大祐(編)『2015年SSM調査報告書9：意識II』2015年SSM調査研究会, 165-183.

柏木恵子 (2003)『家族心理学：社会変動・発達・ジェンダーの視点』東京大学出版会。

柏木恵子・平山順子 (2003)「結婚の“現実”と夫婦関係満足度との関連性：妻はなぜ不満か」『心理学研究』74(2): 122-130.

木村邦博・元治恵子 (2001)「高校生の進路希望：教育アスピレーションと職業アスピレーション」片瀬一男(編)『教育と社会に対する高校生の意識：第4次調査報告書』東北大学教育文化研究会, 11-26.

コンアラン (2018)「戦後日本における階層帰属意識の規定要因：世代内移動と準拠集団に注目して」石田淳(編)『2015年SSM調査報告書8：意識I』2015年SSM調査研究会, 1-16.

李基平 (2008)「夫の家事参加と妻の夫婦関係満足度」『家族社会学研究』20(1):70-80.

中村隆 (1982)「ベイズ型コウホート・モデル：標準コウホート表への適用」『統計数理研究所彙報』29(2):77-97.

西野理子・中西泰子 (2016)「家族についての意識の変遷：APC分析の適用によるコホート効果の検討」稲葉昭英他(編)『日本の家族1999-2009：全国家族調査 [NFRJ] による計量社会学』東京大学出版会, 47-67.

O'Brien, Robert M., Kenneth Hudson and Jean Stockard (2008) "A Mixed Model Estimation of Age, Period, and Cohort Effects," *Sociological Methods & Research*, 36(3):402-428.

参鍋篤司 (2014)「職業世襲：長期無業・失業、人的ネットワーク、幸福度への影響」『日本労働研究雑誌』651:61-74.

佐藤俊樹・石原英樹 (2000)「市民社会の未来と階層階級の現在：『中』社会の終焉から」高坂健次(編)『日本の階層システム6：階層社会から新しい市民社会へ』東京大学出版会, 201-222.

白波瀬佐和子 (2011)「少子化社会の階層構造：階層結合としての結婚に着目して」石田浩・近藤博之・中尾啓子(編)『現代の階層社会2：階層と移動の構造』東京大学出版会, 317-333.

Sorensen, Annemette (2005) "Family Structure, Gender Roles and Social Inequality," in Stefan Svallfors (ed.), *Analyzing Inequality: Life Chances and Social Mobility in Comparative Perspective*, Stanford: Stanford University Press, 108-128.

- 総務省統計局 (2020)「労働力調査結果 長期時系列データ」https://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.html#hyo_2 2021年10月1日DL
- 数土直紀 (2009)『階層意識のダイナミクス：なぜ、それは現実からずれるのか』勁草書房.
- Swift, Adam (2004) “Would Perfect Mobility be Perfect?” *European Sociological Review*, 20(1):1-11.
- 田中慶子・嶋崎尚子 (2016)「中期親子関係の良好度：発達の過程と相互援助」稲葉昭英他(編)『日本の家族1999-2009：全国家族調査 [NFRJ] による計量社会学』東京大学出版会, 219-233.
- Tanioka, Ichiro, Noriko Iwai, Michio Nitta, and Hiroki Sato. Japanese General Social Surveys (JGSS) Cumulative Data, 2000-2003. ICPSR04472-v1. Ann Arbor, MI: Inter-university Consortium for Political and Social Research; ICPSR Japanese National Membership [distributor], 2008-12-08.
- Tanioka, Ichiro, Michio Nitta, Noriko Iwai, and Tokio Yasuda. Japanese General Social Survey (JGSS), 2005. ICPSR04703-v1. Ann Arbor, MI: Inter-university Consortium for Political and Social Research; ICPSR Japanese National Membership [distributor], 2007-08-13.
- Tanioka, Ichiro, Noriko Iwai, Michio Nitta, and Tokio Yasuda. Japanese General Social Survey (JGSS), 2006. ICPSR25181-v1. Ann Arbor, MI: Inter-university Consortium for Political and Social Research; ICPSR Japanese National Membership [distributor], 2010-05-06.
- Tanioka, Ichiro, Noriko Iwai, Michio Nitta, and Tokio Yasuda. Japanese General Social Survey (JGSS), 2008. ICPSR30661-v3. Ann Arbor, MI: Inter-university Consortium for Political and Social Research; ICPSR Japanese National Membership [distributor], 2015-07-21.
- Tanioka, Ichiro, Yukio Maeda, and Noriko Iwai. Japanese General Social Survey (JGSS), 2010. ICPSR34623-v3. Ann Arbor, MI: Inter-university Consortium for Political and Social Research; ICPSR Japanese National Membership [distributor], 2015-07-22.
- Tanioka, Ichiro, Noriko Iwai, and Yukio Maeda. Japanese General Social Survey (JGSS), 2012. ICPSR36577-v1. Ann Arbor, MI: Inter-university Consortium for Political and Social Research; ICPSR Japanese National Membership [distributor], 2016-10-21.
- 筒井淳也 (2008)『親密性の社会学：縮小する家族のゆくえ』世界思想社.
- Yang, Yang and Kenneth C. Land (2006) “A Mixed Models Approach to the Age-period-cohort Analysis of Repeated Cross-section Surveys, with an Application to Data on Trends in Verbal Test Scores,” *Sociological Methodology*, 36(1):75-97.
- 米村千代 (1996)「経営体としての家族」上野千鶴子他(編)『岩波講座現代社会学第19巻：＜家族＞の社会学』岩波書店, 119-135
- 米村千代 (2014)『「家」を読む』弘文堂.

『開かれた民主主義』の批判的検討

山口晃人

1. 本書の概要

本書は、現代民主主義理論を代表する政治哲学者の一人であるエレヌ・ランデモアによる著作である。

本書の目的は、「開かれた民主主義(Open Democracy)」を擁護することだ。開かれた民主主義とは、「国民がいつでも自分たちの声を一般に聞いてもらえ、代表機関が設定したアジェンダに満足できない場合には議案を提出できることを保証する」構想である(p.11⁽¹⁾)。

著者は、開かれた民主主義を実装する方法は文脈に依存するとしつつも、その理想的モデルとして、下記のような「開かれたミニパブリック(open mini-public)」を提案する。

アジェンダ設定や立法を目的として長期間(少なくとも数日から数年)集まり、クラウドソーシング・プラットフォームや熟議フォーラム(他のミニパブリックを含む)を介してより多くの人々と接続される、150人から1000人程度の人々からなる、大規模で、あらゆる議題を扱う(all-purpose)、無作為に選ばれた議会。(p.13)

この制度の注目すべき点は2つある。第一に、この制度は、単に選挙制を補完するのではなく、その代替案として提示されている。すなわち、著者が唱える真の民主主義には、立法過程に選挙代表の余地はない(選挙は行政府の長を選ぶ際に用いられるだけだ(p.147))。

第二に、この制度では、選挙代表に代わる2種類の民主的代表、「ロトクラシー代表(lottocratic representation)」と「自選代表(self-selected representation)」が重要な役割を果たす。前者は、市民からの無作為抽出で選ばれる代表であり、立法過程の中核を担う。後者は、望む市民は誰でもなることができ、立法に意見表明を行う。

ただし、こうした代表のアイデアは、著者独自のものではない。特に、ロトクラシー代表は、これまでも様々な論者によって提案されてきた(Zakaras[2010], Guerrero[2014], Van Reybrouck [2016:2019], Gastil and Wright[2019], 岡崎[2019], 山口[2020a])。著者の提案の興味深い点は、ロトクラシー代表と自選代表を接続する点だ。ロトクラシー議会はそれ単体で意思決定を行うのではなく、常に議会外の市民と接続され、市民はいつでも自選代表として立法に意見を述べられる。

著者は、開かれた民主主義の5つの制度的原理として、「参加権(participation rights)」、「熟議(deliberation)」、「多数決原理(majoritarian principle)」、「民主的代表(democratic representation)」、「透明性(transparency)」を挙げる。参加権は、イニシアチブ等を通じて、市民のアジェンダ設定へのアクセスを求める(pp.135-8)。熟議と多数決原理は、熟議の上での単純多数決による意思決定を要請する(pp.138-41)。民主的代表はロトクラシー代表を求め(pp.141-2)、透明性は、立法者を市民の監

視下に置き、応答性の確保を要請する(pp.142-4)。これらの原理は、デモス内での「包摂(inclusiveness)」と「平等(equality)」とともに、開かれた民主主義を実装する指針となる(p.144)。

これらの原理からなる開かれた民主主義が、選挙民主主義よりも民主的で、優れたパフォーマンスを発揮するというのが本書全体の主張である。

II. 開かれた民主主義は望ましい意思決定をもたらすか

クラウドソーシングによって意見を募り、それに基づいて無作為抽出された代表者が立法を行うという、非選挙的な民主主義の可能性を提示する点で、本書は非常に野心的なものである。また、理論にとどまらず、第7章を中心に事例研究に取り組んでいる点でも意義がある。

にもかかわらず、本書には3つの疑問点がある。

II.1. 開かれた民主主義の正当化

第一の疑問は、開かれた民主主義の構想が規範的に正当化できているかという点だ。

まず、著者がどのような価値に依拠しているかを見ていく。第1章では、民主主義には、内在的(intrinsic)擁護と道具的(instrumental)擁護があり、前者は市民を対等者として扱い尊重する点に価値を見出し、後者はそれがより良い結果をもたらすという点を重視するとされる(pp.6-7)。第9章では、開かれた民主主義の利点として、①市民を包摂しエンパワーすることで、民衆による統治の理想をより忠実に実行することと、②市民の集合知を利用することで、良いパフォーマンスを発揮する可能性が挙げられる(p.220)。これらから、著者は、デモスに属する人々の包摂と平等の実現(内在的価値)と、優れたパフォーマンス(道具的価値)の観点から、開かれた民主主義を擁護していると考えられる。

しかし、そうした擁護が成功しているかは微妙である。道具的価値の観点では、著者は、人々の多様な観点やヒューリスティクスによって、認識的に優れた決定ができる点から、開かれた民主主義を擁護する(pp.7-8)。この議論は、理論的には、「多様性は能力に勝る(Diversity Trumps Ability: DTA)」定理に依拠していると思われる(pp.41-2)。DTA定理とは、①問題が難しく、②全てのメンバーがある程度の能力を持ち、③多様性があり、④大きな母集団からある程度の人数が選ばれるという4条件が満たされるとき、無作為に選ばれた集団は最高の能力を持つ集団よりも良いパフォーマンスを発揮するというものだ(Page [2008:158-65=2009:206-14])。

しかしながら、DTA定理とその民主主義への援用可能性は論争的であるため(Thompson [2014], Brennan[2016:183-4])、認知的多様性に基づく本書の主張の妥当性も、その分だけ疑わしいものとなる。

また、著者は本書が、「すでに広く一般に共有されている集合的な直観や、活動家によって現場で検証されている直観を一般化し、洗練させ、より深く探求することで成り立つ「帰納的政治理論」」(p.20)であると主張し、自身の構想をミニパブリックスの諸実践から得られた知見に基づき擁護している。

例えば、第7章では、2010～13年のアイスランドの憲法改正過程が取り上げられる。この過程は、無作為抽出された市民による国民フォーラム、アマチュア政治家による憲法討議会、クラウドソーシングによる市民の意見反映など、開かれた民主主義の特徴を有しているとされる。著者によれば、そこで作られた草案は、専門家による2つの草案に比べて優れており(pp.164-71)、その要因は、開かれた民主主義の制度的原理のうち、多数決原理を除く4原理がある程度実現されたことにある。そして草案が法制化

に失敗した原因は、議会が国民の多数意思を無視して採決を見送ったという、多数決原理の不在にあるとされる(pp.172-8)。

しかしながら、本書で扱われる事例は、ほぼアイスランドの憲法改正過程とフランスの気候市民会議に限られており、開かれた民主主義を帰納的に正当化するには不十分である。特に、クラウドソーシングは、ミニパブリックスで一般的に用いられているわけではないし、アイスランドの事例でさえ、著者が挙げる開かれた民主主義の制度的原理を完全に満たしているわけではない。そのため、これらの原理を満たせば、より良い政治制度が実現できると結論づけるには論拠が薄すぎるように思われる。

以下では、より細かな論点から、開かれた民主主義が内在的かつ道具的に望ましいと言えるかを考える。

II.2. 情報源の偏り

第二の疑問は、情報源の偏りが決定を歪めてしまわないかということだ。決定権を持つロトクラシー議会に対し、情報提供を行うのは自選代表と専門家であるが、それらはどちらも一定の偏りを持つ恐れがある。

まず、自選代表は任意参加であるために、必然的に偏る(pp.95-7)。アイスランドのクラウドソーシングは、年長で教育を受けた白人男性に偏っていた(p.162)。万人が自選代表として意見を述べる機会を形式的に平等に与えられるとしても、誰もが等しい確率で自選代表になるわけではない。そのため、開かれた民主主義において、情報源を自選代表に依存することは、社会的に有利な立場にある人々に更に多くの発言権を与えるという規範的に望ましくない帰結をもたらす恐れがある⁽²⁾。多くの人々は自選代表として政治参加する時間がないため、利益団体や職業ロビイストばかりが自選代表となり、立法が牛耳られる恐れもある⁽³⁾。特に、一般市民の

関心が薄い法案については、多様な観点からの意見が集まるかが疑わしく、情報源が一部の利害関係者のみに偏る可能性が高い。

専門家についても同様の懸念がある。全ての議題について、中立的な専門家が得られるとは限らない。専門知を有する利害関係者や行政府の官僚が、ロトクラシー代表からの質問に答え、議題についてのプレゼンテーションを行う専門家の役割を務めるケースもあるだろう。素人であるロトクラシー代表は、偏った専門家などによって操作されることなく、適切な判断を下せるだろうか。

したがって、決定権を持つロトクラシー議会が記述的に代表的でも、自選代表や専門家からの情報インプットが偏れば、決定は歪んでしまう恐れがある。

こうした懸念に対し、利益団体などによって、ミニパブリックスでの最終的な決定が歪められる事態は起きていないと著者は指摘する(pp.194-8)。しかしながら、それは、ミニパブリックスが決定権のない助言機関であるため、利益団体には積極的に干渉するメリットがないからかもしれない。それゆえ、決定権を持つロトクラシー議会でも同じことが言えるかは不透明である(Umbers[2021:328-9])。それが利益団体や専門家による支配をもたらすとすれば、市民の平等という内在的な面でも、決定の良さという道具的な面でも、開かれた民主主義は優れているとは言えない。

II.3. 政党は不要か

第三の疑問点は、政党の扱いについてである。著者は、開かれた民主主義には政党が不要だと示唆するが(pp.145-9)、その妥当性は疑わしい。なぜなら、政党は、先述の情報源の偏りの問題に効果的に対処するために必要だと考えられるからだ(山口[2020a:377-9], 山口[2020b])。

第一に、自選代表や専門家と異なり、政党は

再選のために有権者に配慮し、応答的に行動するインセンティブを持つ(Umbers[2021:329-30], 待鳥[2018:216-7])⁽⁴⁾。そのため、自分自身では政治活動を行う資源を持たない市民であっても、選挙で政党に一票を投じることで、影響力を行使し、豊富な政治的資源を持つ行政府や利益団体に対抗することが可能となる。したがって、不平等な政治的資源の分配状況が改善されない限り、政党の廃止は、一般市民から影響力を奪い、豊富な資源を持つ集団に不当に大きな権力を与える結果を招く。

第二に、相互に対立する政党は、ある問題についての対立する意見を代表することで、熟議に貢献する(山口[2020a:378])。複数政党制によって、議題についての賛否両論が示されれば、一面的な意見がロトクラシー議会を支配するリスクが軽減され、多様な観点を考慮した意思決定が行われる蓋然性が高まる。

ただし、上記の指摘は、開かれた民主主義を全面的に否定するものではなく、それが選挙代表(政党)によって補完される必要性を示唆するだけである。ロトクラシー議会での適切な熟議には、自選代表や専門家だけでなく、選挙代表による情報提供も必要である。すなわち、クラウドソーシング・プラットフォームを介して広

く市民から意見を取り入れるだけでなく、選挙制の助言機関も存置すべきである。

III. おわりに

本書は民主主義理論にとって、2つの点で重要な意義を持っていると考えられる。一つは、理論と実践の架橋を試みている点である。少数の事例から一般的な含意を引き出そうとすることは問題含みではあるものの、詳細な事例研究を通じて、自らの制度構想を深化させつつ、現実の実践を理想に近づける方策を示そうとする姿勢は見習うべきものがある。

二つ目は、ロトクラシー代表と自選代表を組み合わせた、非選挙的でラディカルな提案をしている点である。先述の通り、その議論の妥当性には疑問符がつくものの、ロトクラシーか選挙民主主義かといった二項対立的な議論に留まらない、新たな制度的可能性を示す点で、本書は重要である。

今後の民主主義理論研究では、ミニパブリックスなどの様々な制度実践に目配せしつつ、ロトクラシー代表、自選代表、選挙代表などの様々な代表形態の長短について考慮した上で、最適な組み合わせを探る必要がある。

註

1. 特に断りがなく、ページ数のみ表記しているものは、Landemore, Hélène (2020) *Open Democracy: Reinventing Popular Rule for the Twenty-First Century*, Princeton NJ: Princeton University Press.からの引用である。
2. 自選代表の過大評価は、ロトクラシー代表の規範的な望ましさの見落としに繋がっている点でも問題である。著者は、自選代表が空間的に平等なアクセスを保障することに対応して、時間的に平等なアクセスを保障することに、ロトクラシー代表の民主的資格を見出す(pp.82-3)。しかしながら、選ばれる確率の低さを考えると、時間的に平等なアクセスの観点から、ロトクラシー代表を正当化するのは困難である。むしろ、その民主的資格は、その記述的な代表性にあると見るべきだろう。ロトクラシー議会の決定は、その代表性ゆえに、全体人口が熟慮した場合に出される決定と一致するので、民主的な正統性を持つと考えるべきではないだろうか(Farrell and Stone[2018:234-6], 山口[2020a:367-8])。

3. 著者は、利益団体などを自選代表の定義から排除するが(p.94, note13)、実践的にそれらを排除する方策は示していない。
4. ただし、選挙による答責メカニズムは不十分なものであり(pp.102-3)、自選代表などについても、評判に基づく信頼性評価が可能かもしれない (p.204)。

文献

- Brennan, Jason (2016) *Against Democracy*. Princeton, NJ: Princeton University Press.
- Farrell, David M. and Peter Stone (2018) "Sortition and Mini-Publics: A Different Kind of Representation," in Robert Rohrschneider and Jacques Thomassen (ed.), *The Oxford Handbook of Political Representation in Liberal Democracies*, Oxford: Oxford University Press.
- Gastil, John and Eric O Wright. (2019) *Legislature by Lot: Transformative Designs for Deliberative Governance*, London: Verso.
- Guerrero, Alexander A. (2014) "Against Elections: The Lottocratic Alternative," *Philosophy and Public Affairs* 42(2):135-178.
- Landemore, Hélène (2020) *Open Democracy: Reinventing Popular Rule for the Twenty-First Century*, Princeton NJ: Princeton University Press.
- Page, Scot (2008) *The Differences: How the Power of Diversity Creates Better Groups, Firms, Schools, and Societies*, Princeton, NJ: Princeton University Press. =(2009)水谷淳(訳)『「多様な意見」はなぜ正しいのか: 衆愚が集合知に変わるとき』日経BP社.
- Thompson, Abigail (2014) "Does Diversity Trump Ability: An Example of the Misuse of Mathematics in the Social Sciences," *Notices of the AMS* 61(9):1024-1030.
- Umbers, Lachlan M. (2021) "Against Lottocracy," *European Journal of Political Theory* 20(2): 312-334.
- Van Reybrouck, David (2016[2013]) *Tegen Verkiezingen*, Amsterdam en Antwerpen: De Bezige Bij. =(2019) 岡崎晴輝・D. ヴァンオーヴェルベーク (訳)『選挙制を疑う』法政大学出版局.
- Zakaras, Alex (2010) "Lot and Democratic Representation: A Modest Proposal," *Constellations* 17(3):455-471.
- 岡崎晴輝 (2019)「選挙制と抽選制」『憲法研究』5:87-96.
- 待鳥聡史 (2018)『セミナー・知を究める3 民主主義にとって政党とは何か—対立軸なき時代を考える—』ミネルヴァ書房.
- 山口晃人 (2020a)「ロトクラシー：籤に基づく代表制民主主義の検討」『政治思想研究』20:359-392.
- 山口晃人 (2020b)「議会政党の存在意義——政治哲学の観点から」『年報政治学2020=Ⅱ号』100-124.

謝辞

本稿の執筆にあたっては、名古屋大学の田村哲樹先生のゼミでの *Open Democracy* に関する議論から、多くの示唆をいただいた。また、査読者の先生には、本稿を改善する上で有益なコメントを多数いただいた。本稿を執筆するにあたりお世話になったすべての方々には心より御礼申し上げる。

受稿2021年10月6日／掲載決定2021年11月26日

「実践的な実在」としての自由意志

北野 廣平

人間の行為が自由な意志に基づいたものであるかについて、哲学では主に決定論との両立性を問うことを通じて議論されてきた。本稿で取り上げるList [2019]は、人間の行為が「自由意志」によって行われていると考えるための条件として、これまでの歴史的な議論から三つの条件を抽出する。一つ目は「意図的行為者性 (intentional agency)」である。その行為が行為者自身の意図によって行われたとみなされなければ、それは自由な行為とは言えない。二つ目は、「他行為可能性 (alternative possibility)」である。自由な行為には、複数の行為が可能であったにもかかわらずそれを行なった、という選択の可能性が必要である。「それしかできなかった」行為を自由な行為とはみなせない。三つ目は「因果的コントロール (causal control)」である。その行為が行為者の意志によって制御され引き起こされたと言えることが自由な行為の条件である(List [2019:22-27])。

以上の三つの条件が、あらゆる現象を原因と結果の単線的な連なりによって生じるものと考ええる因果的決定論とどのように折り合うのかが問われてきた。決定論を認め、自由意志の存在を否定する立場が非両立論的な決定論（固い決定論）であり、決定論を認めつつそこに自由意志の存在も認める立場が両立論的な決定論（柔らかな決定論）である。そして決定論を否定し、自由意志の存在を擁護する立場が非両立論的な自由意志論（リバタリアニズム）である。

このような議論の状況において、リストが提

案する立場は「両立論的リバタリアニズム (Compatibilist libertarianism)」(List [2019:9])である。すわなち、「柔らかな決定論」としての科学的な決定論的世界観と自由意志の両立と、リバタリアニズム的な非決定性としての自由を認めるのである。いささか野心的に見えるこの提案を、リストはいかにして論証するのだろうか。その議論を追い、意義と課題を検討したい。

1. List [2019] の骨子：「三つの挑戦」への反駁を通じた「実践的な実在」としての自由意志の論証

リストは、人間の行為の物理的現象に対する「高次 (higher-level)」性、行為の「多重実現可能性 (multiple realizability)」、「自然主義的存在論的態度 (naturalistic ontological attitude)」の三つの議論を足場に、自由意志の存在を脅かす「三つの挑戦」への反駁を試みる。まずリストは、物理的で微視的な説明をされる現象を「低次」の現象とし、そこから抽象化され、よりマクロなレベルで説明される現象を「高次」の現象とする(List [2019:6])。人間の行為や、その条件とされる意図や他行為可能性などといった概念は、物理的にその機序が記述されるような低次の現象とは異なる高次の現象として理解すべきであり、科学的な物体の運動や神経活動から人間の自由意志の有無を探求する営みは、そもそもカテゴリー・ミステイクを犯している。これがリストが拠って立つ一つ目の前提である。また、行為と物理的運動の次元の違いを踏まえ

ると、複数の異なる物理運動のパターンが、同じ行為を表現することがありうる。「手を挙げる」という行為に対応する神経活動や生理的反応の種類は一通りとは限らない。これが行為の「多重実現可能性」である(List [2019:69])。そしてこの二つを議論の要として自由意志を擁護するリストは、最終的に「自然主義的存在論的態度」を用いて自由意志が「実在」であると結論づける。高次の現象は、たしかに低次の物理的現象によって成り立っているが、しかしそれは高次の現象が「実在」しないことを意味しない。人間の行為や経済の動向など、マクロな次元で認識することで初めてそのプロセスや因果関係を説明することができる現象があるのであり、そのように現象の理解や説明に最適であればその現象を「実在」と考える。それが自然主義的存在論的態度である(List [2019:8])。

以上のような議論を骨組みにして、リストは自由意志への「三つの挑戦」に対抗する。その議論を具体的に確認していこう。

1.1. ラディカルな唯物論からの挑戦

まず一つ目は、「3. In Defence of Intentional Agency」で検討される、「ラディカルな唯物論(radical materialism)」からの挑戦である。この立場によれば、自由意志の要件の一つである「意図的な行為者性」は存在しない。「意図」概念は、素朴心理学的なものにすぎず、「意図」として説明されていることは全て神経科学的な物理的説明が取って代わることができる。リストは、このようなラディカルな唯物論に対して「意図的な行為者性」の「実在」を論じていく。リストによれば、「意図的な行為者」とは三つの条件を満たす主体である。その三つとは、「信念」(例えば、コーヒーが特定の場所で手に入ると考えること)、「欲求」(「コーヒーが飲みたい」と考えること)、そしてその信念に基づいて欲求を実現するために環境の状態をふま

行為する能力である。何らかの欲求を持ち、それを実現するために必要な信念を有し、実際にその実現のために行為できる主体が「意図的な主体」となる。そして、物理的な説明はこのような意図性を意味論的に説明しないとリストは論じる。委員会である議案に賛成票を投じた人の行為は、「賛成票を投じたい」という欲求と「腕を挙げれば賛成票を投じることができる」という信念の存在から合理的に説明できるのであり、筋肉の痙攣や神経の反射といった物理的な説明をいくら積み上げても、それは純粋に因果的な説明であり、意図性については何も説明していない。

さらにリストは、現象の説明における意図的行為者性の「不可欠性(indispensability)」を訴える。犬が餌箱を見つけて、台所に走って行くという行為は、「餌箱には餌がある」という信念、「餌を食べたい」という欲求、そして餌を食べようとするその意図性から説明するのが最適であり、犬の体内の神経活動や生理学的プロセスから物理的に説明しようとするれば、犬の行為の説明や予測を可能にする最も顕著な特徴を取り逃がすことになる。仮にある行為の物理的なプロセスを列挙しきったとしても、そこから新たな状況での行動を予測することが可能であるかは明らかではない。餌箱の場所がリビングに変われば、犬は台所ではなくリビングに向かうだろう。犬の目的や意図性から行為を説明する限り、その予測は容易に説明できるが、物理的に説明しようとしたときには、それが以前の行為の物理的な説明から容易に導き出せるとは限らない。また以前の行為と同じだけの膨大な神経活動の記述が必要になるかもしれない。科学的説明は、現象の説明に加え、異なる状況で何が起きうるかを適切に予測、示唆するものでなければならない。これがリストの前提であり、その意味で意図性による行為の説明は「不可欠」なのだと主張する。

唯物論的な排除性を退けたリストは、意図的行為者性の還元可能性に対しても疑義を呈する。リストによれば、意図的行為者性には、概念的特性と、意図的行為者性を表現する物理的な状態の組み合わせに関する特性がある。リストはこれらの特性を論拠にして意図的行為者性の還元不可能性を論じる。

まず概念的な還元不可能性が意図的行為のもつ志向性に由来することを、特にSearle [1983] が論じた「について性 (aboutness)」に着目してリストは説明する。意図的な状態とは、信念や欲求が何かに「向けられて」おり、人が何らかの対象「について」考えている状態である。物理的現象として説明できるのは運動の純粹に因果的な側面であり、意図概念がもつこの「について性」について、科学的説明によって還元することは不可能である。

そして、物理的状态の組み合わせに関する特性における還元不可能性は、意図的行為の「多重実現可能性」に由来する。行為者のある意図的な行為は、様々な物理的な特性の組み合わせで表現されうる。異なる組み合わせで同じ行為を表現しうるのである。それはちょうど、誰かが「100ドルを持っている」と言ったときに、100ドル紙幣を一枚持っている可能性や、20ドル紙幣を5枚持っている可能性があるのと同じようにである。

このように、意図的行為者性という「高次」の現象は、物理的因果性による「低次」の説明には、排除も還元もされ得ない。それがリストの主張である。

このような高次の説明と低次的説明の非互換性を踏まえて、自然主義的存在論的態度から、先ほど確認した不可欠性をもってして、意図的行為者性が「実在」であると結論される。

1.2. 決定論からの挑戦

続 い て「4. In Defence of Alternative

Possibilities」でリストが対峙するのは、他行為可能性の存在を脅かす因果的決定論である。ここでも鍵となるのは、行為の高次性と多重実現可能性である。このような因果的決定論からすれば、あらゆる現象は物理的な因果作用によって必然的に引き起こされており、したがって現象の生起する可能性が分岐するような他行為可能性は想定し得ない。しかしリストによれば、行為者の行為はそうした物理的説明より高次の現象として解釈すべきであり、したがって低次の決定性が高次の行為の決定性につながるとする議論には誤りがある。そこでリストは、行為次元の非決定性 (agential indeterminism) と物理的な決定性 (physical determinism) の両立性を検討する。

高次の現象に属するある意図的行為は、複数の物理的状态で説明がなされうる。それが多重実現可能性であった。つまり、行為を基礎付ける物理的プロセスが多少異なっても、表出される行為は同じであるということがありうる。この点から、物理的決定性が、必ずしも行為次元の決定性をもたらしえないと考えることができる。つまり、物理的レベルでは全てのプロセスが単線的に決まっているとしても、そのいくつかの物理プロセスを含みうる行為次元においては、可能性の分岐が起こりうるのである。可能性の分岐とはすなわち、他行為可能性である。このように、リストは行為と物理的運動を最適に説明する次元の違いと、行為の多重実現可能性に基づいて、他行為可能性を擁護する。

1.3. 随伴現象説からの挑戦

最後に「5. In Defence of Causal Control」でリストが取り組むのは、「随伴現象説 (epiphenomenalism)」からの「因果的コントロール」に対する挑戦である。随伴現象説とは、意識や心の働きは物理的現象に付随して発生するだけで、現象に対して因果的な作用を持つこ

とはないとする議論である。意図性や他行為可能性が認められたとしても、意志によって因果的にその行為が引き起こされたと言えなければ、それは自由な行為とは言えない。行為に対する行為者の因果的な制御が成り立たないことを主張するのが随伴現象説であり、リストはそれに対して反論を試みる。

随伴現象説に従えば、意志は行為の原因にはなり得ず、ただ神経活動の物理的プロセスに付随して発生する観念にすぎないということになる。ここでリストは、意志が行為の「原因」だとすることで、行為が最も良く説明されるかどうかの問題であると問いを設定する。

ここで、Kim [2005]の因果関係排除論が目下の論敵となる。キムは因果関係の閉包性と排除性を論じる。あらゆる現象には、必ずそれを引き起こす物理的現象がある。これが閉包性の条件である。そして排除性とは、現象の因果関係がより基礎的な物理レベルで説明されるのであれば、それより上位の次元での説明は冗長であるというものだ。物理的因果関係で説明可能な人間の行為を意志や意図などという異なる次元で説明する必要はないのである。

リストはこの議論に対して、やはり「多重実現可能性」から批判を試みる。すなわち、ある行為を実現する物理プロセスは複数ありうるものであり、行為の因果関係を説明するには、行為と同じ高次の次元に属する意図や欲求の概念を用いて理解するのが適切であるとリストは主張する。タクシー運転手に目的地の変更を伝え、その変更の要望が適切に伝わり無事目的地についたとして、その原因を運転手の脳の神経活動や車の機械的プロセスに求めるのは不適切である。なぜなら、運転手の脳の神経活動が異なっても同じ意図を形成することは可能であり、目的地を変更した原因を特定することができないからである。運転手の意図の変化が、異なる目的地に向かうという行動の変化をもたらした

原因だと考えるのが適切である。そのようにして、リストは意志による因果的コントロールの存在を支持する。

II. List [2019] の評価：様相的な他行為可能性の論証と責任概念の取り扱いについて

本書の議論は、決定論と自由意志の両立性に加え、第4章で中心的に論じられたリバタリアニズム的な非決定性としての自由意志の論証を試みた点に独創性がある。

第4章においてリストが示した他行為可能性は、様相的な解釈における他行為可能性として論じられている。それは行為者が他の行為をする可能性そのものの有無を扱う解釈であり、反事実的な仮想をもとにした条件法的な解釈や、行為者の性質としての他行為可能性を検討する傾向性による解釈と区別される(List [2019:81])。条件法的な解釈は、別の行為を選択していればそれが可能であったことを分析するもので、別の行為の選択自体が可能であったかどうかを問うものではない。傾向性による解釈は、ある行為者が別の行為を行う傾向性を持っていることと実際に別の行為が可能であることが同じではないという問題をもつ。

リストは、それらの制約のある解釈では他行為可能性そのものが検討されていないことを指摘する。そして多重実現可能性を軸にして、物理的な低次の決定性とは独立に非決定性をもつ様相的な他行為可能性の論証を試みた。物理的な決定性と独立した非決定性としての自由を進化論的に論じたDennett [2003=2005]や、責任に関する文脈で物理的な決定論と両立する他行為可能性を論じたScanlon [2008]などがいるが、その中で、リバタリアニズム的な非決定性を説明次元の区分に基づき様相的な他行為可能性の論証から示唆した点でリストの議論は新奇的である。

その上でリストが取り組む問題は、高次の決定論と他行為可能性の衝突に移る。ここでリストは、現在の社会科学が人間の行動や社会の動態を説明する際に非決定論的な前提に立っていることから、高次の非決定性を主張する。意思決定理論などは、人間が複数の選択肢を前に意志決定する存在であることを前提にしている。そのような前提に立たずに、他行為可能性なき単線的な因果連鎖として人間の行動を捉えるならば、種々の理論はみな等しく意味を失う。他行為可能性に基づいた人間行動の説明が社会科学に最適な説明として前提されているという事実が、様相的な他行為可能性の存立を支える。そうリストは論じるが、説明実践にとって最適な枠組みを「實在」とみなす自然主義的存在論的態度としては一貫しているものの、実際に「實在」とみなされているという実践を根拠に対象を「實在」とみなすという議論は、この議論自体が対象を「實在」とみなす実践である点で循環的であり、論証上の課題を残しているように思われる。

リストの議論は一貫して説明実践への最適性を問題にしている。自由意志が争点になる説明実践の最たる例が責任に関わる実践であると思われるが、この責任概念の扱いにおいてもリストの議論には不透明さがある。

責任の議論について、第1章では別のトピックであると留保をしているが(List [2019:29])、論証部の例示において裁判のような責任が争点になる例示をしているほか、道徳的責任の条件を満たすものとしての自由意志を論じる姿勢も見せており(List [2019:85])、自由意志と責任をどのように関係づけるかの態度が一貫していないように見受けられる。また、説明実践への最適性を根拠に自由意志の「實在」を論じながら、

本書の議論に従えば責任の実践が従来通りに認められるという論旨は、論点先取ではないだろうか。責任には自由意志だけでは不十分で、自身の行為に規範的理由を示せる必要があるという言及もあるが(List [2019:154])、これが本書の議論からどのように導出されるものなのかも明らかでない。

このように、自由意志との関係において責任概念をどう位置づけようとしているのか、そのスタンスには疑問が残る。本書の議論が概念の実践的運用を「實在」の足場にする以上、自由意志概念の実践局面としての責任概念の分析、位置づけをまず明確にすべきなのではないだろうか。

III. おわりに

近年、神経科学的知見が人間の自由意志の存在に疑義を投げかけ、それに関する論争が活発に行われている。そのような神経科学的な議論に対しては反論も多くなされている。しかし仮に人間の行為が全て脳神経の電位反応の連鎖にすぎず、そのことをもって人間の自由意志などないことが「証明」されたとして、私たちは変わらず自分や他人を自由な存在とみなしてコミュニケーションをとるだろうと、多くの人が直観するのではないだろうか。自然科学的にその有無を吟味される「自由」と、生活実践レベルでの「自由」の感覚との間には何か「ズレ」がある。この「ズレ」から自由の本性を掴み取ろうとした議論の系譜の中で、その「ズレ」の内実をより体系的に基礎付けようとしたリストの試みの意義は大きい。学際性を増す昨今の自由意志研究の動向において、本書の議論は重要な足がかりとなるだろう。

文献

- Dennett, Daniel (2003) *Freedom Evolves*, London: Penguin. =(2005) 山形浩生(訳)『自由は進化する』NTT出版.
- Kim, Jaegwon (2005) *Physicalism, or Something Near Enough*, Princeton, NJ: Princeton University Press.
- List, Christian (2019) *Why Free Will Is Real*, Cambridge: Harvard University Press.
- Scanlon, Thomas M. (2008) *Moral Dimension: Permissibility, Meaning, Blame*, Cambridge: Belknap Press of Harvard University Press.
- Searle, John R. (1983) *Intentionality: An Essay in the Philosophy of Mind*, Cambridge: Cambridge University Press.

ABSTRACTS IN ENGLISH

Unravelling the Anarchism of Fan Ben-Liang from the Perspective of Intellectual History: Kōtoku Shūsui and Ōsugi Sakae as Methods

CHAN Ya-Hsun

Regarding the development of anarchism in East Asia during the post-WWI period, Taiwanese anarchism has barely been explored in most narratives due to the lack of materials. Amongst which, Fan Ben-Liang, a Taiwanese anarchist who was active in the early 1920s, and his New Taiwan Anarchist Society are constantly mentioned in the context of transnational anarchist movements, while his thoughts and ideas remain understudied. From the perspective of intellectual history, this paper establishes an analytical framework consisting of the Meiji theory of imperialism, the Taisho anarchism, and the colonial anti-imperialist anarchism. By probing into works of Kōtoku Shūsui and Ōsugi Sakae, it delineates a close relation between Kōtoku's *Monster of the 20th Century: Imperialism*, Ōsugi's discourses of the 'facts of conquest', and Fan's anti-colonial anarchism. Instead of focusing solely on the context of post-WWI anarchism, this paper indicates the anti-imperialist and anti-colonial characteristics prompted by the legacy of Meiji socialism in Fan's arguments. It is through this approach that this research contributes to filling in the missing piece of the existing narratives, and readdresses the potential of East Asian anarchism studies.

Multiple Interpretations of “Gender Transition” under the Institutionalization of “Gender Identity Disorder” : The Practices of Transgender People in “*FTM Nihon*” Magazine in Japan

TAKEUCHI Kyoko

This study presents the multiple interpretations of gender transition under the institutionalization of “Gender Identity Disorder (GID)” in Japan. Previous studies have indicated a coherent narrative transition along the timeline from the identification of “GID” and binary gender to the acceptance of individuality or the importance of depicting an ambivalent interpretation of “GID” among transgender people. However, they have not clarified the changes during the multiple interpretations of “GID” and “gender transition.” This study, therefore, analyzed all 60 issues of “*FTM Nihon*,” which was a magazine mainly read and written by transgender men from the 1990s to 2010.

Our results revealed that, when “GID” was first introduced, it was differentiated from “mental illness” while justifying medical treatment. Under the influence of “GID” guidelines, transgender people interpreted hormone therapy and surgery as necessary for “gender transition.” In addition, when public awareness of “GID” increased from around 2002 onward, “GID” became a positive identity, but at the same time, it has become increasingly associated with physical treatment, marginalizing those who do not undergo surgery. It was also suggested that the conflict between being accepted as “GID” and being a “normal” man still exists even after the concept of “GID” became popular.

『**相関社会科学**』 第30/31合併号 執筆者（掲載順）

セ ン 亜 訓	東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程在学
武内今日子	東京大学大学院人文社会系研究科博士課程在学・日本学術振興会特別研究員
橋 本 摂 子	東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻准教授
田 中 李 歩	日本学術振興会特別研究員PD（独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所）
鈴 木 諒 子	東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻（「人間の安全保障」プログラム） 博士課程在学
吉野日向子	東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻（「人間の安全保障」プログラム） 修士課程在学
三 輪 卓 見	東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻修士課程在学
山 口 晃 人	東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程在学
北 野 廣 平	東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程在学

.....

『**相関社会科学**』 第30/31合併号 選考委員

井 上 彰	東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻教授
佐 藤 俊 樹	東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻教授
坂 井 晃 介	東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻助教

『**相関社会科学**』 第30/31合併号 編集委員

成田龍一郎	東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程在学
小 西 優 実	東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻修士課程在学

『**相関社会科学**』 第30/31合併号
2022年3月1日
編集 『相関社会科学』編集委員会
発行 東京大学大学院総合文化研究科
国際社会科学専攻
東京都目黒区駒場3丁目8番1号
版下作成・印刷
星野精版印刷株式会社
東京都荒川区西尾久4丁目7番地6号

